

全国こども政策主管課長会議

令和6年3月
こども家庭庁支援局
虐待防止対策課

《 目 次 》

I . 児童虐待防止対策の強化について	4
1. 令和4年改正児童福祉法の施行について	5
2. 児童虐待防止対策関係予算(令和5年度補正予算・令和6年度予算案)について	79
3. 管轄人口の適正化のための児童相談所の新規設置促進について	131
4. 福祉行政報告例の適切な報告等について	136
5. その他の児童虐待防止対策の取組について	138
(1) 令和6年度の虐待対応研修について	139
(2) こども虐待による死亡事例等の検証結果等について	144
(3) AIを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツール及びSNSを活用した全国一元的な相談支援体制の構築に係るシステム(親子のための相談LINE)について	152
(4) 困難女性支援法の施行も踏まえた「女性相談支援センター(旧称:婦人相談所)」との一時保護等の連携について	154
(5) 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認調査について	158
(6) オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンの取組について	173

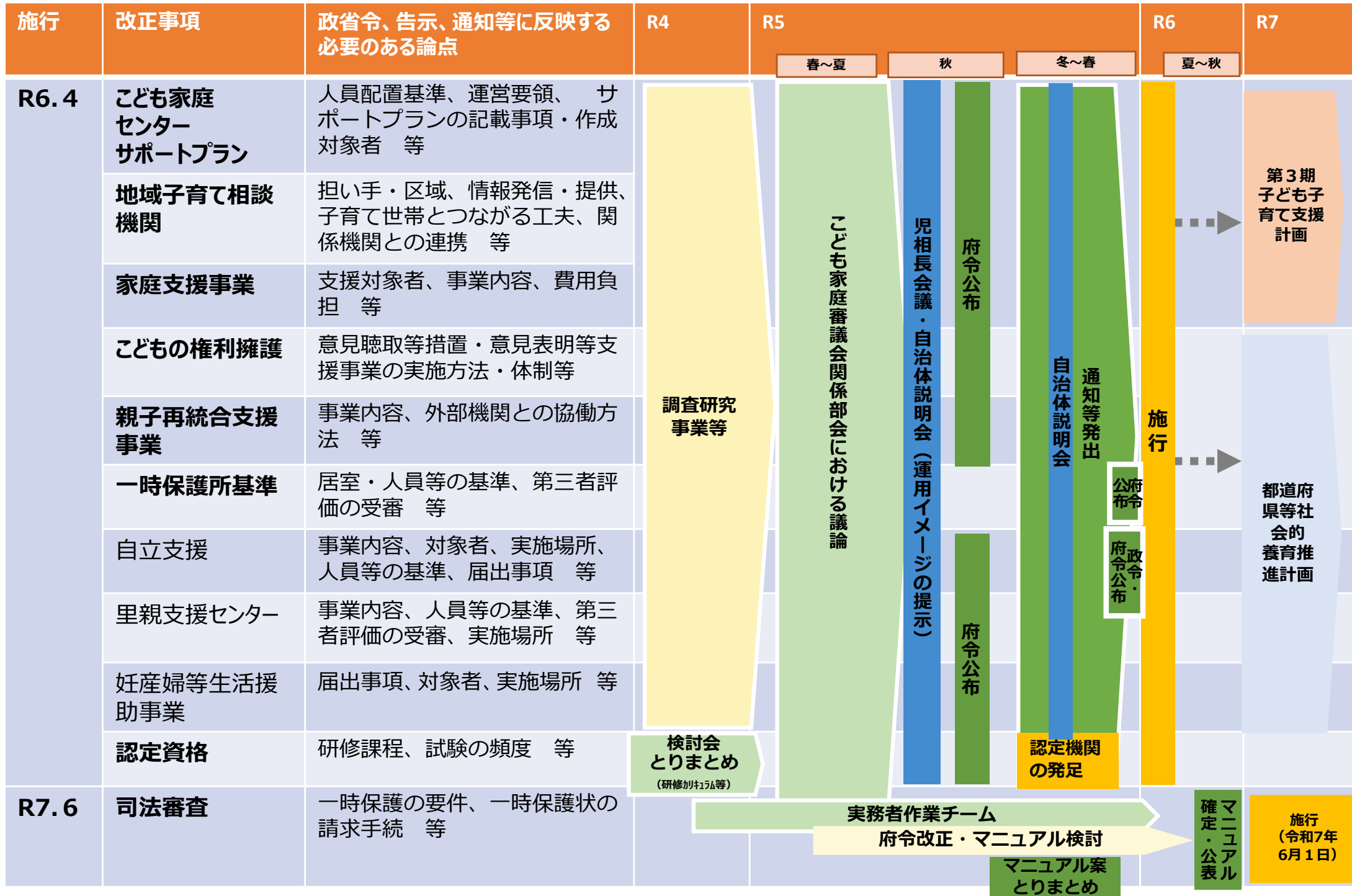
《 目 次 》

Ⅱ. ヤングケアラーへの支援、こども・若者育成支援について……………	179
1. ヤングケアラーへの支援について……………	180
(1) ヤングケアラーの制度改正について……………	181
(2) 社会生活上の困難を抱えるこども・若者支援について(子ども・若者育成支援推進法関係)……………	184
(3) こども家庭センターにおけるヤングケアラーへの支援について……………	186
(4) ヤングケアラーの支援に向けた令和6年度予算案について……………	188
(5) ヤングケアラー社会的認知度向上のための広報啓発について……………	194
2. こども・若者育成支援について……………	196
(1) 「虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援」について…	197

I . 児童虐待防止対策の強化について

1. 令和4年改正児童福祉法の施行について

施行に向けた準備（実施要綱等に盛り込むべき事項、スケジュール）



※ 令和6年4月に向け、令和4・5年度は、令和3年度補正予算(安心こども基金)等を活用し先行的な取組を実施。

令和6年4月1日（一時保護時の司法審査については令和7年6月1日）の施行に向けた、各改正事項の検討状況と今後自治体にご対応をお願いしたい主な事項は以下のとおり。

改正事項	施行に向けた検討状況とご対応をお願いしたい主な事項
<p>こども家庭センター 【虐待防止対策課・母子保健課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ こども家庭センターのガイドラインについては、昨年12月に自治体に案をお示ししており、自治体からのご意見等を踏まえ、令和6年3月に確定版を通知予定。 ○ 令和8年度中にこども家庭センターの全国展開が図られるよう、令和9年度以降は、こども家庭センターの要件を満たしていない場合、旧子育て世代包括支援センターの運営費及び旧子ども家庭総合支援拠点の運営費については補助対象外とする予定。 ○ 各市区町村においては、令和8年度までにこども家庭センターの整備を進めていただくようお願いしたい。（※） <p>※ 既にこども家庭センターの機能を有している自治体が12.2%、令和6年度からの整備に向けて準備している自治体が53.1%、令和7年度以降の整備を検討している自治体が23.0%と、約9割の自治体が既に対応を進めている。（令和5年10月虐待防止対策課調べ）</p>
<p>地域子育て相談機関 【成育環境課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域子育て相談機関の設置運営要領案を、1月25日の自治体説明会でお示ししており、令和6年3月に確定版を通知予定。 ○ 保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点などの地域資源を活用し、第三期市町村子ども・子育て支援計画の期間内のできる限り早期に地域子育て相談機関を管内中学校区に一つの設置できるよう、計画の策定をお願いしたい。
<p>家庭支援事業（※）の利用勧奨・措置 【成育環境課】</p> <p>※子育て短期支援事業、一時預かり事業、養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業の6事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用勧奨・措置の運用についてはこども家庭センターのガイドラインに記載する。上述の通り、昨年12月に自治体に案をお示ししており、自治体からのご意見等を踏まえ、令和6年3月に確定版を通知予定。 ○ 利用勧奨・措置は、支援の必要性があるものの契約では利用につながらない家庭に対して支援を届けるために重要な制度であり、令和6年4月から運用できるよう、準備をお願いしたい。

令和4年改正児童福祉法の施行について

改正事項

施行に向けた検討状況とご対応のお願い

家庭支援事業 (新設・拡充分) 【成育環境課】

- (子育て世帯訪問支援事業・児童育成支援拠点事業)
- 実施要綱案及びガイドライン案を、昨年12月に自治体へ送付。その後、自治体からのご意見等を踏まえ、令和6年3月に確定版を通知予定。
 - また、子育て世帯訪問支援事業の施行に伴い、養育支援訪問事業における育児・家事援助が、子育て世帯訪問支援事業に移行することにご留意いただきたい。

- (親子関係形成支援事業・子育て短期支援事業)
- 実施要綱案を、1月25日の自治体説明会でお示しした。その後、自治体からのご意見等を踏まえ、令和6年3月に確定版を通知予定。

※これらの家庭支援事業は、子ども・子育て支援法上の「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられることから、昨年9月にお示した『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方(初版)』を参考に、「量の見込み」を適切に算出し、計画的に整備を進めていただきたい。

一時保護施設の設備・ 運営基準等 【虐待防止対策課】

- 一時保護施設の設備・運営基準については、令和6年1月～2月でパブリックコメントを実施したところであり、3月に公布予定。併せて1月25日の自治体説明会で概要案をお示ししたとおり、一時保護ガイドラインの見直しも行う予定。各自治体においては、府令を踏まえて令和6年度中に条例の制定を行うとともに、一時保護施設のこどもの権利擁護や適切なケアが可能となるよう、基準やガイドラインに沿った対応をお願いしたい。
- 令和6年度予算案において、一時保護施設の職員配置等の環境改善のための予算も盛り込んだところであり、積極的な活用をお願いしたい。

権利擁護 親子関係再構築支援 【虐待防止対策課】

- こどもの権利擁護・親子関係再構築支援については、先行自治体等の取組事例なども含む運用マニュアルやガイドラインを昨年12月に発出。
- 安心子ども基金を活用する形で関係予算も確保しているところであり、各運用マニュアル・ガイドラインを踏まえて積極的かつ適切に取組を推進願いたい。

令和4年改正児童福祉法の施行について

改正事項

施行に向けた検討状況とご対応のお願い

こども家庭ソーシャルワーカー【虐待防止対策課】

- こども家庭ソーシャルワーカーの認定機関として、昨年12月に一般財団法人日本ソーシャルワークセンターを認定。令和5年度中に資格取得に向けた研修の対象者の具体的な受講要件（研修対象者の実務経験や保有資格等）を定める通知を发出予定。
- 令和6年2月以降、認定機関により研修実施機関の募集等が行われ、令和6年度早期より研修実施機関による受講者の募集・講習が開始され、令和6年度末に試験が実施される予定。令和6年度予算案には、児童相談所やこども家庭センター、保育所、児童養護施設等の職員の資格取得支援等のための新たな補助を盛り込んだところであり、積極的な活用をお願いしたい。

児童自立生活援助事業【家庭福祉課】

- 児童自立生活援助事業の支援対象者を定める関係法令については、令和5年度末に公布予定。また、実施要綱案についてはこの会議でお示し、令和5年度末を目途に发出予定。
- 本事業のガイドラインについては、令和5年度末を目途に发出予定。

社会的養護自立支援拠点事業【家庭福祉課】

- 社会的養護自立支援拠点事業については、実施要綱案を1月25日の自治体説明会でお示ししており、自治体からのご意見等を踏まえ、令和5年度末を目途に確定版を发出予定。
- 本事業のガイドラインについては、令和5年度末を目途に发出予定。

里親支援センター【家庭福祉課】

- 里親支援センターの実施要綱案を1月25日の自治体説明会でお示ししており、自治体からのご意見等を踏まえ、令和5年度末を目途に確定版を发出予定。
- 本センターのガイドラインについては、令和5年度末を目途に发出予定。

妊産婦等生活援助事業【家庭福祉課】

- 妊産婦等生活援助事業の実施要綱案を1月25日の自治体説明会でお示ししており、自治体からのご意見等を踏まえ、令和5年度末を目途に確定版を通知予定。
- 本事業のガイドラインについては、令和5年度末を目途に发出予定。

司法審査【虐待防止対策課】

- 本年1月に「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル案」をとりまとめ。今後、令和7年6月1日の施行に向け、令和6年春頃までにかけて10か所程度の自治体に協力を得て、司法審査の試行運用を行う予定。その結果を踏まえて、児童相談所の人員体制の強化に係る検討を進めるとともに、マニュアル案について更なる検討を行い、令和6年の夏～秋頃にマニュアルの確定、一時保護の要件の府令の公布を行う予定。

P10～62、65、68～78は
令和6年1月25日に実施した
自治体向け改正児童福祉法説明会の資料

こども家庭センター

こども家庭センターガイドラインの構成は以下を予定

第1章

第1節 はじめに

1. こども家庭センター創設の背景・目的
2. 本ガイドラインの位置付け

第2節 「こども家庭センター」の役割と業務

1. 「こども家庭センター」の役割
2. 「こども家庭センター」の業務の概要
3. 関係機関との連携について

第3節 業務実施のための環境整備

1. 「こども家庭センター」としての要件
2. 職員の確保
3. 人材育成等
4. 施設形態
5. 「こども家庭センター」における情報の取扱い

第4節 母子保健機能と児童福祉機能による一体的支援の実施

1. 一体支援の業務
2. サポートプランの作成、評価、更新
3. 「こども家庭センター」が一体的支援の効果的な実施のために取り組むべき事項

第2章

母子保健機能の業務を記載

(子育て世代包括支援センターガイドラインを改正)

※令和5年9月13日付け事務連絡「こども家庭センター業務ガイドライン（暫定版）のうち母子保健部分の送付について」

第3章

児童福祉機能の業務を記載

(市町村子ども家庭支援指針（ガイドライン）を改正)

ガイドライン案（第1章）のポイント①

「こども家庭センター」は、従来の「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながらも、**一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応することを目指している。**また、「家庭支援事業」をはじめとする地域資源を有機的に組み合わせた具体的な支援を届けていくための中核的機能を担っていくことが期待される。

【こども家庭センターの役割】

➤ こども家庭センターが担うべき主な役割は以下のとおり

- 母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、①妊産婦及び乳幼児の**健康保持・増進に関する包括的な支援**、②こどもとその家庭(妊産婦を含む)の**福祉に関する包括的な支援を、切れ目なく、漏れなく提供する。**
- 妊産婦、こどもやその家庭の課題・ニーズを、母子保健・児童福祉それぞれの専門性を活かし、合わせることでより深く汲み取る。
- 個々の家庭の課題・ニーズに応えるために、「家庭支援事業」を中心とする必要なサービスや地域資源を有機的に組み合わせ、「サポートプラン」として必要な支援内容を組み立てる。
- 「サポートプラン」に沿った支援が適切に提供されるよう**関係機関のコーディネート**を行い、変化する家庭の状況に応じた支援内容の見直し等を含めた**継続的なマネジメントを実施する。**
- 地域全体のニーズ・既存の地域資源の把握を行うとともに、不足する地域資源については**新たな担い手となり得る者を発掘し、財政支援等と結びつけること等により地域資源を開拓し、関係機関間の連携を高めることにより、地域内の子育て家庭へ必要な支援を着実に提供できる体制を整備する。**

➤ 子育て家庭の困難を地域社会でしっかりと支えていくことは、児童福祉法上の「家庭養育優先原則」やパーマナンスー保障の理念に基づき、こどもたちが地域の中で幸せに暮らし続けることができる社会を担っていく上で非常に重要な意義を果たすもの

【関係機関との連携】①

➤ 関係機関との連携の重要性

- ・ 「こども家庭センター」においては、地域のすべての妊産婦・子育て家庭に対する支援業務を担うことから、地域において母子保健や子育て支援に携わっている関係者との連携が欠かせない。さらに、支援が必要な妊産婦・子育て家庭への支援業務をになっていく上では、**自ら支援を求めるとは限らない困難を抱える家庭をできる限り早期に発見・把握し、支援につなげていくためには「こども家庭センター」自身の母子保健機能・児童福祉機能に閉じることなく、妊産婦・子育て家庭と接点を有し得る多様な関係機関（民間主体を含む）との日常的な連携関係を構築していくことが必要。**

【関係機関との連携】②

➤ 関係機関との具体的な連携関係の構築

- ・ 「こども家庭センター」においては**子育て支援施策等の担当者や関係機関と、顔の見える関係性・信頼関係を築き、気になるこども・家庭があった場合の相談先としての相互の連絡窓口（担当者・連絡先等）を明確にすること等により、支援を必要とするこども・家庭の情報が速やかに共有され、共に連携して当該こども・家庭を支えていくことができる体制を整えることが重要。**
- ・ 要対協の場を活用し、**日常的な情報共有が必要な関係機関を要対協の構成員としてあらかじめ位置づけておくことが情報共有の円滑化の工夫として効果的。支援を必要とするこども・家庭に関する情報が集まり、ともに連携して継続的に支援していく協力体制をつくっていくことが重要。**

➤ ヤングケアラーへの支援強化のための関係機関との連携

- ・ **学校（特に小学校・中学校）との間で、顔の見える関係性・信頼関係を築き、気になるこども・家庭があった場合の相談先としての相互の連絡窓口（担当者・連絡先等）を明確にしておくことが重要。**介護保険サービス・障害福祉サービス等の関係機関との支援内容の調整が必要であることから、それぞれの機関の担当部署やサービス調整者との日常的な連携関係を構築しておくことも重要。
- ・ 「こども家庭センター」は、**①ヤングケアラーの把握のステージにおいて学校との連携を図り、②把握したヤングケアラーの家庭のアセスメント・支援方針の決定や、支援方針に基づくサービス実施・フォローアップのステージにおいては介護・障害等のサービス調整者との連携を図りながら、常にヤングケアラーであるこどもの立場に立った関係機関の調整・継続的マネジメントの実施等を行っていくことが期待される。**

【母子保健機能と児童福祉機能による一体的支援の実施】

- 母子保健機能と児童福祉機能による一体的支援の主な業務は、**①母子保健と児童福祉の各機能におけるケース対応、②統括支援員による一体的支援に向けた母子保健と児童福祉機能間の調整、③合同ケース会議の開催、④サポートプランの作成・評価・更新**

こどもまんなか
こども家庭庁 ガイドライン案（第1章）のポイント③

【合同ケース会議の協議対象と運営（イメージ）】

**母子保健機能における支援が必要な対象者
で合同ケース会議に諮ることが望ましいもの**

妊産婦やこどものいる家庭に生じる養育上の問題や保護者の心身の不調等により支援が必要と考えられ、特定妊婦や要保護児童等の段階ではないが児童福祉機能との相互の情報共有や両機能で連携した支援が必要であると考えられる家庭 等

児童福祉機能との情報共有・連携が必要となるケース(例)

- ・リスクアセスメントシート※を活用し、合同ケース会議での協議が必要であると考えられる家庭
- ・特定妊婦の可能性が高く、児童福祉機能との協議が必要と考えられる家庭
- ・支援を行っている妊産婦、乳幼児のいる家庭であり、児童福祉機能と連携した支援が必要であると考えられる家庭 / 等

**統括支援員の
判断において
共有する
対象者**

合同ケース会議において両機能による支援方針を決定し進捗管理を行っている場合、統括支援員自身が開催が望ましいと判断する場合 / 等

**児童福祉機能における支援が必要な対象者
で合同ケース会議に諮ることが望ましいもの**

新規に受理したケースや、要保護児童対策地域協議会による進行管理中及び終結ケース等のうち、母子保健機能との情報共有や一体的支援が必要であると考えられる家庭 等

母子保健機能との情報共有・連携が必要となるケース(例)

- ・新規で相談に来た家庭のうち、母子保健機能との情報共有が必要と考えられる家庭
- ・緊急に支援を要する家庭であるが、早期に母子保健機能との情報共有が必要であり、一体的な支援が効果的であると考えられる家庭
- ・支援を行っている妊産婦、乳幼児のいる家庭であり、母子保健機能と連携した支援が必要であると考えられる家庭
- ・明らかに児童福祉機能の判断で要保護児童および要支援、特定妊婦であると判断し、母子保健機能と連携した支援が必要であると考えられる家庭
- ・要保護児童対策地域協議会での進行管理が終結するケースのうち、母子保健機能への情報提供や継続支援が必要であると考えられる家庭 / 等

両機能で共有すべきケースだと考えた時に統括支援に相談する



母子保健機能職員 統括支援員 児童福祉機能職員

合同ケース会議の開催

合同ケース会議の運営方法や協議事項

- ・統括支援員、母子保健機能の職員（保健師等）、児童福祉機能の職員（こども家庭支援員）等が出席する
- ・各機能のアセスメント情報や、作成中 / 作成したサポートプランを共有し、参加者で一体的に行う支援について役割分担も含めて検討する
- ・全ケースではなく一部のケースにおいて要保護児童 / 要支援児童 / 特定妊婦に該当するかの判断や当該家庭への支援方針の検討・決定を行う
- ・両機能による支援方針を検討・決定し、具体的に役割を定めつつ、サポートプランの更新などを連携して行う

※令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「母子保健における児童虐待予防等のためのリスクアセスメントの実証に関する調査研究」にて作成したシート（国立成育医療研究センター）
https://www.ncchd.go.jp/center/activity/kokoro_jigyo/

【サポートプランの作成】

- ・支援対象者との十分な信頼関係の構築には、サポートプランの作成過程において、行政の立場からみた支援対象者のリスクに着目するだけでなく、支援対象者の声を丁寧に聴き取る過程でニーズを把握し、こどもの最善の利益の実現という同じ目標に向かう協働関係（パートナーシップ）を形成することが欠かせない。
- ・サポートプランは、対象者と一緒に考え作成するものであり、これにより信頼関係を構築し、協働作業を通じて支援内容について円滑に合意形成を図り、支援につなげていくためのツールとも位置づけることができる。
- ・サポートプランを作成する対象者は、一義的には母子保健法の規定による「母性並びに乳児及び幼児の心身の状態に応じ、健康の保持及び増進に関する支援を必要とする者」や、児童福祉法の規定による「児童及び妊産婦の福祉に関し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童等その他の者」である。このように、母子保健・児童福祉の観点からの支援を必要とする者を含んでおり、特定妊婦・要支援児童・要保護児童に該当しない場合であっても、行政からの支援・サポートプランの作成を希望する者や、要保護状態・要支援状態に陥る兆候が見られ予防的観点から早期の支援開始が児童の福祉に資すると考えられる者は、サポートプランの作成対象に含まれる。
- ・作成の同意が得られない場合については、可能な限り対話等を通じて支援対象者のニーズ把握を行い、行政内部での支援計画等に反映させ、支援を実施する。

【サポートプランへの記載事項等】（児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令 第1条の39の2）
法第10条第1項第4号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 **心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童等その他の者**（以下この条において「要支援児童等その他の者」という。）の意向
- 二 **要支援児童等その他の者の解決すべき課題**
- 三 **要支援児童等その他の者に対する支援の種類及び内容**
- 四 **前三号に掲げるもののほか、市町村長が必要と認める事項**

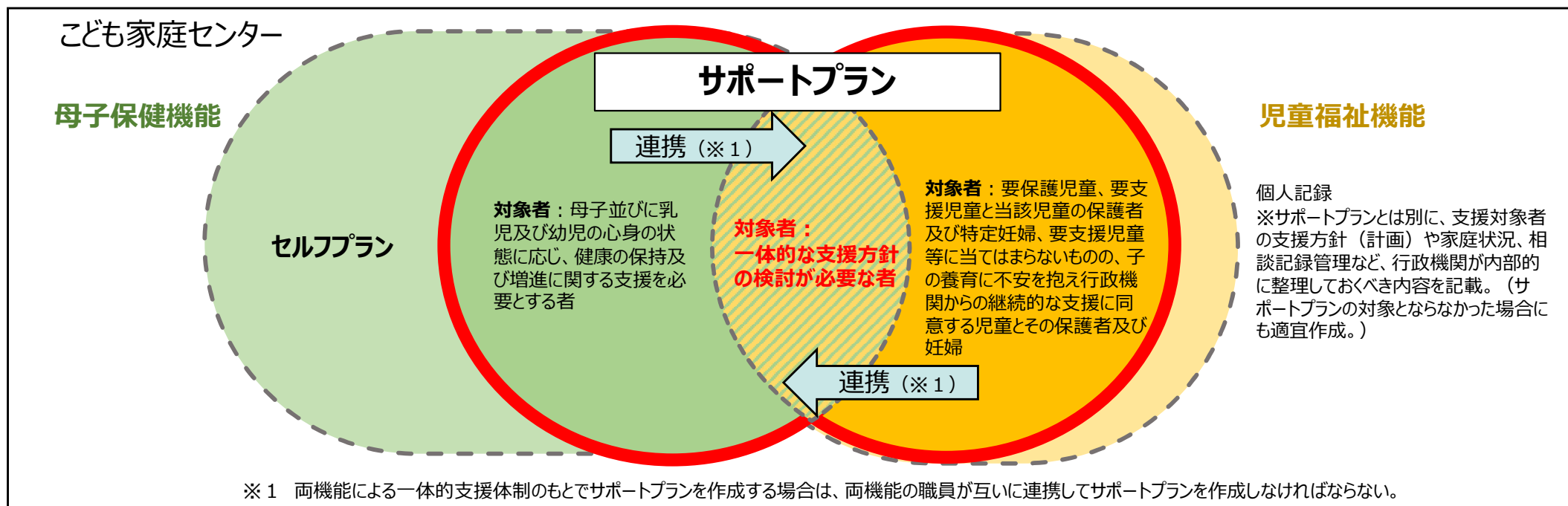
2 法第10条第1項第4号に規定する計画（以下この項において「サポートプラン」という。）を作成する場合において、要支援児童等その他の者が、母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）第1条第1項に規定する包括的支援対象者であるときは、サポートプランの作成を担当する職員は、同項に規定する計画の作成を担当する職員と連携してサポートプランを作成しなければならない。

※内閣府令において母子保健法についても同様の記載あり。

こどもまんなか
こども家庭庁 ガイドライン案（第1章）のポイント⑤

【サポートプランと他の文書との関係性等】

- ・母子保健機能のサポートプランの対象者は、従来より子育て世代包括支援センターで作成してきたこれまで「支援プラン」の作成対象者と同様である。（※詳細は令和5年9月13日付け事務連絡「こども家庭センター業務ガイドライン（暫定版）のうち母子保健部分の送付について」を参照）
- ・一方、児童福祉機能のサポートプランの対象者は要支援児童等のみではなく、行政からの支援・サポートプランの作成を強く希望する者等も対象となり、より幅広い家庭が対象。
- ・両機能が連携した一体的支援体制のもとでサポートプランを作成すべきケースでは、合同ケース会議等で両機能が協議する等により、両機能のそれぞれのサポートプランに統括支援員の下での一体的な支援方針を反映させることを想定しているが、両機能間で合意が図られる場合は、一体的な作成がしやすいよう共通様式を作成し運用することが望ましい。



【サポートプランの作成上の留意点】

- ・支援対象者が、サポートプランの作成過程に主体的に関与し、有効かつ実効性のあるサポートプラン作成を行うためには、作成の前段階として、妊産婦・保護者・子どもといった支援対象者との関係構築とその維持が必須条件となり、そのためにも**初回の面接時（訪問時）の支援者である職員の姿勢がとりわけ重要である。支援者である職員の姿勢として、傾聴、共感、承認（これまで養育を頑張ってきた経験や、来訪したことなどをねぎらい、認めること）が重要となる。**また、サポートプランは支援者である職員と支援対象者が一緒に考えて作るものであり、相互に相談しあえる経験を重ねることも重要。
- ・支援対象者にとっては信頼できる人（職員）がサポートプラン作成に関与していると感じることで効果的な支援につながりやすくなり、支援者である職員にとっても、支援対象者のリスクだけでなくニーズに着目することでより良い支援が実現できることに留意する（ニーズアセスメント）。ニーズアセスメントは、支援を受けることに消極的・拒否的な感情を抱く者のニーズ、本人が自覚しつつも表明されないニーズ、あるいは本人の自覚はないが客観的に解決が必要と考えられるニーズ等を、支援対象者と支援者（職員）と一緒に表面化させる作業である。
- ・支援対象者との関係構築や支援を受け入れる姿勢が整っていることを確認したのち、サポートプランを本人に提示する。それぞれのサービス等の支援がどのようなものか、盛り込んだ支援によって支援対象者の生活がどのように変わると見込まれるか等について、支援者である職員が、支援対象者とともにサポートプランの内容をそれぞれ確認することが重要である。
- ・作成したサポートプランの内容の最終的な確認を行い、支援対象者の理解を得るために、**サポートプランは可能な限り対面で手交すること望ましい。**ただし、手交すると自体が目的ではなく、支援者である職員と支援対象者がサポートプランの理念や目的をよく理解し、一緒に考える中でサポートプランの理念や目的をよく理解し、信頼関係を丁寧に作った結果として、手交できる関係性の構築を目指すものであることに留意する。
- ・サポートプランの作成をはじめとして、「こども家庭センター」だけでなく他機関からの支援等の受け入れに対しても拒否を示す場合や、複数回の連絡・家庭訪問等を行っても家庭の状況把握ができない等、信頼関係を構築することが極端に難しい場合は、家庭支援事業の利用勧奨・措置や、児童相談所への送致など、次の方策について検討し、支援方針を決めることが重要である。また、支援を有効に行うために、保護者にサポートプラン等の提案・説明をしないほうが良いと考えられる場合には、こども家庭センター内部や要対協の個別ケース検討会議等で、その点についての合意形成を図り、記録に記載しておく。

1 「こども家庭センターのガイドライン」について

- 当該ガイドラインとして、こども家庭センターにおける母子保健機能と児童福祉機能の一体的相談体制の具体的な運用等について記載予定。12月に自治体へ第1章の案をお示したところであり、現在自治体に意見照会中。当該意見等を踏まえ、令和6年3月に確定版を通知する予定。
※なお、「こども家庭センターのガイドライン」はあくまで効果的な支援を行っていくための参考としてお示しするものであり、母子保健と児童福祉の一体的な支援に向けた体制の構築の検討を進めている自治体については、本ガイドラインを待つことなく、地域の実情等に応じ、より効果的な方法へ創意工夫していただいて構わない。

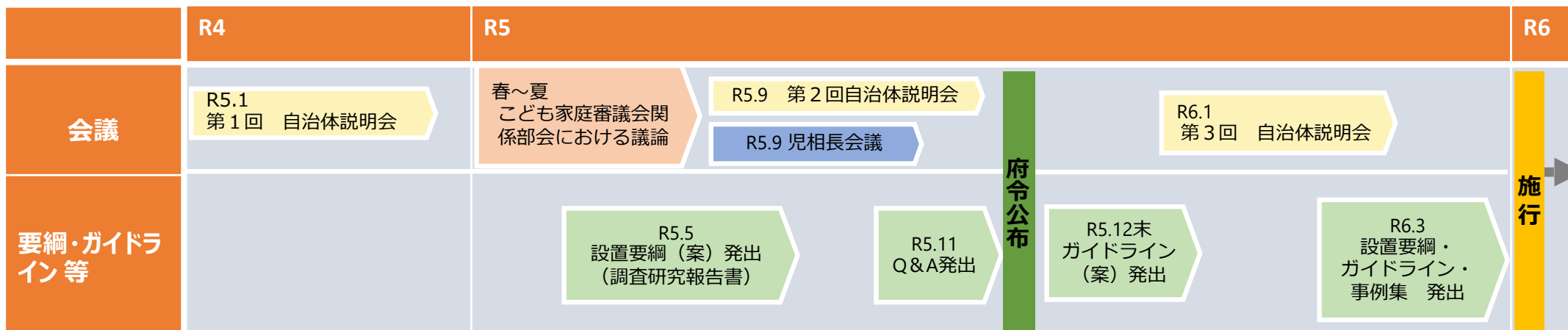
2 サポートプランについて

- サポートプランについては、上記ガイドラインにその運用等についてお示しする予定。
- 現時点における検討に当たっては、令和4年度「こども家庭センター及びサポートプランについての調査研究報告書」及び11月にこども家庭庁ホームページに掲載したQ&Aを参考としてください。

3 「設置要綱」について

- 財政支援のための設置要綱を令和6年3月に通知する予定。

【スケジュール】



統括支援員の基礎研修の概要

趣旨

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センター設置の意義・業務内容を理解し、統括支援員の役割等について学ぶ。

方法

オンデマンドによるオンライン研修
 (子どもの虹情報研修センター・西日本こども研修センターあかしから配信)
 (開催時期) 令和6年4月以降配信予定
 (研修時間) 約18時間(90分×12コマ)
 ※研修修了者に対し、修了証書を発行

「統括支援員」とは

統括支援員の要件は以下のいずれかに該当する者であり、かつ一体的支援に係る基礎研修を受講した者とする。

- ① 保健師、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカー等の母子保健、児童福祉に係る資格を有し、一定の母子保健又は児童福祉分野の実務経験を有する者
- ② 母子保健機能、児童福祉機能における業務の双方(又はいずれか)において相談支援業務の経験があり、双方の役割に理解のある者
- ③ その他、市区町村において上記と同等と認めた者

(統括支援員に求められる資質)

- ・予防からハイリスク支援までの一連の流れを理解していること
- ・支援に活用できる社会資源を熟知していること
- ・支援のモニタリング、評価、見直しに関して一定の判断ができること

役割(1)

母子保健機能と児童福祉機能を理解し、社会資源を活用した支援のマネジメントや必要な助言ができる。

役割(2)

母子保健機能と児童福祉機能の双方による支援の一連の流れを理解し、一体的支援を行えるよう調整する。

研修科目

【特徴】

- ・母子保健と児童福祉の事例を通じた実践的な学び
- ・合同ケース会議の運営やサポートプランの作成・活用について詳しく解説
- ・実務者からの報告等と講義を一体的に実施

組織内の連携基盤(統括支援員の役割、組織内連携の推進/等)

母子保健の制度・実践(妊娠期からの切れ目のない支援/等)

児童福祉の制度・実践(児童虐待対応、こどもへの影響/等)

支援ネットワークの体制構築と社会資源の把握・開拓

関係機関との連携(マクロレベルの関係性のマネジメント)

アセスメント・モニタリング・評価・見直しに関する視点

<子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）+重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）>

令和6年度予算案 2,208億円の内数（1,920億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。

2. 施策の内容

基本型

○「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成。

【利用者支援】 → **当事者の目線に立った、寄り添い型の支援**

地域子育て支援拠点等の身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等に基づいて、子育て支援に関する情報の収集・提供、子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援を行う。

【地域連携】 → **地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援**

利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成や、地域に必要な社会資源の開発等を行う。

※ 令和6年度以降、「地域子育て相談機関」として子育て家庭等と継続的につながりを持ちながら実施する相談・助言や、「こども家庭センター」との連携が上記に含まれる。

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置（基本Ⅲ型を除く）

※子ども・子育て支援に関する事業の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）

○主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

こども家庭センター型

○旧子育て世代包括支援センター及び旧市区町村子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する。

《職員配置》

主に母子保健等を担当する保健師等、主に児童福祉（虐待対応を含む）の相談等を担当する子ども家庭支援員等、統括支援員 など

3. 実施主体等

○実施主体 市町村（特別区を含む）

○負担割合 国（2/3）、都道府県（1/6）、市町村（1/6）

○主な補助単価（令和6年度予算案）

【基本事業】

基本Ⅰ型	基本Ⅱ型	基本Ⅲ型	特定型	こども家庭センター型
7,730千円	2,433千円	300千円	3,232千円	※職員配置形態等により異なる

【開設準備経費】改修費等 4,000千円 ※基本Ⅲ型を除く

○実施か所数の推移（単位：か所数）※母子保健型はR5まで、こども家庭センター型はR6から

	基本型	特定型	母子保健型	こども家庭センター型	合計
R3年度	981	379	1,675	—	3,035
R4年度	1,043	378	1,720	—	3,141

【加算事業】※基本Ⅰ型、Ⅱ型の場合

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応	多機能型事業	こども家庭センター連携等加算
1,500千円	807千円	1,105千円	1,999千円	805千円	800千円	3,315千円	300千円

<子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）+重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）>

令和6年度予算案 2,208億円の内数（1,920億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 施策の目的

- 改正児童福祉法により、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとした。
- 「こども家庭センター」の設置は、これまで「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」それぞれの設置を進めてきた中で、両機関がともに特定妊婦や要支援児童等を支援対象に含んでいるにもかかわらず、組織が別であるために、連携・協働に職員の負荷がかかったり、情報共有等が成されにくい等の課題が生じていたことに対して、両機能を組織として一体的に運営することにより、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図るために行われるものである。

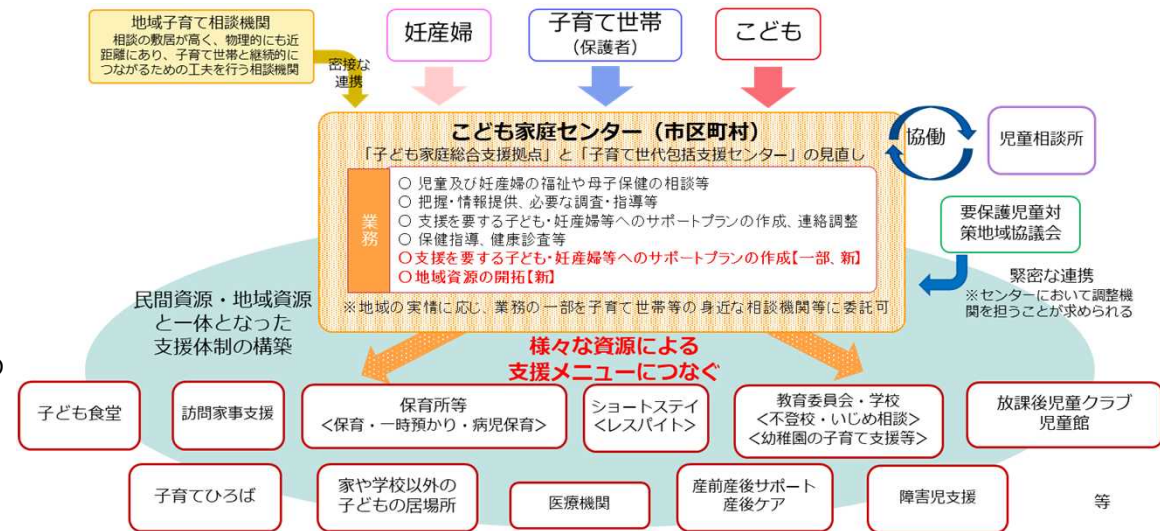
2 施策の概要・スキーム

新たに「利用者支援事業（こども家庭センター型）」を創設

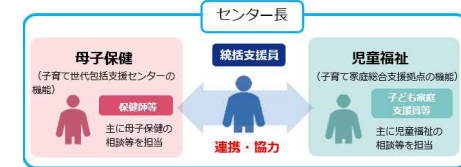
※現行の「子育て世代包括支援センター」及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点」に係る財政支援（安心こども基金で実施していた母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業も含む）を一本化

<業務内容>

- 主に児童福祉（虐待対応を含む。）の相談等を担当する子ども家庭支援員等と、主に母子保健の相談等を担当する保健師等が配置され、それぞれの専門性に応じた業務を実施
- 統括支援員が中心となり、子ども家庭支援員等と保健師等が適切に連携・協力しながら、妊産婦やこどもに対する一体的支援を実施
- 妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成
- 民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓 等



<こども家庭センターにおける一体的支援>



利用者支援事業（こども家庭センター型）

3 実施主体等

【実施主体】市区町村 【補助率】国：2/3、 都道府県：1/6、 市区町村：1/6

【補助単価】

①統括支援員の配置

1か所当たり 6,324千円

②母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）の運営費

保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合	1か所当たり	14,331千円
保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合	1か所当たり	6,994千円
保健師等専門職員を専任、困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合	1か所当たり	11,834千円
保健師等専門職員を兼任、困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合	1か所当たり	9,491千円
保健師等専門職員のみを専任により配置する場合	1か所当たり	9,337千円
保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合	1か所当たり	4,497千円

③児童福祉機能（旧子ども家庭総合支援拠点）の運営費

直営の場合（1支援拠点当たり）		一部委託の場合（1支援拠点当たり）	
小規模A型	3,771千円	小規模A型	9,205千円
小規模B型	9,700千円	小規模B型	15,134千円
小規模C型	16,133千円	小規模C型	21,567千円
中規模型	21,588千円	中規模型	32,455千円
大規模型	40,091千円	大規模型	61,825千円
上乗せ配置単価	2,715千円(1人当たり)	上乗せ配置単価	常勤職員 5,646千円(1人当たり) 非常勤職員 2,715千円(1人当たり)

④サポートプラン作成にかかる支援員の加算（直営の場合は非常勤職員、委託により実施する場合は常勤職員も可とする）

直営の場合 2,715千円(1人当たり) 委託の場合 5,646千円(1人当たり)

※配置人数については、サポートプラン40件作成につき1人とする。

ただし、人口10万人未満の自治体は1名、人口10万人以上かつ30万人未満の自治体は2名、人口30万人以上の自治体は3名を上限とする。

⑤担い手の確保等の地域資源の開拓（コーディネーター）（直営の場合は非常勤職員、委託により実施する場合は常勤職員も可とする）

直営の場合 2,715千円(1人当たり) 委託の場合 5,646千円(1人当たり)

※地域資源開拓に必要なコーディネーターの配置については、人口規模に関わらず1自治体につき1名までとする。

⑥制度施行円滑導入経費（家庭支援ニーズ等実態調査や関係機関会議に係る費用）

1か所当たり 3,330千円

⑦こども家庭センターの開設準備費

※ただし、補助の対象は、補助の申請を行う年度又は補助の申請を行う翌年度に設置されるこども家庭センターとし、こども家庭センター1か所につき、補助は1度に限るものとする。

1か所当たり 7,678千円

※②及び③については、令和8年度まではこども家庭センターの要件を満たしていない場合であっても、それぞれの人員配置基準等を満たす場合は、国庫補助をそれぞれのか所数に応じて行います。（令和9年度以降はこども家庭センターの要件を満たしていない場合、補助対象外となります。）

一時保護施設の設備・運営基準案等

改正法の概要

- 一時保護施設については、児童養護施設の設備・運営基準を準用しているところであるが、一時保護はこどもにとって不安の大きい状況であり、より手厚い対応が必要となることから、新たに一時保護施設独自の設備・運営基準を策定することとしている。
- この基準は、一時保護施設におけるこどもの状況が様々であり、一律の対応ではなく個々の事情・態様に応じた個別ケアが求められていることを踏まえ、こどもの権利擁護や個別的なケアを推進するための職員配置基準等、一時保護施設の質を担保するための事項について規定することを想定している。
- 9月の自治体説明会においてお示した基準案について、部会や自治体の意見を踏まえ見直しを行い、1月からパブリックコメントを実施し、3月に公布を予定している。

今後のスケジュール

令和6年

- 1月～2月 一時保護施設の設備・運営に関する基準案（府令案） パブリックコメント
- 3月頃 一時保護施設の設備・運営に関する基準府令の公布
一時保護ガイドライン等の発出
- 4月 一時保護施設の設備・運営に関する基準府令の施行

今後自治体をお願いしたい事項

- 児童福祉法等の一部を改正する法律の附則第6条において以下のとおり規定していることから、各自治体においては、府令施行（令和6年4月1日）から一年を超えない期間内において、条例の制定をお願いしたい。

附則第6条 新児童福祉法第十二条の四第一項に規定する一時保護施設に係る同条第二項に規定する基準については、施行日から起算して一年を超えない期間内において同項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第三項に規定する内閣府令で定める基準をもって、当該都道府県の条例で定められた基準とみなす。

※ 基準案概要の文末について

★：条例を定めるに当たって従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。

☆：条例を定めるに当たって参酌すべき基準

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

基準案の概要

注：前回説明会から修正した箇所は赤字。修正趣旨は青字

(1) 一時保護施設の第三者評価

- 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。☆

(2) 児童の権利擁護等

- 都道府県知事は、一時保護施設職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。★ ⇒ 第2回部会でのご意見を踏まえ、従うべき基準に変更
- 都道府県知事又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護するための仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、児童の年齢、発達の状況その他当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。★
- 一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利の制限をしてはならない。正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。施錠等により児童の行動の制限をしてはならない。★ ⇒規定位置を(4)設備基準から移動
- 一時保護施設においては、合理的な理由なく、児童の所持する物の持ち込みを禁止してはならない。合理的な理由がある場合に、やむを得ず持ち込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上で行うよう努めなければならない。★

(3) 児童の健康状態の把握

- 入所した児童の健康状態を把握するために、児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。☆
⇒ 第2回部会でのご意見を踏まえ、歯科医師を追記

基準案の概要

(4) 設備基準

- 児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場又は屋外運動場（※1）、相談室、食堂（※2）、調理室、浴室及び便所を設けること。（※3）★
 - ※1 一時保護施設の付近に、屋内運動場又は屋外運動場に代わるべき場所がある場合を含む。★
 - ※2 ユニット（入居定員がおおむね六人以下）を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。★
 - ※3 加えて、児童三十人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設けること。☆
- 児童が安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めること。☆
- 児童の居室の一室の定員は、四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。☆（面積に係る部分は★）
- 少年（小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者）の居室の一室の定員は、一人となるよう努めるとともに、その面積は、八平方メートル以上となるよう努めなければならない。ただし、複数の児童（少年を含む。）での利用が可能な居室を設け、少年の福祉のためにその居室を利用させることが適当であると認める場合には、当該少年が当該居室を利用できるよう努めること。☆
- 居室、浴室及び便所を設けるに際しては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。☆
- ~~施設等により児童の行動の制限をしてはならない。また、~~児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮しなければならない。★ →規定位置を移動

基準案の概要

(5) 職員配置基準

- 一時保護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、看護師、個別対応職員、心理療法担当職員、学習指導員（※1）、栄養士及び調理員を置かなければならない。（※2）★

※1 学習指導員は、教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。★

※2 学習指導を委託する施設においては学習指導員を、児童十人以下を一時保護する施設においては個別対応職員を、児童四十人以下を一時保護する施設においては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設においては調理員を置かないことができる。★

- 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満二歳に満たない幼児おおむね一・六人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の児童おおむね三人につき一人以上とする。

★

- 心理療法担当職員の数は、児童おおむね十人につき一人以上とする。★
- 学習指導員の数は、児童の人数に応じて適切な数を置くよう努めなければならない。★

(6) 夜間の職員配置

- 一時保護施設には、夜間、ユニットを整備しない場合には、職員二人以上を置かなければならない。
また、ユニットを整備する場合には、一のユニットごとに職員一人以上を置かなければならない。ただし、夜間に配置される職員全体の数は、二人を下ることはできない。★
- 一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外に虐待通告窓口対応を行う場合には、夜間、上記職員とは別に当該対応に必要な職員を置くよう努めなければならない。★

基準案の概要

(7) 一時保護施設の管理者、指導教育担当職員

- 都道府県知事は、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を一時保護施設の管理者として置かなければならない。★
- 一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。★
- 指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務に通算しておおむね五年以上従事した経験を有する者でなければならない。★
- ~~一時保護施設の管理者は、一時保護施設の定員の数、都道府県における職員の適正な配置等の観点から必要と認められ、かつ、一時保護施設の適切な運営に支障がない場合に限り、指導教育担当職員を兼ねることができる。~~
★ ⇒ 府令の解釈として兼任は可能であるため、府令ではなくガイドラインで記載
- 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、二年に一回以上、一時保護施設の運営に関し必要な知識の習得及びその資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。★
⇒ 各自治体で準ずる研修が行われる場合には当該研修を受けることでも可とする。
第2回部会でのご意見を踏まえ、従うべき基準に変更。

基準案の概要

(8) 児童の教育

- ~~就学している児童については、当該児童の希望に応じて、就学等できるように努めなければならない。~~☆
一時保護施設は、学校に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。★
⇒ 高校生も対象に含まれることを明確にするため、「就学」という通常義務教育について用いる表現は使用しない形に修正。第2回部会での意見を踏まえ、従うべき基準に修正。

(9) 衛生管理等

- 一時保護施設は、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。なお、下着は児童の私物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。☆
⇒ 一時保護所のこども・社会的養護経験者からの意見を踏まえ、基準で明記。

(10) その他運営に関する事項

- 上記のほか、安全計画や業務継続計画の策定、衛生管理、食事、秘密保持、苦情対応等について児童福祉施設の設備・運営基準と同様の内容のものを規定する。

(11) 経過措置

- 設備基準については、現に存する一時保護施設（建築中のものを含む）については従前のおりとする。
- 職員配置基準と夜間の職員配置について、職員の確保等が難しい場合には、施行後2年間（令和8年3月31日まで）は従前のおりとする。
- 指導教育担当職員について、施行後2年間は、児童福祉司であって、職員の指導及び教育を行うための知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認めた者を指導教育担当職員として置くことができる。

一時保護ガイドラインの見直し案のポイント

一時保護施設の子ども・社会的養護経験者からの主な意見

＜一時保護施設の生活上のルール・服装等の制限＞

- 一時保護施設における生活上のルール（服装・髪型の制限を含む。）についても権利制限に当たりうることも踏まえて、子どもの安全や福祉の観点から「正当な理由」に基づくものか定期的に点検・見直しを行う。その際は、子どもが参画した議論の場（子ども会議等）の活用等により、子どもの意見を十分踏まえることが適当。
※ 例えば、生活全般を通じた私語の禁止やきょうだいで入所している場合にきょうだいであること自体を秘匿させるなど、子どもに心理的な負担を与え、子どもの福祉を損なうようなルールは、早急に見直すべき
- 一時保護施設における生活上のルール及びその理由については、子ども向けのしおり等の説明資料に記載し、入所時等に、その発達状況等に応じて丁寧に説明して理解を得るよう努める。
- 子どもの心身の状態や背景等の個別事情に応じて柔軟な運用となるよう留意し、一律にルールを押し付けて子どもに過度な負担とならないよう対応する。
- 服装・髪型に関するルールについては、子どもの健康面や文化・ジェンダーアイデンティティ等に配慮し、一時保護施設で生活する上で必要最小限のものとなるよう留意。

- ルールについて理由を説明してほしい。
- 暗黙のルールが多い。明文化されていない小さなルールが多い。
- 発達障害を持っていることもあり、暗黙のルールがわからなかった。
- 一時保護所のしおりには書かれていないこともありルールを知らなかったが、職員から指導を受けた。
- 非行児童に合わせたルールの下で過ごさなければならなかった。
- 好きな服装や髪型ですごしたい。長ズボンしかなくて夏暑い。

＜児童の所持品の持込制限＞

- ※ 一時保護施設設備運営基準案にて合理的な理由なく、児童の私物の持込を禁止してはならない旨規定。
- 児童の所持品の持込みに関するルールについて、子どもの安全や福祉の確保の観点から「合理的な理由」に基づくものか定期的に点検・見直しを行う。その際、例えば、子ども用の鍵付きのロッカー等を導入するなどによりできる限り所持品の持込みが認められるよう努めることが望ましい。

- 私物のパーカー、ヘアゴムを保護所で使おうとしたが、派手だからとかビーズがついているからとかダメと言われた。

一時保護ガイドラインの見直し案のポイント

一時保護施設の子ども・社会的養護経験者からの主な意見

(私物の持込制限)

- むいぐるみなど心理的に大切な物については子どもが所持できるよう最大限配慮。
- 携帯電話等の通信機器については、保護者等との連絡が可能となるものであるため、子どもの安全や福祉の確保の観点から合理的な理由がある場合には持込みを制限することも可能。
一方で、特に通信機器の使用が一般化している高年齢の子どもにとってはその使用ニーズも高いこと等を踏まえ、子どもの年齢や利用の必要性等の子どもの個別事情を踏まえて、子どもの安全確保上支障がない範囲で利用が可能となる工夫（※）を、子どもとともに考えることが望ましい。（例：普段は事務所で保管し、一定の時間・相手について職員の立会いの下で利用する等）
※ このほか、インターネットの利用については、タブレット端末の貸与等により一定の時間可能としている例もあるところであり、こうしたツールの活用等も有用。

- 友達が手に書いてくれていた寄せ書きなども、個人情報だからと言って消されてしまった。むいぐるみでも教科書でも、何でもよいからつながりを感じられるものを持ち込ませてほしい。
- スマホが没収されてしまうので、友達とメールのやりとりができない。
- スマホとか自分で過ごせるものがほしい。
- ネットを使いたい。

<教育>

- ※ 児童の教育、学習指導員の配置等については、一時保護施設設備運営基準案にて規定。
- 子どもの希望を確認の上、学校等への通学に必要な支援を行うとともに、通学が困難な場合には、リモート授業の実施や分教室の設置など教育委員会、学校等と調整して子どもが必要な教育を受けられるよう努める。
- 画一的な学習教材ではなく、タブレット学習端末の活用など子ども一人ひとりの習熟状況に応じた学習教材を提供するなど、創意工夫した学習を展開する。

- 受験がしたい。
- 勉強を教えてほしい。
- 学習を遅らせないでほしい。
- 一時保護施設での勉強は掛け算など単純なプリント学習が中心だった。

一時保護ガイドラインの見直し案のポイント

一時保護施設の子ども・社会的養護経験者からの主な意見

<日課・自由時間>

- 日課を設定する際には、子ども一人一人の年齢・発達の程度や特性等を含めた状態像や背景、希望等に応じて柔軟な運用となるよう留意し、一律に押し付けることにより子どもにとって過度な負担とならないよう対応。
- 過度な日課の設定により子どもの負担とならないよう、自由時間とのバランスにも十分留意するとともに、子どもの文化・ジェンダーアイデンティティ等にも配慮。
- 日課の予定については、子どもの心理的な安定を図る観点等から、あらかじめわかりやすく伝達しておくべき。
- レクリエーションに用いる道具、備品、設備等については、子どものニーズ等を踏まえ、その整備・更新にも十分配慮する。

- 運動に行く日が選べない。
- 自由時間がもっとほしい。
- その日の予定について早めに伝えてほしい。
- DVDが劣化して画面が止まってしまう。ボードゲームが壊れている。本が新しいのがあまり入らないので読みたいものがあまりない。
- ◎ 体育館でフリスビーやドッジボール、体力測定など、思いっきり体を動かす時間があった。（自由参加、見学もOK）
- ◎ 自由時間に、漫画、パズルなどもできた。

<一時保護施設の設備・環境等>

- ※ 児童の居室等設備及び衛生管理については、一時保護施設設備運営基準案にて規定。
- きょうだいの場合や子どもによっては複数人の在室が落ち着くといった場合等に複数の児童での利用が可能な居室を利用できるよう努める。
- 子どもが身に着けた衣服は洗濯を行い、清潔を保つとともに、子どもに下着を貸与する場合には、未使用のものを提供し、他の子どもとの共有を行わない。
- 子どもの希望、年齢、ジェンダーアイデンティティ等に配慮の上、洗髪等入浴に必要な消耗品、備品を用意するとともに、浴室や洗面所等定期的に清掃を行い、清潔を保つ。

- 二畳半の個室に窓がない。
- 最初はきょうだい一緒だったけど部屋がわかれてしまって寂しかった。
- いまいる部屋が人数が少ないから大きい部屋にいきたい。
- 下着が使いまわし、スリッパを洗えない、小学生は基本的に肌着を着られないなど、衛生面でも課題があった。
- お風呂は固形の石鹸一つしかなかった。シャンプーや洗顔などが無かった。
- 私物の櫛は使えず、備品の貸し出しもなかったため、一時保護中、一度も髪をとかすことができなかった。

一時保護ガイドラインの見直し案のポイント

一時保護施設の子ども・社会的養護経験者からの主な意見

＜食事＞

- ※ 食事については一時保護施設設備運営基準案にて児童福祉施設の設備運営基準と同様の内容を規定。
- 入所前の生活や入所時の不安等から偏食、少食、過食、拒食等の問題も生じやすいため、個々の子どもの日々の心身の状態に即した食事への配慮を行う。

- 入所日に食欲がなく、ご飯を食べられなかったら、次の日から半分の量にされた。
- ◎ 家では夜ご飯がないことがあったけど一時保護施設では3食あるからうれしい。
- ◎ ご飯をこんなに食べて良いんだ。食事中に話していいんだ。楽しいんだ。と思えた。

＜一時保護施設の職員の研修等＞

- 一時保護施設設備運営基準で規定する職員の研修において、子どもの権利擁護に関する事項や、子どもの意見・意向を尊重した支援の実施など、子どもの権利擁護・適切なケアに必要な事項を盛り込む。また、臨時職員にも必要な研修を行うべき。
- こどものケアに関し、以下の事項等を留意事項として記載。
 - ・ PTSD等の心身の状況や発達状況に十分配慮すること
 - ・ 複数回の保護の場合も含めて入所時に共感的・肯定的な迎え方をすること
 - ・ 生活上の指導を行う場合も、これまでの家庭環境やこどもの発達上の特性、心身の状況等を踏まえて、こどもの気持ちや事情を共感的に受け止めながら、こどもが成長感や自己肯定感を持てるように対応。（一時保護になったのはこども自身のせいだと思わせるような言動や他のこどもと比較するといったこどもの自己肯定感を下げるといった言動、単なる罰として作業や運動等を科するような対応などは厳に慎む）

- 一時保護施設の職員から傷つく言い方や大声での注意をされた。
- 繰り返し保護されたときに職員から「またか」とため息をつかれながら言われた。「おかえり」などの肯定的な迎え方をすべき。
- 一時保護施設の環境や職員の言動が「私が悪いことをしたから入ってきたんだ」と思わせている。
- いつも早くしてといわれるが、余裕が欲しい。「今日は〇〇さんが1番でした」というようなことを言われるので、自己肯定感が下がる。
- 職員が冷たく不安で泣くと怒られるなど、精神的なサポートが少ないように感じられた。
- 罰ではなく指導が必要。
- 正規職員だけでなく、アルバイトの人の教育・研修もしっかりやってほしい。
- ◎ 入所から退所まで職員があたたかく接してくれた。小さな相談も親身になって聞いてくれた。
- ◎ 優しい職員もいた。

一時保護ガイドラインの見直し案のポイント

一時保護施設の子ども・社会的養護経験者からの主な意見

＜子どもが意見をいやすくなるための工夫＞

- まずは職員との適切な関わりの中で子どもが意見を表明しやすくなるよう、職員から子どもに対していつでも意見を表明していい旨を説明する、意見を伝えようとしたときにできる限り後回しすることなくその場で傾聴し、肯定的な態度で子どもの意見を受け止める、日頃から信頼関係の構築に努めるといった対応を行うことが重要。
- さらに、子どもの権利擁護スタートアップマニュアルを踏まえ、意見表明等支援事業の活用、意見箱や子ども会議等の導入や運用改善、第三者委員の設置等の取組を推進。

- 環境を改革して相談しやすい雰囲気を作っていくしかない。職員がよくても環境が酷なら相談することさえためらう。
- 職員のことを信頼できるような環境にしないと、意見も言えない。
- 一時保護施設の職員とはあまり話せない。毎日忙しそうでタイミングがわからない。
- 一時保護施設の職員に話をしても解決せずにスルーされる。
- 無理に距離を縮めようとするのではなく、子どもから心を開くのを待ってほしい。
- 一時保護施設の担任ではなく、話したい先生と話せるようにしてほしい。
- 権利ノートに意見箱用の用紙がついているが、もったいなくてまだ使っていない。周りで見られる気がして意見を書きづらいので、各部屋に意見箱があるといい。
- 子ども会議はやられているけど、自分の要望ではなくみんなのためになることだけ話してといわれるので、何が欲しいとかは言えない。
- ◎ 一時保護施設の職員以外の方が話を聞きに来てくれる仕組みがあるのはうれしい。たくさん来てほしい。
- ◎ 高校生で保護されたときには、意見箱が設置されていた。月に一回、日記の時間に書くことができ、所長が紙で回答してくれ、回答は居室で見ることができた。
- ◎ 意見箱（不満やイベントの希望、欲しいおもちゃなどを書いて投函できる）があり、所長が朝礼などで回答してくれた（週1回程度回収）

＜児童福祉司・児童心理司の対応・保護者の状況等の伝達＞

- 子どもの保護者への感情は複雑であり、常に家族のことを気にかけているため、子どもに家族に関する情報を伝えるに当たっては、子どもの安全と最善の利益を前提に、子どもの意思や気持ちも踏まえ総合的に判断。

- 親の気持ちを知らなかった。
- 自分が一時保護されている間も、どういう状況になっているのかわかりなかった。
- 親に会って話しがしたい。 ○ 親や兄弟と暮らしたい、会いたい。

一時保護ガイドラインの見直し案のポイント

一時保護施設の子ども・社会的養護経験者からの主な意見

＜児童福祉司・児童心理司の対応・保護者の状況等の伝達＞

- 児童福祉司や児童心理司との面談により自分の思いを聞いてもらいたい、家族の状況を教えてもらいたいという気持ちを強く持っている子どもも多いことから、オンラインツールの活用等も図りつつ、可能な限り積極的に子どもとの面談を行うことが望まれること。
- 家族との面会等に関しては、子どもの安全と最善の利益を前提に、子どもの意思や気持ちも踏まえ総合的に判断する必要。

- 入所してから結構時間がたっているが、親と話は全然できていない。児童福祉司が全然来ないから様子を聞けない。
- 児童福祉司から家族の話はされない。家族が今どんな感じだとか、何をしているのかとかを聞きたい。
- 児童福祉司、児童心理司ともっと会いたい。
- 親からの意見の方が強い印象。親と接するときと同じように、子どもにも接してほしい。

＜一時保護解除時の対応、解除後のフォロー＞

- 家庭復帰をする際には、事前に、子どもに対して、家庭復帰後の家庭訪問等の予定や支援の内容、児童相談所や子ども家庭センター等の相談機関の連絡先等について子ども向けの資料等を用いてわかりやすく説明しておく。
- 相談機関等に相談すること自体が難しいと感じる子どもも多いと考えられることから、併せて、子どもが年齢に応じてSOSが出せるようにエンパワメントすることが重要。
- 家庭復帰ができた場合も、一定の期間は、児童福祉指導措置等又は継続指導をとることが必要。その際は、子どものみとの面談を行うなど子どもの状況を適切に確認し、子どもの様子等から虐待の再発等がないかを注意深く確認する。

- 家庭に戻ったあと、一定期間は定期的な家庭訪問が必要。誰にも見てもらえない環境だと暴力などが再発してしまう。
- 月に1～2回程度でも良いので、子どものみの面接の機会が欲しい。再び保護されたらまた最初からの支援というのではなく、持続的な支援が欲しい。児相と一時保護施設とで連携してほしい。
- 退所後は支援終了、面会なしになってしまうが、それぞれの子どものペースにあわせて、対面で、子どもと一対一で対面で話す機会を設けるべき。具体的な言葉でのSOSがなくても、表情がちょっと暗かったり、服装が乱れていたりすることから虐待の再発を見つげられる可能性もある。
- 保護者と児童相談所、子どもと児童相談所、親及び子どもと児童相談所という三種類の訪問（面談）があると良い。

このほか、一時保護ガイドラインにおいては、以下の内容も記載。

- 特に子どもの権利擁護等子どもの適切な処遇を図るための運用に関する内容については、一時保護の委託先においても一時保護施設設備運営基準案に沿った対応が行われることが適当であることから、**児童相談所長又は都道府県知事は、委託一時保護を行うに当たっては、委託先の性質等を踏まえつつ、同基準の特に子どもの適切な処遇を図るための運用に関する内容について、委託先に対してこれに沿った対応を行うよう求め、定期的に順守状況を確認すること。**
- 第三者評価については**3年ごとに一回以上**受審することが望ましいこと。

<児童入所施設措置費等国庫負担金（児童保護費負担金、児童保護医療費負担金）>
 令和6年度予算案：1,485億円（1,392億円）※（）内は前年度当初予算
 令和5年度補正予算：40億円

1 事業の目的

都道府県等が児童福祉法に基づき児童養護施設等へ入所等の措置を行った場合、又は母子生活支援施設、助産施設若しくは児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の利用を希望する者の申し込みにより都道府県等と契約して入所した場合等に、その措置等に要する費用及び母子保護の実施、助産の実施若しくは児童自立生活援助の実施等に要する費用として、都道府県等が支弁した経費の一部を国が負担する。

2 事業の概要

1. こども未来戦略に基づく新規・拡充事項

（1）施設入所児童等の自立支援の充実

児童養護施設等入所児童の自立を促進するため、大学受験費用を支弁し、大学進学等自立生活支度費及び就職等支度費について、保護者の不在や虐待等の理由により経済的援助を受けられない場合の加算の増額（令和5年度単価 198,540円 → 令和6年度単価 413,340円）を行う。
 また、自立援助ホームの一般生活費の単価の引き上げ（令和5年度単価 11,690円 → 令和6年度単価 55,271円）を行う。

（2）施設入所児童等の習い事や授業の環境変化に対応するための拡充

児童養護施設等入所児童の教育機会の拡充を目的として、習い事やスマートフォンを用いた学習環境の整備に要する費用として「教育費」及び「特別育成費」をそれぞれ5,000円増額する。

（3）ケアニーズの高い児童を受け入れている施設への個別対応職員の配置

障害等を有するケアニーズの高い児童を受け入れている自立援助ホーム、ファミリーホームに個別対応職員を配置する。

（4）こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進のための支援

新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得を促進するため、資格取得者を児童養護施設等に配置する場合に、月額20,000円の手当を支給する。

（5）一時保護施設における小規模ユニットケアの推進

一時保護施設に入所するこどもの状況・特性に合わせたケアができるよう、一時保護施設の小規模ユニットケアを実施する。

<令和5年度補正予算>

○ 令和5年人事院勧告を踏まえた児童養護施設等措置費の person 費の改定

児童養護施設等に従事する職員について、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じ処遇改善を行う。

2 事業の概要

2. 令和4年改正児童福祉法に基づく新規・拡充事項

(1) 里親支援センターの創設

里親支援事業を行うほか、里親及びファミリーホームに従事する者、その里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする里親支援センターの運営に要する経費を支弁する。

(2) 児童自立生活援助事業の対象拡充

児童自立生活援助事業について、実施場所や一律の年齢制限の弾力化により対象の拡大を行う。

(3) 在宅指導措置の委託等に係る費用の義務的経費化

児童相談所長及び都道府県知事が児童福祉法第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号に規定する指導を児童家庭支援センター等の民間施設へ委託する際にかかる経費及び市町村による家庭支援事業の利用措置にかかる経費を支弁する。

(4) 一時保護施設の配置改善

新たに一時保護施設独自の設備・運営基準を策定することに伴い、児童指導員等の配置改善や、専門職（看護師、学習指導員、心理療法担当職員）の配置など、一時保護施設の環境改善を図る。

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市 ※ ただし、母子生活支援施設や助産施設への入所、保育等の措置の場合、市町村を含む。

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市：1/2 （上記のただし書きの場合、国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4）

<児童入所施設措置費等国庫負担金>

令和6年度予算案：1,485億円の内数（令和5年度当初予算額：1,392億円の内数）

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度予算案：177億円の内数（令和5年度当初予算額：208億円の内数）

1 事業の目的

- 一時保護においても、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいはできる限り良好な家庭的環境において、こどもの個別性を尊重した適切なケアを提供できるようにすることが、こどもたちを守るために喫緊の課題となっている。
- また、一時保護施設のこどもたちは通学が困難な場合が多く、学校の授業についていけないこどもも多くいることから、一時保護施設において、習熟度に応じた効果的な学習が可能な環境を整備することが必要である。
- このため、こどもの状況・特性に合わせた適切なケアが提供できるよう、一時保護施設における小規模ユニットケアの推進、家庭的な個別ケアを提供できる一時保護委託先の開拓や心理面でのサポートを行うとともに、一時保護施設で生活するこどもの学習支援の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

(1) 一時保護施設における小規模ユニットケアの推進

家庭的環境のもと、こどもの状況等に合わせたケアを推進する観点から、一時保護施設において小規模ユニットケア（※）を実施するために必要な経費の補助を行う。

※小規模グループ（概ね6人以下）を一つの生活単位（ユニット）として分けし、1ユニットごとの専用の居住空間、専任の職員を配置することで、小規模生活単位の家庭的雰囲気できめ細やかなケアを実施

(2) 一時保護委託先の開拓・一時保護委託先への心理面でのサポートの実施

- ・ 多様な一時保護委託先を確保し、家庭的・開放的な環境でケアを推進するため、一時保護委託先の開拓を行う職員（リクルーター）の配置に要する経費を補助を行う。
- ・ 一時保護委託先においても心理的ケア等の専門的なケアを実施できるよう、一時保護委託先を巡回してサポートを実施する職員の配置に要する経費を補助する。

(3) 一時保護施設で生活するこどもの学習支援の強化

一時保護施設において、学校との連携によるリモート授業の受講や習熟度に応じたタブレット学習が可能となるようタブレット、学習アプリ等の導入に要する経費の補助を行う。

3 実施主体等

【補助基準額】

児童入所施設措置費等国庫負担金

- ・ 小規模ユニットケアの推進 ユニット1か所当たり（年額）：約7,000千円 ※地域区分等により変動あり

児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金

- ・ 一時保護委託先開拓（基本分） 1自治体当たり：5,882千円
 （加算分①）1自治体当たり：1,349千円（管内児童相談所1か所あたりの年間平均一時保護委託件数が150～199件）
 （加算分②）1自治体当たり：1,923千円（管内児童相談所1か所あたりの年間平均一時保護委託件数が200～249件）
 （加算分③）1自治体当たり：2,496千円（管内児童相談所1か所あたりの年間平均一時保護委託件数が250件以上）
- ・ 一時保護委託先への心理的サポート 1自治体当たり：5,647千円
- ・ こどもの学習支援強化 一時保護所1か所当たり：1,000千円

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度予算額(案)：177億円の内数(令和5年度当初予算額：208億円の内数)

1 事業の目的

- 一時保護施設が担う行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、教員OB、看護師、心理に関する専門的な知識及び技術を有する者、警察官OB、児童指導員OB及び通訳などによる一時保護対応協力員の配置について、補助を行う。

2 事業の概要・スキーム

- 次のいずれかの一時保護等対応協力員を配置する。

① 学習指導協力員：保護しているこどもの個々の学力に応じた学習指導や児童の原籍校との調整等を行う。

② 障害等援助協力員：疾病や障害を有する乳幼児等に対する保健・医療面への対応や、心的外傷のあるこどもに対する心理治療を行う。

③ トラブル対応協力員：こどもの間でのトラブルや保護者とのトラブルの軽減等、一時保護施設内の個別対応の強化を図る。

④ 専門的ケア対応協力員：保護しているこどもに対し、心理の専門家等が日常生活に寄り添い、個々の状況に応じた丁寧かつ専門的なケアを行う。

⑤ 一時保護委託付添協力員：児童養護施設等へ一時保護委託を行う場合の付添や、一時保護施設等から学校に通う場合の付添を行う。

なお、一時保護施設等から原籍校に通学する際に付添を行う場合、送迎に要する費用も補助対象とする。

⑥ 夜間対応協力員：近年増大している警察からの身柄付通告による緊急一時保護等に対応するため、夜間に保護するこどもの対応や夜間対応時の一時保護施設内のバックアップ支援等、夜間の一時保護受け入れ態勢の強化を図る。 <拡充>

⑦ 権利擁護推進員：一時保護施設で生活するこどもの権利擁護のための取組（意見表明等支援事業者との連絡調整、意見箱等の導入・運用改善、一時保護施設のルール改善の検討・提案等）を推進し、一時保護施設におけるこどもの権利擁護の強化を図る。 <拡充>

⑧ その他（外国人対応協力員（通訳など）等）：個々の保護しているこどもが抱える問題（言語面等）を踏まえ、的確なアセスメントが行えるよう、児童指導員等の業務の補助を行う。

3 実施主体等

【補助基準額】

・学習指導協力員以外（②～⑧）の者 児童相談所1か所当たり：2,725千円×実施事業数

（加算分※1）児童相談所1か所当たり：1,384千円

・学習指導協力員（①）（基本分）児童相談所1か所当たり：2,725千円×配置人数（上限：3名分）

（加算分※2）児童相談所1か所当たり：1,431千円

※1 一時保護委託付添協力員を配置し、一時保護所等から原籍校への送迎を行う場合

※2 学習支援その他学習面全般の調整を行うことができる体制を整えた場合、配置人数のうち1名を上限として上乗せ

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

親子再統合支援事業 (親子関係再構築支援)

親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン（概要）

1. 親子関係再構築支援の定義

※ 親子再統合支援＝親子関係再構築支援

令和5年12月26日付けこども家庭庁支援局長通知

- 「こどもと親がその相互の肯定的なつながりを主体的に築いていけるよう、虐待をはじめとする養育上の問題や課題に直面している家庭の親子関係の修復や再構築に取り組むこと」を指す。
- 親子関係再構築支援にあたっては、こどもの権利に根差して、こどもの健やかな育ちのため、パーマネンシー保障を目指す中で、こどもの最善の利益の実現を目的として実施する必要がある。
- 里親・ファミリーホーム・施設で生活するこどもと親のみを対象とした家庭復帰を唯一の目的とするものではなく、在宅で生活する親子も対象とした、家族の状況や課題等に応じた多様な形での関係修復や再構築のための支援を指す。親子の交流がない場合等も含め、こどもの生い立ちの整理やきょうだい等の家族・親族等との関係性構築、永続的なつながりや養育環境の構築のための支援も含む。

2. 親子関係再構築支援の意義

- こどもは親子関係再構築の主体であり、親子関係再構築支援はこどもの意見・意向を丁寧に確認しながら進めていくことが必要。
- その意義は、こどもと親がその相互の肯定的なつながりを主体的に築いていくことを通して、こどもが愛され、大切にされているということを実感しながら、親と子互いの存在や価値を肯定して生きていけるようになること。
- 親子関係再構築支援はこどもの将来に大きく影響を及ぼす大切な支援であり、こどもと親の双方、そして家族・親族や地域等を含めて総合的にサポートすることが求められる。

3. 親子関係再構築支援の原則

① <u>こどもの援助指針等</u> （※）における親子関係再構築 ※自立支援計画・サポートプラン等を含む。	援助指針等の作成に当たっては、 <u>「親子の関係性を再構築する」という視点を持ち、こどもの意見・意向を丁寧に把握・尊重しながら、具体的に必要な支援内容を検討</u> することが重要。
② <u>当事者である「こども」と「親」と一緒に考える</u>	主体は「こども」と「親」。こどもと親が現状をどのように捉え、どのようにしていきたいかを <u>確認し、そのために何が必要なのかを一緒に考えるプロセスが重要。特にこども本来の意見・意向の把握に努め、それを尊重した支援となるよう十分留意。</u>
③ <u>こどもを支える人・機関と連携した援助指針等の策定</u>	祖父母やきょうだい、友人、地域とのつながりなど含めた総合的な支援を行うため、 <u>こどもと親を中心におき、家族・親族や地域等の人・機関とも目標と課題を共有し、各々の関係性や役割分担等を十分に確認。</u>
④ <u>親子関係再構築支援＝保護者支援プログラムの活用、ではない</u>	親子関係再構築支援は、 <u>こどもの最善の利益の実現を目的として、こどもの援助指針の一環として、こども、親、家族、親族、地域等に対して行う総合的な支援。</u> 保護者支援プログラムは支援メニューの選択肢の1つ。

4. 親子関係再構築支援のために整備が必要な体制・仕組み

<重層的・複合的・継続的な支援が行える体制構築>～こどもや親の課題等に応じ、多様な支援メニューと必要に応じ長期的なサポートを～

- 都道府県等が推進役となり、児童相談所による支援のほか、市区町村や関係機関（施設や里親等、児童家庭支援センター、医師や外部の専門家、民間団体等）、自治体内の他部署等を含めた総合的な支援体制を構築する必要。

<親子関係再構築の視点を含めたアセスメント・援助指針等の策定>

- 親子関係再構築の視点からこどもと保護者・家族の抱えるリスクやニーズ、ストレングスをアセスメントし、必要な支援方針・方法より具体的に検討・記載していくことが重要。

5. 児童相談所における親子関係再構築支援の体制強化

<親子関係再構築支援を実施するための児童相談所の組織づくり>

- 親子関係再構築支援はこどもの援助指針の一環であり、当然実施を検討すべき支援であることを前提とした組織づくり（専任職員の配置、専門チームの設置、SVによるサポート体制をつくる等、各段階において切れ目のない支援を行えるような組織づくり）が必要。

<児童相談所でのノウハウ共有のための研修体系の構築>

- 児童相談所内でノウハウを共有し、組織として蓄積していくための工夫（オンライン研修等の積極的な活用や、講師を招聘した研修実施等）が必要。

<多様な主体との「協働」による親子関係再構築支援の実践>

- 市区町村、民間団体、施設・里親等の多様な主体との連携・協働を意識し、援助方針の検討・共有等を行っていくなど、連携・協働のための取組を児童相談所が率先して実践する必要。

<児童相談所が行う親子関係再構築支援メニューの充実>

- こどもと親の課題やニーズを踏まえて、アセスメント方法の開発や支援メニューづくりを行い、実践している児童相談所もある。

6. 民間との協働による親子関係再構築支援の充実

- **民間団体との協働による支援体制のメリット**：児童相談所に対して拒否感や抵抗感を抱いている親への対応、アセスメントや支援における第三者視点による新たな気づき、民間団体の専門性を生かした支援、児童相談所としてのノウハウ蓄積や職員のスキルアップ
⇒ 支援の選択肢を増やし、多様な立場からサポートできる体制づくりにつなげる。
- **留意点**：事前のアセスメントを丁寧に行ったうえで必要なプログラムにつなぐ、カンファレンスは合同で実施する、事後の親・こどもの変化等を適切に評価したうえでその後の対応をとるなど、民間団体に任せきりにせず協働による支援を意識 等

7. 市区町村における支援体制の強化と児童相談所との連携・協働による支援の充実

- 多くの資源等の調整役である市区町村が担う役割は大。切れ目のない支援に向け、児童相談所から親子のニーズ等について市区町村に適切に情報提供し、サポートプラン策定に反映。プッシュ型（利用勧奨・措置）での支援提供も含め、市区町村とともに支援方針を検討。
- 都道府県等は、社会的養育推進計画で親子関係再構築支援の重要性を関係機関に向けて広く啓発する等具体的な取組を記載するとともに、都道府県として親子関係再構築支援の方針を市区町村と共有し、市区町の体制強化に向けた支援方策を講じる等の主導的役割を發揮。

8. 里親・ファミリーホーム・施設等との協働による支援

- こどもの状況や親の面会等に関する状況等について里親・ファミリーホーム・施設からもしっかりと情報収集等を行い、援助指針の策定を含めて、里親・ファミリーホーム・施設と協働しながら支援を実施する仕組みづくりが重要。
- こどもと家族の意向や状況を踏まえ、家庭復帰に向けた支援を最大限に行ってもそれが困難な場合は、親族・知人による養育や特別養子縁組等も検討。その際、それぞれのこどもにとってのパーマネンシー、つながりを十分考慮。養子縁組に必要な手続の確認や養子縁組あっせん事業者、里親支援機関との連携等の体制づくりに努める。

1 事業の目的

＜安心こども基金を活用して実施＞

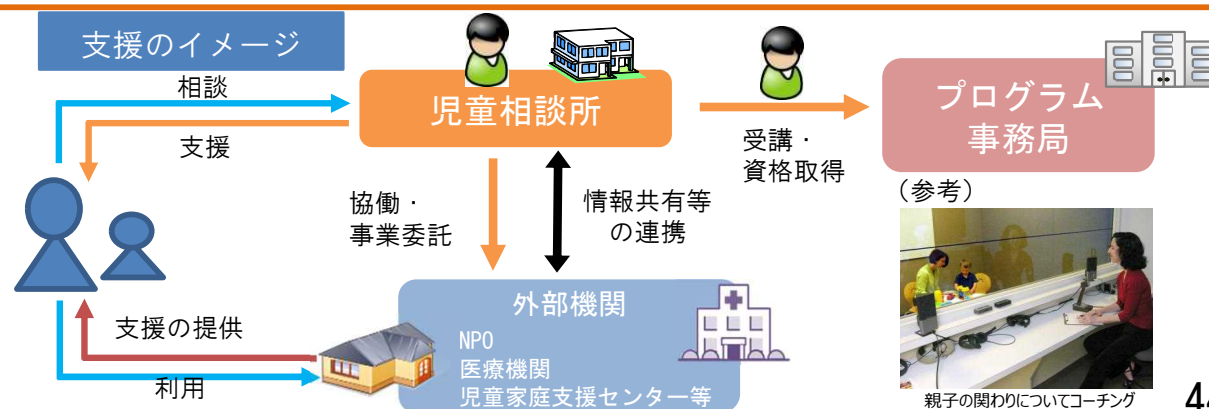
- 令和4年児童福祉法等改正法により親子再統合支援事業が都道府県等の事業として新たに規定された。
- 親子再統合支援（=親子関係再構築支援）は、親子関係の修復や再構築を図るために、家族の状況や課題等に応じ、こども、親、家族、親族、地域等に対して行われる総合的な支援であり、都道府県等が推進役となり、児童相談所と、市区町村や施設等の関係機関、民間団体等の多様な主体が協働して、重層的・複合的・継続的な支援を行える体制を構築していくことが必要である。
- このため、都道府県等が親子関係再構築支援全体を適切に行えるよう、支援メニューの充実や支援体制の強化を図るための新たな補助を創設する。（現在の統合補助金「保護者指導・カウンセリング強化事業」について必要なメニューは維持した上で再編・拡充）

2 事業の概要

- 親子関係再構築支援員の配置**：現行の保護者指導支援員（児童心理司と同等程度の知識を持つ者）から変更。児相あたりの人数も増加（1→2名分）親子関係の再構築のために必要となる総合的な支援を提供していくためには、児童相談所が多様な主体（市区町村・関係機関（施設、里親、児童家庭支援センター等）・民間団体）と協働しながら本事業を進めていくことが重要であることから、児童相談所に他機関との連絡調整（他機関における支援の状況等の確認、支援方針の共有など）や親子の面会・外出等の補助を行う親子関係再構築支援員を配置する。（1児相あたり2名分（現行：1名分））
- 親子関係再構築支援**：児童福祉司や児童心理司が親子関係再構築支援を実施するにあたり、支援が難しいケースに対して外部機関（精神科医や大学教授）などの助言指導を受けることができるよう、支援メニューにスーパーバイズを追加。
 - ・**カウンセリング** 精神科医等の協力を得て、こどもや保護者等に対してカウンセリングを実施する。
 - ・**家族療法・保護者支援プログラム** こどもを含む家族全体に対するアプローチによる援助や保護者がこどもとの適切な関わり方等を学ぶプログラムを実施する。
 - ・**ファミリーグループカンファレンス** こどもや保護者、親族などが主体的に問題解決の方法を話し合い、支援方法について検討する場を設ける。
 - ・**宿泊型支援** 離れて生活する親子に対して、宿泊等しながら生活訓練や親子関係改善のためのプログラム等を行うとともに行動観察を行い、必要な支援を行う。
 - ・**スーパーバイズ** 学識経験者等から、親子関係再構築支援について専門的技術的助言や指導等を受ける。
- 保護者支援プログラム等資格取得支援事業**：児童相談所等の職員の資格取得が進むよう、1児相あたり300千円→500千円に単価を増加
児童相談所等の職員がより効果的な保護者支援を行うことができるよう、専門的な知識及び技術の習得を図る
- 親子関係再構築民間団体育成事業**
保護者支援プログラムなどの親子関係再構築支援の実施を受託できる民間団体を育成するため、民間団体にアドバイザーとして有識者を派遣したり、先駆的な取組を行う民間団体に研修を受けたりするための補助を行う。

3 実施主体等

- 【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- 【補助基準額】 (①～③児童相談所1か所当たり、
④都道府県、指定都市、児童相談所設置市1か所当たり)
- ①7,056千円 ②12,400千円 ③500千円 ④1,253千円
- 【補助率】
国：1/2
都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2



こどもの権利擁護

I こどもの意見聴取等措置

■ 意見聴取等措置が必要となる場面

- 以下の場合、意見聴取等措置をあらかじめ実施（①は法律上規定。②はこの他実施すべき又は実施が望ましい場面）
 - ① 一時保護、在宅指導等措置、施設入所、里親等委託、指定発達支援医療機関への委託の決定・停止・解除・変更・期間の更新
 - ② 自立支援計画の策定・見直し、自立援助ホームや母子生活支援施設への入居・入所、面会通信制限 等
- 緊急一時保護の必要がある場合などあらかじめ意見聴取等措置をとるとまがないときは、事後速やかに意見聴取等措置を実施

■ 意見聴取等を行う者

- 原則、児童相談所職員が実施。各児童相談所の体制や状況等も踏まえつつ、こどもの意見・意向を適切に把握できる方法（※）を検討。
※ 担当の児童福祉司又は児童心理司（必要に応じて双方）が実施／担当児童福祉司等とは別の職員が実施
- 意見表明等支援事業の活用により、こどもの求めに応じて意見表明等支援員が支援を行うことも有用。

意見聴取等 措置の流れ

Step1
こどもへの説明

Step2
こどもからの意見聴取

Step3
記録作成

Step4
聴取した意見・意向の考慮、
反映の検討

Step 5
こどもへのフィードバック

■ こどもへの説明・意見聴取

- 以下の事項（※）をこどもに事前に丁寧に説明。権利ノートや図、イラスト等を用いると効果的。
※ 児童相談所の役割、こどもが置かれている現在の状況、親や家族等の現在の状況、一時保護ガイドライン／児童相談所運営指針で定められている内容（一時保護の理由、目的等／入所等措置をとる理由等）、聴取した意見の取扱い、権利救済や意見表明等支援事業の仕組み・利用方法
- 援助方針の検討の可能な限り早期の段階で、以下の事項（※）について意見聴取を実施。複数回にわたり実施する等の対応が望ましい。
※ 措置等の内容についての意見・意向とその理由、今後に対する希望、現在の状況についてどう考えているか、措置等に関する希望、不安等
- 言葉による意見聴取が困難な場合も、絵カード等のコミュニケーションツールを活用し、こどもが意見・意向を表明できるよう最大限配慮。それでも意見表出が困難なこどもには、こどもの生活スタイルを理解して意思を推察するなど非指示的アドボカシーを実施

■ 記録の作成・管理 児童記録票に、日時場所、説明方法、説明内容、聴取内容、こどもの反応・様子、所見を記載

■ 聴取した意見・意向の考慮、反映の検討

- 聴取した意見・意向は援助方針会議等の場で共有し、十分勘案した上でこどもの最善の利益を考慮して組織として支援の方法や内容等を検討。可能な限りこどもの意見・意向を尊重できるよう、十分な検討・議論を行う

■ こどもへのフィードバック

- こども本人に速やかに決定の内容と理由を丁寧かつ分かりやすく説明しフィードバック。特にこどもの意見・意向と反する意思決定を行う場合は説明を尽くす。

こどもの権利擁護スタートアップマニュアル（概要）

Ⅱ 意見表明等支援事業

■ 意見表明等支援を実施する場面

- 措置等の決定、自立支援計画策定、里親・施設や一時保護所における日常生活の場面、こどもが児童福祉審議会等へ意見申立てを行う場面

■ 意見表明等支援事業の実施に向けた準備・留意事項

（実践環境の整備）

- こども／関係者（児童相談所職員や里親・施設職員、一時保護所職員等）への説明、多様なアクセス手段の確保（電話、はがき、SNS等。障害児の場合は手話通訳等の合理的配慮）、事務局の体制確保（都道府県等の主管課／可能であれば適当な外部団体に委託）

（意見表明等支援員の確保）

- 配置形式・体制（独立性の担保）：児童相談所等とは別の機関が担うことを基本。適切な団体等に都道府県等が委託／補助。個人の場合は委嘱
- 資質の醸成・担保：都道府県等が適当と認める養成研修の修了が必要。多様な属性・強みを持つ支援員の確保。SVを受けられる体制整備。

（意見表明等支援事業の実施方法、留意事項）

- 訪問先の決定（一時保護所、里親家庭、児童養護施設等の入所施設）、対象となるこども（年齢等で一律に区切るのは不適當）、訪問方法（定期又は要請に応じた訪問）、こどもの意見表明を促す工夫、こどもの年齢・発達の状況に応じた配慮、意見表明への対応とこどもへのフィードバック（意見表明を受けた関係機関における十分な検討、こどもへの丁寧でわかりやすい説明が確実に行われる体制の構築）、守秘義務・個人情報の管理 等

Ⅲ こどもの権利擁護に係る環境整備

■ 個別ケースに関するこどもの権利擁護の仕組みの構築

（児童福祉審議会の活用）

基本的な仕組み：こども（又はこどもに関わる関係機関）が児童福祉審議会に意見を申し立て、こどもからの意見聴取や必要な調査を行った上で児童福祉審議会において審議し、必要な場合には児童相談所等の関係行政機関に対して意見を具申

※ 意見具申の内容はこども本人にも伝え、児童福祉審議会では一定の期間を設けて児童相談所や施設等から対応結果の報告を求め、その結果をこどもに伝えるといったフォローアップも行う

準備・留意事項：児童福祉審議会の独立性、迅速性、専門性、こどもからのアクセシビリティの確保等の観点から必要な体制を確保

- 権利擁護に関する専門部会の設置・迅速な開催、委員の選定（児童相談所や施設関係者等は望ましくない等）、事務局の設置（児童相談所職員が担当することは避ける）、多様なアクセス手段の確保、関係機関等（児童相談所、施設、一時保護所、里親等）への説明・周知

（児童福祉審議会以外の機関による権利擁護）

- 条例について児童福祉審議会とは別のこどもの権利擁護機関を設置し、権利救済の申し立てを受けて調査・審議、勧告等を行う自治体の取組例を紹介

■ 意見表明等支援事業の実施・活用促進等

■ こどもに対する権利や権利擁護の仕組みの周知啓発、関係者・関係機関への周知啓発や理解醸成

■ こどもの権利擁護に係る環境整備に関するその他の取組（意見箱（実効性ある運用）、こども会議等）

意見表明等支援員の養成のためのガイドライン（概要）

令和5年12月26日付けこども家庭庁支援局長通知

意見表明等支援員とは

<主な業務内容>

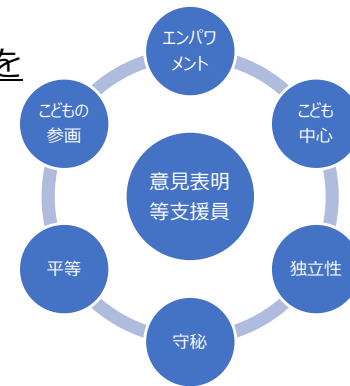
意見表明等支援員の基本的な役割は、こどもの立場に立って、

- ①こどもの意見の形成を支援し（意見形成支援）
 - ②こどもの意見・意向を意見聴取等により把握し、こどもの希望に応じ、行政機関や児童福祉施設・里親等の関係機関に対し、意見表明を支援したり、こどもの意見・意向を代弁した上で伝達するために必要な連絡調整をする（意見表明等支援）
 - ③こどもが意見表明を行った後、関係者からの説明について、こどもが納得しているか確認し、必要に応じて再度の意見表明を支援する
- ⇒ ①～③の活動の前提として、こどもや関係機関等に、こどもの権利や支援員の意義・役割等について理解してもらうことが重要



<求められる要件など>

- 意見表明等支援員として活動するには一定の知識・技術等が求められるため、都道府県等が適当と認める研修を修了する必要（研修の企画・検討する際は、本ガイドラインで示している到達目標、研修カリキュラム（例）を参考）
- 意見表明等支援員は、こどもの権利保障のために、6原則（右図参照）など重要な考え方に基づいて、こどもの声を傾聴し、こどもを中心とした意見形成支援・意見表明支援を行うことが求められる
- 児童相談所や施設の職員、里親自身が行うことは想定されない（独立性の観点）
- 禁固以上の刑に処せられた者等は、意見表明等支援員として不適格



意見表明等支援員の到達目標

※意見表明等支援員として活動するに当たって、常に意識し、達成するように不断に努力することが求められる目標

：こどもの権利保障のために、基本とする原則に基づいて、こどもの声を傾聴し、こどもを中心とした意見形成支援・意見表明等支援を行うことができる

知識・
技術

- ・意見表明等支援事業に関連する法令やマニュアル等を十分理解している
- ・こどもの権利及び意見表明等支援員の果たす役割・内容についてこどもや関係機関・関係者に十分理解を得られるように説明できる
- ・意見表明等支援に関する基本的な考え方を理解し、自然と身に付いた態度で実践できる 等

態度

- ・こども権利保障実現を目指すことを常に意識し、こどもの権利を尊重し擁護する態度を身につけている
- ・こどものそのままのありようを尊重し、柔軟な姿勢を保ちながら、こどもと継続的な信頼関係を構築し、向き合い続けている 等

意見表明等支援員の養成のためのガイドライン（概要）

研修カリキュラム（例）

既に研修を実施している各団体等の研修内容等を踏まえ、研修カリキュラム（例）をA～Eの大項目に沿って整理。
A:アドボカシーの意義・目的、B:権利擁護・児童福祉行政に対する理解、C:アドボカシーの過程と必要な技術・態度、D:こどもの多様性への理解、E:アドボカシーの実践

基礎編

意見表明等支援員が果たす役割・意義を理解しながら、望ましい基本的な態度、こどもを取り巻く環境などについて理解

養成編

基礎編で学んだ概略をさらに深め、実際に出会うこどもの多様性等についてより理解。グループワークが有効

	科目名	時間	内容（目的の記載は省略）
A	アドボカシーの定義・理念、独立・専門・訪問アドボカシーの概要	2	・アドボカシーにおける意見表明等支援員の役割 ・アドボカシーの基礎・理念・6原則等
B	人権・こどもの権利の理解とこどもの権利擁護	1～2	・子どもの権利条約の目的・内容等
	アドボカシーに関連する制度等	1～2	・意見表明等支援事業の関連法令、養成ガイドライン・スタートアップマニュアルの目的・内容
	各自治体における児童福祉行政の理解（概要編）	1～2	・各自治体の児童相談所や児童福祉審議会の役割等の制度・現状等
C	アドボカシーの基本的な態度・技術	2～3	・こどもと向き合う際の基本的な配慮事項 ・アドボカシーを行う際の基本的な態度等
D	多様なこどもの理解とその権利擁護	2～3	・こどもの発達への理解 ・こどもの多様性（ジェンダー、LGBTQ、外国にツールをもつ、障害等）への理解 ・様々な生きづらさ（トラウマを含む）等への理解
E	社会的養護当事者・経験者から見る社会的養護やアドボカシーの現状（概要編）	1～2	・社会的養護当事者・経験者からみた社会的養護やアドボカシーの現状

	科目名	時間	内容（目的の記載は省略）
A	アドボカシーの理念と原則（詳細編）	1～2	・意見表明等支援員とこどもの権利擁護に関わる多職種との違い等
B	各自治体における関連制度やアドボカシーの取組（詳細編）	1～2	・社会的養護のこどもに関連する制度の詳細等
C	訪問アドボカシーの過程と技術（2時間×3回）	6	・訪問する各施設等種別の訪問アドボカシーの特徴、必要な技術、留意点等
D	こどもの発達段階に応じたアドボカシー	1～2	・年齢や発達の状況に合わせたアドボカシーの実践等
	こどもの多様性に応じたアドボカシー	2～3	・多様性に応じたアドボカシーの実践等
	こどもの抱える困難と影響に対する理解	2～3	・困難や被害によるこどもへの影響の理解等
E	演習（ロールプレイ）（2時間×2～3回）	4～6	・面談シナリオを作成するワークや、ロールプレイ等
	自己覚知や内省への理解	1～2	・意見表明等支援員の自己覚知や内省の重要性等
	社会的養護当事者・経験者からみたアドボカシーの実践（詳細編）	1～2	・社会的養護当事者・経験者からみたアドボカシーの現状・課題
	困難なケースへの対処・葛藤	2	・難しい場面での対処等
	活動する組織の理解(研修企画団体が意見表明等支援の訪問活動等も行う場合)	1～2	・活動する組織の理解 ・他の組織との連携等

養成後のフォローアップ等の取組

養成後に支援の質の向上させていくことの重要性を踏まえ、

各団体の養成後のフォローアップ等の取組（定期的な事後研修、SV等から助言を得る、支援員同士で悩みを共有する等）を紹介

- **意見表明等支援員の養成のためのガイドライン**においては、**全国で既に実践されている研修プログラムの例**として以下の団体の取組を紹介。各自治体においては、こうした先行例の過程や内容を参考にしながら、自身の地域の状況に応じた研修の内容や方法を検討していくことが有用。

<研修プログラムの実施団体の例> ※令和4年度の調査研究においてヒアリングを行い報告書に掲載した団体

- ・大分大学権利擁護教育研究センター
- ・子どもアドボカシー学会
- ・子どもアドボカシーセンター福岡
- ・子どもアドボカシーセンターみやぎ
- ・子どもの声からはじめよう
- ・兵庫県弁護士会

- また、**西日本こども研修センターあかし・子どもの虹情報研修センター**において、**来年度春～夏頃に、意見表明等支援事業を企画担当する自治体職員向けの研修及び意見表明等支援員の養成研修（基礎編に相当する内容）**を、参集・オンデマンド等で希望自治体において受講できるよう検討がなされている。

＜安心こども基金を活用して実施＞

1 事業の目的

- 令和4年児童福祉法等改正法では、社会的養護に係るこども権利擁護の強化を図るため、こどもの意見表明等支援事業が創設されるとともに、こどもの権利擁護に係る環境整備（こどもの申立てに基づき児童福祉審議会等による調査審議・意見具申を行う等）が都道府県等の業務として規定された。
- このため、各都道府県等や必要に応じて市区町村において、改正法に基づくこどもの権利擁護のための取組が積極的に実施され、全国的に社会的養護に係るこどもの権利が守られる体制の構築が進むよう、新たな補助を創設する。（現行のこどもの権利擁護体制強化事業を改正法に基づく取組を推進するための事業として再編）

2 事業の概要

※活動実態を踏まえた補助となるよう活動回数に応じて加算（現行事業では補助基準額は一律10,000千円）

①意見表明等支援事業：

一時保護施設や里親家庭・児童養護施設等において、児童相談所等から独立した立場にある意見表明等支援員が、こどもの求めに応じたり、定期的に訪問すること等により、こどもが施設等での生活における悩みや不満、措置の内容に関する意見等を形成し、関係機関に対し表明することを支援する仕組みを構築する。実施主体である都道府県等において、意見表明等支援員の確保、養成、実施体制の構築を図る。

②こどもの権利や権利擁護のための仕組みに関する周知啓発

こどもの権利や権利擁護に係る取組について、パンフレットや権利ノートを提供するなどして、こどもに対してわかりやすく説明するとともに、里親・施設等関係者に対しても周知啓発・理解増進を図る。また、意見を申し出るための葉書を配布する等によりこどものアクセシビリティを確保する。

③こどもの権利擁護機関の整備

社会的養護に係るこどもからの申立てに応じて、児童福祉審議会又はその他の権利擁護機関が、関係機関やこどもへの必要な調査を行った上で審議をし、関係機関に対して意見具申等を行う仕組みを整備することで、こどもからの申立てを契機に個別ケースの救済が図られる道筋を確保する。

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村（①以外）

【補助基準額】 ① 5,901千円（活動回数120回まで）

※活動回数に応じて加算

（加算1）121～240回：2,990千円

（加算2）241回～：5,981千円

② 1,735千円 ※②単独は不可

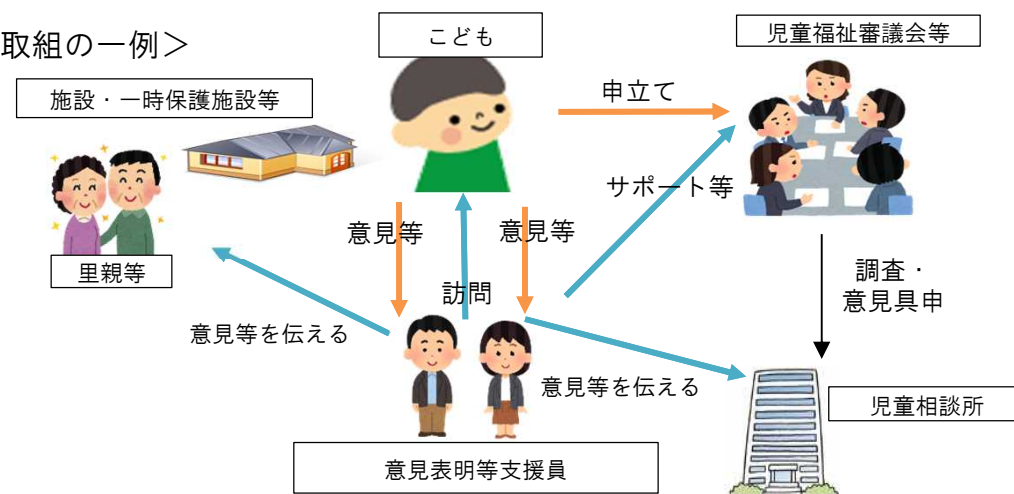
③ 児童福祉審議会の場合 3,999千円

その他の権利擁護機関の場合 5,159千円

【補助率】 国：1/2

都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村：1/2

＜取組の一例＞



こども家庭福祉の認定資格 (こども家庭ソーシャルワーカー)

こども家庭福祉の認定資格（こども家庭ソーシャルワーカー）検討概要

（子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会及びワーキンググループ）

趣旨

- こども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、改正児童福祉法により、まずは、一定の実務経験のある有資格者や現任者が、国の基準を満たす認定機関が認定した研修等を経て取得する認定資格を令和6年4月より導入する。
- 認定資格を取得するための研修課程等を検討するため、厚生労働省子ども家庭局長が有識者等の参集を求め、子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会及びワーキンググループを開催した。

検討事項

- こども家庭福祉分野における相談援助を行う職員に求められる専門性
- こども家庭福祉に係る研修の課程
- ソーシャルワークに関する研修の課程
- 試験の内容及び方法・試験の頻度
- その他

検討会の構成

※敬称略、五十音順、◎は座長

氏名	所属・役職
伊原 浩樹	松戸市 子ども部長
久保 樹里	花園大学社会福祉学部社会福祉学科 准教授
倉石 哲也	武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科 教授
橋本 達昌	全国児童家庭支援センター協議会 会長
藤林 武史	西日本こども研修センターあかし センター長
増沢 高	子どもの虹情報研修センター 研究部長
薬師寺 真	岡山県倉敷児童相談所 所長
◎山縣 文治	関西大学人間健康学部人間健康学科 教授
和気 純子	東京都立大学人文社会学部人間社会学科社会福祉学分野 教授
田村 満子	日本社会福祉士会 アドバイザー（※）
廣江 仁	日本精神保健福祉士協会 副会長（※）
村松 幹子	全国保育士会 会長（※）

（※）検討会はオブザーバーとして出席

こども家庭福祉の認定資格 とりまとめ概要①

1. 資格取得に向けた研修等の対象者

<社会福祉士・精神保健福祉士の資格を有する者>

一定程度のこども家庭福祉の相談援助業務の経験(2年以上)がある者のほか、相談援助業務(2年以上)を行っており、こども家庭福祉の相談援助業務を業務量問わず行ったことがある者も対象。(1-①) 後者には追加研修の受講を求める。

<こども家庭福祉の相談援助業務の実務経験者>

一定程度のこども家庭福祉の相談援助業務の経験(4年以上)がある者が対象。(1-②)

<保育所等で勤務する保育士>

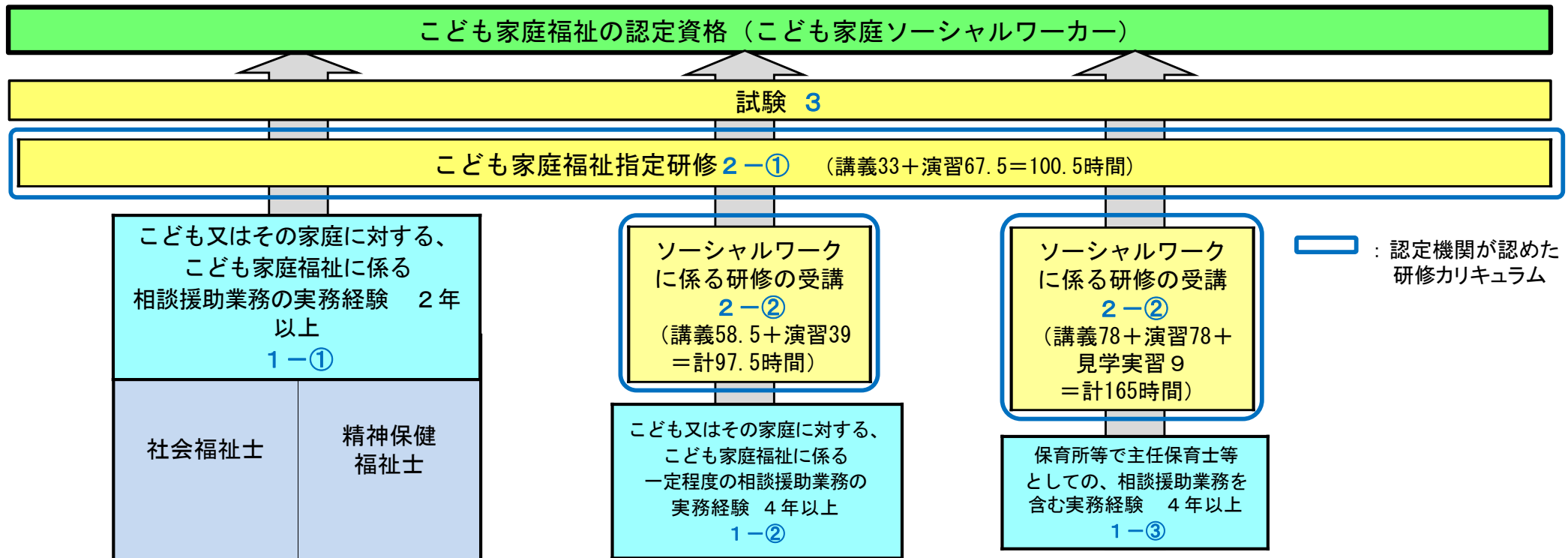
地域連携推進員・保育所長・主任保育士・副主任保育士等のいずれかで、相談援助業務の経験がある者(4年以上)が対象。(1-③)

2. 研修の内容

こども家庭福祉指定研修(一律100.5時間) (2-①) と ソーシャルワークに係る研修 (実務経験者：97.5時間、保育所等保育士：165時間) (2-②) で構成。

3. 試験のありかた

認定機関が毎年1回以上実施。内容は事例問題を含めた選択式とし、どのルートを受講者も同様。



※当分の間の経過措置

※当分の間の経過措置

4. 研修体制の確保等

- 施設等に対して研修体制の確保や見学実習の受入を促すなど、資格取得者が研修や試験を受けやすい仕組みの整備や財政的インセンティブが必要。現任者が勤務する施設等が研修等の支援を行う場合の支援について、財政支援も含めて検討すべき。

5. 資格の名称

- こども家庭福祉の認定資格取得者に求められる、こども家庭福祉に関する相談支援や多職種・多機関との協働といった専門性が伝わりやすいよう、「こども家庭ソーシャルワーカー」とすべき。

こども家庭福祉の認定資格取得者に求められる専門性

認定資格は、こども家庭福祉分野のソーシャルワーカーが身に付けることが求められる専門性のあり方について、以下の視点により3つの柱を整理した上で、具体的検討を進めてきたところ。

専門性の柱を検討する視点

- 虐待を受けたこどもの保護並びに、要保護児童、要支援児童等の在宅支援等に関し、こどもやその保護者に対して相談支援等を行う児童相談所、市区町村、児童福祉施設をはじめとした、こども家庭福祉に係る支援を行う幅広い現場で活用できるものであること
- 社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する者や、こども家庭福祉分野の相談援助の実務経験を有する実務者が、100時間程度のこども家庭福祉に係る研修及びソーシャルワークに係る研修等を経て取得する資格であること
- 新たな認定資格の取得者に求められる専門性の程度のイメージとしては、相談援助業務を行う現場職員が初歩的に習得する内容と、特に難しい判断を必要とする事例への対応や指導的役割を担う職員が習得する内容の中間程度（児童福祉司について言えば、児童福祉司任用後研修と児童福祉司スーパーバイザー研修の中間程度。）のものを想定すること

検討会で整理した新たな認定資格の専門性の柱

1. こども家庭福祉を担う
ソーシャルワークの専門職と
しての姿勢を培い維持すること

2. こどもの発達と養育環境等の
こどもを取り巻く環境を理解
すること

3. こどもや家庭への支援の方法を
理解・実践できること

こども家庭福祉に係る研修カリキュラム（追加研修含む）

こども家庭福祉に係る研修（指定研修）は、①すべての研修受講者が受講する100.5時間の指定研修と、②相談援助有資格者のルートに含まれる一部対象者が追加的に受講する計24時間の研修（追加研修）の2種類がある。

指定研修

（2-①）

科目名	講義（計33時間）	演習（計67.5時間）
こどもの権利擁護	1.5時間	7.5時間
こども家庭福祉分野のソーシャルワーク専門職の役割	1.5時間	6時間
こども家庭福祉Ⅰ（こども家庭をとりまく環境と支援）	3時間	1.5時間
こども家庭福祉Ⅱ（保護者や家族の理解）	1.5時間	3時間
こども家庭福祉Ⅲ（精神保健の課題と支援）	3時間	3時間
こども家庭福祉Ⅳ（行政の役割と法制度）	1.5時間	1.5時間
こどもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎	1.5時間	1.5時間
こどもの心理的発達と心理的支援	1.5時間	1.5時間
児童虐待の理解	1.5時間	4.5時間
少年非行	1.5時間	1.5時間
社会的養護と自立支援	1.5時間	4.5時間
貧困に対する支援	1.5時間	1.5時間
保育	1.5時間	1.5時間
教育	3時間	1.5時間
こども家庭福祉とソーシャルワークⅠ（多様なニーズをもつこどもや家庭へのソーシャルワーク）	1.5時間	7.5時間
こども家庭福祉とソーシャルワークⅡ（こどもの安全確保を目的とした緊急的な対応に関するソーシャルワーク）	3時間	7.5時間
こども家庭福祉とソーシャルワークⅢ（地域を基盤とした多職種・多機関連携による包括的支援体制の構築）	1.5時間	7.5時間
こども家庭福祉とソーシャルワークⅣ（組織の運営管理）	1.5時間	4.5時間

追加研修

科目名	講義（計9時間）	演習（計9時間）	見学実習（計6時間）
こどもの権利擁護と倫理	1時間	—	—
こども家庭相談援助制度及び実施体制	1時間	—	—
児童相談所の役割と連携	1時間	—	—
こども家庭相談の運営と相談援助のあり方	1時間	3時間	—
社会的養護と市区町村の役割	1時間	—	—
こどもの成長・発達と生育環境	1時間	—	—
こども虐待対応	1時間	6時間	—
母子保健機関やこどもの所属機関の役割・連携及びこどもと家族の生活に関する法令・制度	2時間	—	—
見学実習	—	—	6時間

ソーシャルワークに係る研修カリキュラム

ソーシャルワークに係る研修（ソーシャルワーク研修）は、こども家庭福祉の実務経験者ルートを受講者（計97.5時間）及び保育所等保育士ルートを受講者（計165時間）が受講するもの。

ソーシャル ワーク研修 (2-2)

種別	科目名	相談援助実務 経験者のルート (講義58.5時間、 演習39時間)	保育所等保育士 のルート (講義78時間、 演習78時間、 見学実習9時間)
講義	ソーシャルワークの基盤と専門職	0時間	19.5時間
	ソーシャルワークの理論と方法	39時間	39時間
	地域福祉と包括的支援体制	19.5時間	19.5時間
演習	ソーシャルワーク演習Ⅰ	0時間	39時間
	ソーシャルワーク演習Ⅱ	39時間	39時間
見学実習	見学実習	0時間	9時間

こども家庭ソーシャルワーカーの要件や当該者の知識及び技術についての審査・証明を行う事業を実施する者の認定基準等を定めている。

<こども家庭ソーシャルワーカーの要件>

- こども家庭ソーシャルワーカーは、以下のいずれかに該当する者であって、こども家庭ソーシャルワーカーの児童福祉相談支援等技能（児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術をいう。）についての審査・証明事業を実施する認定法人が認めた講習の課程を修了し、認定法人が行う試験に合格し、認定法人が備える登録簿に登録を受けたものであることとする。
 - ① 社会福祉士又は精神保健福祉士として、指定施設（児童福祉法施行規則第5条の3に定める指定施設をいう。）において2年以上主として児童福祉に係る相談援助業務に従事した者
 - ② 社会福祉士又は精神保健福祉士として、指定施設において2年以上児童福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者（①に掲げる者を除く。）
 - ③ 指定施設において4年以上主として児童福祉に係る相談援助業務に従事した者
 - ④ 保育士として、保育所、幼保連携型認定こども園その他これに準ずる施設において4年以上児童福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者

<こども家庭ソーシャルワーカーに求められる水準等>

- 児童の福祉の増進のため、常にその担当する者の立場に立って、誠実にその業務を行うよう努めなければならないこと。
- 児童の福祉を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、児童福祉相談支援等技能の向上に努めなければならないこと。
- 正当な理由がなく、その業務にして知り得た人の秘密を漏らしてはならないこと。こども家庭ソーシャルワーカーでなくなった後においても、同様とすること。

こどもまんなか
こども家庭庁 府令の概要②

<審査・証明事業の認定基準>

- こども家庭庁長官は、以下の基準により審査・証明事業を認定する。
 - ・ 審査・証明事業を実施する者が、一般社団法人又は一般財団法人であること。
 - ・ 審査・証明事業を実施する者の役員の構成が審査・証明事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
 - ・ 審査・証明事業を実施する者が、審査・証明事業以外の事業を行っている場合には、その事業を行うことによって審査・証明事業が不公正に実施されるおそれがない者であること。
 - ・ 審査・証明事業を実施する者が、審査・証明事業を的確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎及び事務的能力を有する者であること。
 - ・ 審査・証明事業を実施する者が、児童の福祉の増進に積極的に寄与し、かつ、審査・証明事業を実施する者としてふさわしい者であること。
 - ・ 職員、設備、審査等の実施の方法その他の事項についての審査・証明事業の業務規程の内容が、審査・証明事業の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 - ・ 審査等が、こども家庭庁長官が定める基準を満たす講習を行う者による講習並びに審査・証明事業を実施する者による試験及び登録により行われるものであること。
 - ・ 試験が全国的規模で毎年一回以上行われるものであること。
 - ・ 審査等の対象となる児童福祉相談支援等技能の水準についての審査の基準、試験の実施の回数、時期及び場所、試験問題の水準及び合格者の判定方法その他試験の実施方法が適切なものであること。
 - ・ 試験科目及びその範囲の設定、試験問題及び試験実施要領の作成並びに児童福祉相談支援等技能の程度の評価に係る事項その他技術的事項に関する業務を行う試験委員は、児童福祉相談支援等技能についての知識及び技術を有する者のうちから選任する者であること。
 - ・ 登録事務を行う時間及び休日、登録簿への登録、登録簿の備付け、登録証の交付、登録事項の変更、登録の取消し及び消除その他登録の実施方法が適切なものであること。

こどもまんなか
こども家庭庁 府令の概要③

<こども家庭庁による認定法人に対する報告の求め等>

- こども家庭庁長官による、認定法人に対する報告又は書類の提出の求め、適正な運営を確保するための勧告、認定基準に適合しなくなったとき等の認定取消しの権限を規定している。

<指導教育担当児童福祉司の実務要件年数の緩和の対象者>

- 改正児童福祉法第13条第6項において、指導教育担当児童福祉司になるための児童福祉司としての実務要件年数が、内閣府令で定めるものについては、おおむね5年以上からおおむね3年以上に緩和されたところ、要件緩和の対象者を以下のとおり規定する。
 - ① こども家庭ソーシャルワーカーである者のうち、児童相談所を除いた指定施設において2年以上相談援助業務に従事した者
 - ② こども家庭ソーシャルワーカーである者のうち、児童福祉司としておおむね3年以上勤務した者であって、児童福祉司として勤務した期間と児童相談所を除いた指定施設において相談援助業務に従事した期間の合計がおおむね5年以上である者（①に掲げる者を除く。）

その他、審査・証明事業を行おうとする者が提出しなければならない書類等所要の規定を整備している。

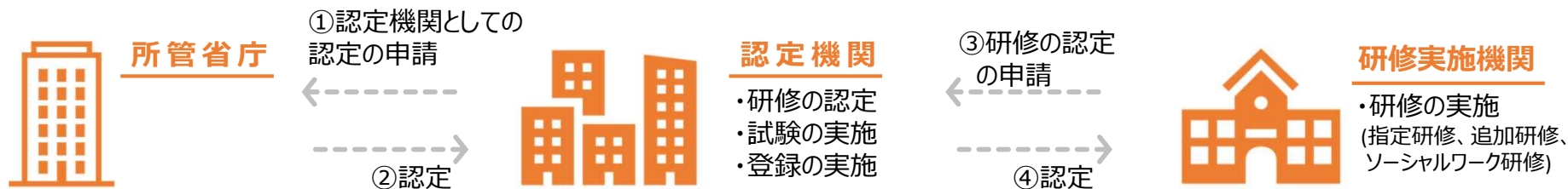
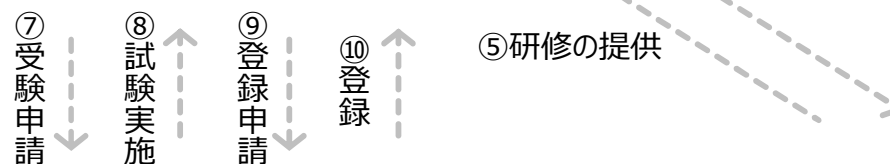
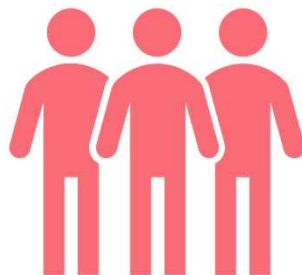
整備府令による改正後の規則においては、こども家庭ソーシャルワーカーの取得要件の一つとして認定法人が認めた講習の課程を修了した者であることを規定するとともに、当該講習を行う者が、こども家庭庁長官が定める基準を満たすものであることを規定している。告示においては、当該基準を定めている。

<講習を行う者に関する基準>

- 実施する講習が以下の基準を全て満たすものであること。
 - ・ 以下のいずれかに該当する者であることを受講の資格とするものであること。
 - ① 社会福祉士又は精神保健福祉士として、指定施設において2年以上主として児童の福祉に係る相談援助業務に従事した者
 - ② 社会福祉士又は精神保健福祉士として、指定施設において2年以上児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者（①に掲げる者を除く。）
 - ③ 指定施設において4年以上主として児童の福祉に係る相談援助業務に従事した者
 - ④ 保育士として、保育所、幼保連携型認定こども園その他これらに準ずる施設において4年以上児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者
 - ・ 修業期間は、審査・証明事業者が適当と認めた期間であること。
 - ・ 講習の内容が①～④に定める者ごとに応じて、検討会にて定めた研修カリキュラム以上であること。
 - ・ 講師は各科目を教授するのに適当な者であること。
 - ・ 講習の実施場所が確保されていること。
 - ・ 見学実習を行うのに適当な施設を見学実習に利用できること。
- 検討会にて定めた研修カリキュラムの各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。
- 事務職員を有すること。
- 管理及び維持経営の方法が確実であること。
- 講習を受講し、又はしようとする者に対し、講習の内容、講師その他の事項に関する情報を開示しており、当該開示された情報が、虚偽又は誇大なものではないこと。
- 講習の一部を委託する場合は、その委託を受けた者が、その講習についてこども家庭ソーシャルワーカーとなるのに必要な技能等を修得させるために必要な資力、社会的信用及び業務遂行能力を有する者であることを確認すること。

(参考) 認定資格スキーム (イメージ)

こども家庭ソーシャルワーカー



※一般財団法人日本ソーシャルワークセンターを認定 (令和5年12月26日付け)

※令和6年度に研修を実施する機関については令和6年度早期に認定される見込み

- ・**令和5年度中に**研修の対象者の具体的な受講要件（研修対象者の実務経験や保有資格等）を定める通知を発出予定。追って、**こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業の要綱等**を発出予定。
- ・認定機関（一般財団法人日本ソーシャルワークセンター）が研修実施機関を募集・審査した上で認定。令和6年度早期より研修実施機関による受講者の募集・講習が開始され、令和6年度末に試験が実施されたうえで、合格者の登録申請を受けて第1期資格保有者が登録される予定。

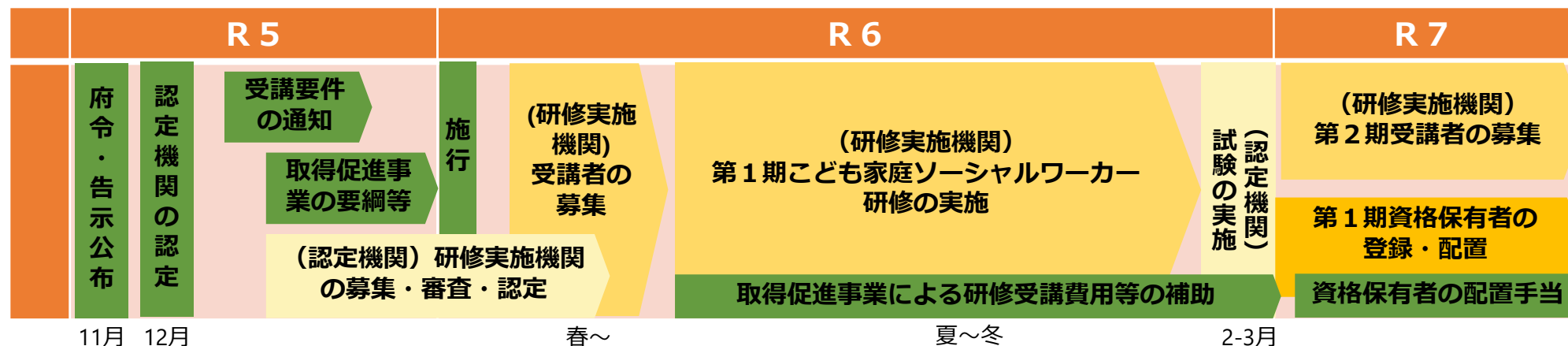
<こども家庭庁による受講要件の通知>

- 令和4年度の検討会とりまとめにおいて、資格取得に向けた研修の対象者については、一定程度の実務経験を有する現任者を対象にするとされたことを受け、府令において対象を定めたところ。
- 令和5年度中に、具体的な受講要件（研修対象者の実務経験や保有資格等）について定める通知を発出した上で、こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業の要綱等をお示しする予定。

<研修実施機関による受講者の募集開始>

- 改正児童福祉法施行後の**令和6年4月以降、認定機関において研修実施機関を順次認定**。第1期**研修受講者の募集は令和6年春頃に開始**され、こども家庭庁や認定機関のウェブサイト等で情報を提供予定。

<今後の見通し>



<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>
 令和6年度予算額（案）：177億円の内数（令和5年度当初予算額：208億円の内数）

1 事業の目的

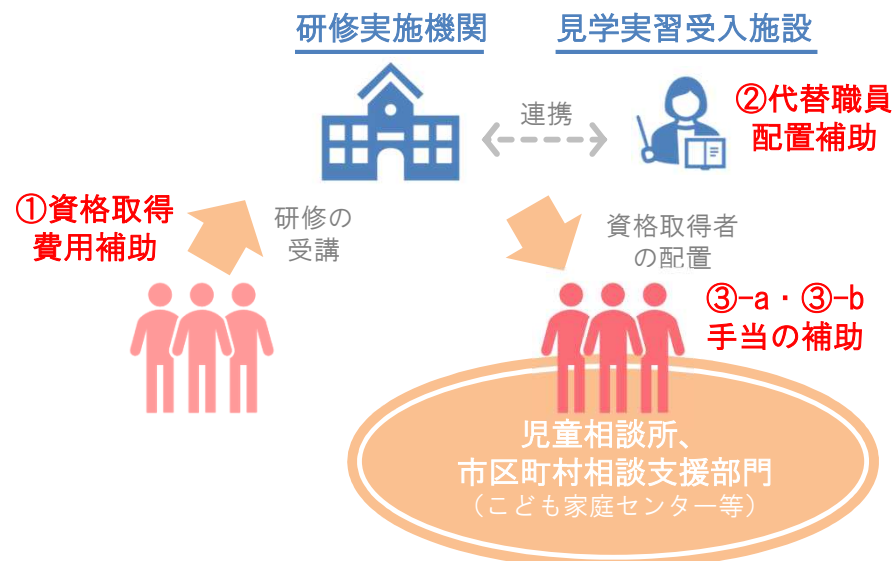
- 令和4年改正児童福祉法により、児童相談所や市区町村（こども家庭センター）等における相談支援等の質の向上を図る観点から、令和6年度より、新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設され、児童福祉司や統括支援員の任用要件の1つとして位置づけられる。
- こども家庭福祉分野における人材の専門性向上に関しては、こどもの安全確保や権利擁護等を背景として、令和4年改正児童福祉法附帯決議や骨太方針2023等、従前からその必要性が指摘されているところ、取得促進のための方策を検討することが必要。
- 本資格は、既に児童相談所、市区町村、保育所、児童養護施設等の現場で働いている者が、100.5～265.5時間の研修の受講等を経て取得するもの。これらの研修等に参加しやすいよう、新たな補助を創設する。

2 事業の概要

- ① 研修受講費等の資格取得費用に対する補助**
 児童相談所、こども家庭センター、保育所、児童養護施設等で勤務する職員が資格取得のための研修等に参加する場合に、研修受講費等に対して補助を行う。
- ② 見学実習受入施設等への代替職員配置に対する補助**
 こども家庭ソーシャルワーカー研修の見学実習を受け入れる施設等に対し、当該対応に係る代替職員の配置に必要な経費の補助を行う。
- ③-a 資格取得者の配置に対する手当の補助（補助金での対応）**
 児童相談所やこども家庭センター等の市区町村相談支援部門に資格を有する職員を配置する場合に、当該職員に係る手当の補助を行う。
- ③-b 資格取得者の配置に対する手当の補助（措置費での対応）**
 児童養護施設等や一時保護所に資格を有する職員を配置する場合の措置費として、当該職員に係る加算（手当）を設ける。

3 実施主体等

- 【実施主体】
- ①② 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
 - ③-a 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村
 - ③-b 都道府県、指定都市、児童相談所設置市等
- 【補助基準額】 ①②（今後交付要綱等によりお示しする予定）
- ③-a 240千円
 - ③-b 292千円（措置費の加算単価）
- 【補助率】
- ①② 国：2/3、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/3
 - ③-a 国：2/3、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村：1/3
 - ③-b 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2 もしくは 国：1/2、都道府県1/4、市及び福祉事務所設置町村1/4



研修受講費等の補助の予算措置のお願い

- 各都道府県・指定都市・児童相談所設置市におかれては、取得促進事業のうち**研修受講費等の資格取得費用に対する補助について、児童相談所、市町村、保育所、児童養護施設等の職員が研修を円滑に受講できるよう、積極的な予算措置をお願いしたい。**
- このうち市町村に関しては、これまで研修受講費等の資格取得費用に対する補助の実施主体としていなかったが、都道府県等や市町村から寄せられたご意見も踏まえ、**市町村職員が研修を受講する際、当該職員に関して都道府県等と市町村の申請が重複していないことを両者で確認する等の協議を行った場合に限り、市町村が研修受講費等の資格取得費用に対する補助の実施主体となることを認める**方向で検討中。詳細は令和5年度中に要綱等としてお示しする見込み。

管内児童相談所、市町村、関係機関への周知のお願い

- こども家庭庁では研修の受講対象者に向けた受講意欲喚起のための広報用資料（次ページ）を作成している。都道府県等におかれては、当該資料の活用等により**受講者の募集について管内関係機関への周知を図っていただくようお願いしたい。**
- また、認定機関による研修実施機関の募集にあたっては、**現任者が受講しやすいよう研修の実施時間帯や受講方法に配慮を求めているほか、講義はオンデマンドによる受講が可能であり、演習も内容によってはオンライン・ライブ形式での受講を認める予定。**研修の実施にあたり、現場で勤務している受講者の勤務環境に最大限の配慮がなされるよう、引き続き取り組んでまいります。
- なお、社会的養育推進計画策定要領（案）では、都道府県等（児童相談所）における人材確保・育成等に向けた取組の一環として、こども家庭ソーシャルワーカー資格の取得促進を図ることが必要とされている。また、こども家庭センターに配置される統括支援員の資格要件の1つにこども家庭ソーシャルワーカーが位置づけられており、市区町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組として、取得促進事業を活用することも期待される。

こども家庭ソーシャルワーカー 第1期生

の募集が始まります



この資格を取得する主なメリット

- ・ こどもや家庭に対して、より**質の高い支援**を提供するための方策が学べる
- ・ 具体的な援助場面を想定した演習が充実しており、**現場で求められる実務的な知識や技術**を修得できる
- ・ 市町村「こども家庭センター」の統括支援員をはじめ、**様々なこども家庭福祉関連職種**に就く道が開ける
- ・ 資格を取得することで、将来的な**キャリアアップ**や**処遇改善**につながる可能性がある
- ・ 多様な現場の**現任者同士のネットワーク**が作れる / など



第1期生募集のスケジュール(予定) ※変更の可能性あり

- ・ (令和6年3月頃) 受講可能な現任者の要件の公表
- ・ (令和6年春以降) 大学等による受講希望者の募集
- ・ (令和6年夏以降) 研修の開講 ※オンラインもしくは対面
- ・ (令和7年2-3月頃) 試験の実施
- ・ (令和7年3月以降) 資格登録により第1期生が誕生



「こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業」により取得を推進しています

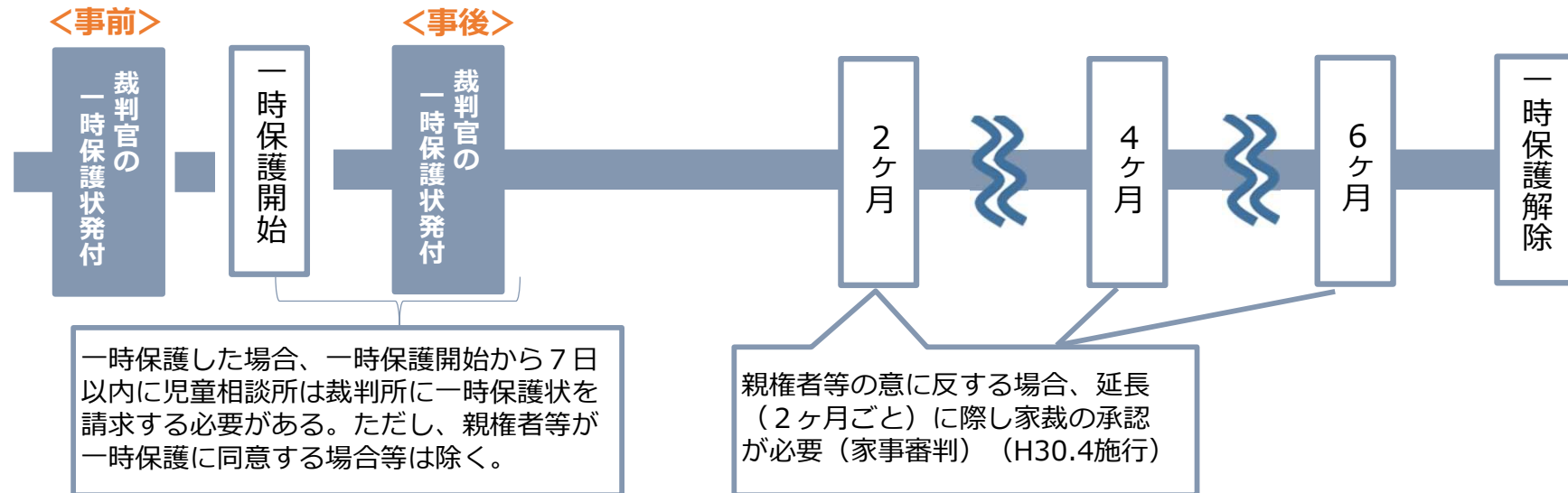
- ・ 自治体が認める場合、**研修受講費や旅費等を補助** ※補助基準額の範囲内で国が2/3、自治体が1/3を負担。
- ・ **研修受講費の相当割合をカバー**できるように補助基準額を検討中 ※受講者の保有資格や実務経験により受講時間数が異なり、研修受講費も異なる見通し。

一時保護時の司法審査

一時保護時の司法審査等

<一時保護開始時の適正手続の確保（司法審査）>

- 一時保護の適正性の確保や手続の透明性の確保のため、一時保護開始の判断に関する司法審査を導入する。
 - 裁判官が発付する一時保護状による方法（事前又は保護開始から7日以内に児童相談所は書面で請求）とする。
 - 対象として、親権者等が一時保護に同意した場合や請求までに一時保護を解除した場合等は除く。
 - 児童虐待のおそれがあるときなど、一時保護の要件を法令上明確化。その要件に該当するときは、明らかに一時保護の必要がないと認めるときを除き、裁判官は一時保護状を発付する。
 - 一時保護状発付の請求が却下された場合、一時保護を解除した際に児童の生命及び心身に重大な危害が生じるおそれがあるときには、児童相談所からの不服申立手続を設ける（却下の翌日から3日以内にその取消を請求）



一時保護時の司法審査に関する実務者作業チームについて

- 昨年6月8日に成立した児童福祉法改正法において、**一時保護の開始時の司法審査を導入**（令和7年6月1日施行）。社会保障審議会児童部会社会的養育委員会報告書において、施行までに、その運用や実務の詳細について、法律実務に携わる者など、**実務者も構成員に含む作業チームを立ち上げて検討すべき**と指摘。
- このため、厚生労働省において、**作業チームを令和4年8月末から設置し、一時保護時の司法審査の運用及び実務の詳細等**について、実務的な観点から議論することとする。

（検討会委員） ※法務省、最高裁事務総局はオブザーバーとして参加 ※敬称略、五十音順

自治体 関係	法曹実務者 関係	学識等 関係
<ul style="list-style-type: none"> ・大浦 俊哉（東京都福祉保健局担当部長〈児童相談センター人材企画担当課長事務取扱〉） ・河島 貴子（世田谷区児童相談所所長） ・大久保 法彦（滋賀県中央子ども家庭相談センター所長 兼 健康医療福祉部管理監） ・薬師寺 順子（大阪府中央子ども家庭センター所長） 	<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤 康憲（東京家庭裁判所 判事） ・橋本 佳子（名古屋市中央児童相談所 主幹、弁護士） ・浜田 真樹（浜田・木村法律事務所 弁護士） 	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿 はる美（一橋大学大学院法学研究科 准教授） ・中村 みどり（Children's View & Voices 副代表） ◎橋本 和明（国際医療福祉大学医療福祉学研究科臨床心理学専攻教授） ○吉田 恒雄（認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク 理事長）
計4名	計3名	計4名

➡ 令和6年1月、「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）」を公表

一時保護の要件について

1. 改正後児童福祉法

＜改正後＞

第三十三条 児童相談所長は、児童虐待のおそれがあるとき、少年法第六条の六第一項の規定により事件の送致を受けたときその他の内閣府令で定める場合であつて、必要があると認めるときは、（略）児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

＜改正前＞

第三十三条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、（略）児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

2. 「内閣府令（児童福祉法施行規則）で定める場合」の条文案

※令和6年1月公表の「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）」においてお示ししたもの

第三十四条の四 法第三十三条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とし、この場合において、児童相談所長は、必要があると認めるときは、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図ること、又はアセスメント（児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握することをいい、短期入所指導（法第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設等に児童を短期間入所させ、心理療法、生活指導その他の援助を行うことをいう。）を行うことを含む。）を行うことを目的として児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができるものとする。

- 一 児童虐待防止法第二条に規定する児童虐待を受けた場合若しくはそのおそれがある場合又は児童虐待を受けるおそれがある場合（児童虐待防止法第十二条の二第一項に定めるときを含む。）
- 二 少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六条の六第一項の規定による送致を受けた場合又は警察官から法第二十五条第一項若しくは児童虐待防止法第六条第一項の規定による通告を受けた場合
- 三 児童の行動が自己若しくは他人の生命、心身若しくは財産に危害を生じさせた場合若しくはそのおそれがある場合又は危害を生じさせるおそれがある場合
- 四 児童が自らの保護を求め、又はこれに相当する意見若しくは意向を表明した場合
- 五 児童の保護者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による病院への入院等の状態となつたこと、児童が家出人であることその他の事由により、次のいずれかに該当する場合
 - イ 児童に保護者若しくは住居がない又はそのおそれがある場合
 - ロ 児童の住居が不明である又は不明となるおそれがある場合
- 六 児童の保護者がその監護する児童の保護を求め、又はこれに相当する意見を表明した場合
- 七 前各号に掲げるもののほか、一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じるおそれがある場合

一時保護状請求の流れ（イメージ）

一時保護の理由（内閣府令該当性＋一時保護の必要性）の検討

一時保護の開始

- 児童、親権を行う者等（親権を行う者又は未成年後見人）の人定資料の取得
- 児童及び親権を行う者等への説明
- 児童の意見・意向の確認
- 親権を行う者等の同意の有無、意見の確認
- 一時保護の理由を裏付ける資料の取得
- 一時保護状請求書の作成
- 提供資料（ケース記録等）の準備

一時保護状の請求（事後請求）

一時保護状の発付

- 児童、親権を行う者等（親権を行う者又は未成年後見人）の人定資料の取得
- 児童及び親権を行う者等への説明
- 児童の意見・意向の確認
- 親権を行う者等の同意の有無、意見の確認
- 一時保護の理由を裏付ける資料の取得
- 一時保護状請求書の作成
- 提供資料（ケース記録等）の準備

一時保護状の請求（事前請求）

一時保護状の発付

一時保護の開始

7
日
以
内

一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）の主なポイント①

※令和6年1月、マニュアル（案）として公表したもの。なお、令和6年夏頃～秋頃にマニュアルとして正式に発出する予定。
（マニュアルとして正式に発出するまでに、各自治体の意見等を踏まえ、マニュアル（案）の内容に修正が加わることがある。）

第1章 令和4年児童福祉法等改正（一時保護時の司法審査）の概要

第2章 一時保護の要件

1 趣旨

2 一時保護を行うことができる場合

- ・ 児童相談所長が一時保護を行うには、①内閣府令該当性 + ②一時保護の必要性があることが要件となる（改正後法第33条第1項及び第2項）。
- ・ なお、裁判官は、①内閣府令該当性が満たされていれば、明らかに②一時保護の必要がないと認めるときを除き、一時保護状を発付（同第4項）。

3 内閣府令について（児童福祉法施行規則第34条の4）

○ 第1号（児童虐待の場合等）

- ・ 児童虐待の危険から児童を保護し、その安全の確保及び健全な発達を図るため、一時保護の対象として規定。
- ・ 「児童虐待を受けた」場合だけでなく、「児童虐待を受けたおそれ」がある場合及び「児童虐待を受けるおそれ」がある場合も対象。

○ 第2号（少年法送致又は警察通告の場合）

- ・ 少年法送致又は警察通告を受けた場合は、警察からの情報に基づき調査や情報把握をする必要のあるケースが多いため、一時保護の対象として規定。

○ 第3号（自己又は他人への危害の場合等）

- ・ 児童の安全と健全な発達を図り、必要な調査を行うため、一時保護の対象として規定。
- ・ 自己又は他人に「危害を生じさせた」場合だけでなく、「危害を生じさせたおそれ」がある場合及び「危害を生じさせるおそれ」がある場合も対象。

○ 第4号（児童による保護の求め等の場合）

- ・ 児童自身が保護を求めることは、児童にとって深刻な状況が生じているというべきであることから、一時保護の対象として規定。
- ・ 児童の年齢や発達の程度等を考慮し、保護の求めに相当する意見・意向（意思というまでには至らない志向、気持ち）が表明された場合も対象。

○ 第5号（保護者不在又は住居不定の場合等）

- ・ 児童に保護者や住居がない場合に、安全・安心な場所を提供し心身の安定を図れるよう、一時保護の対象として規定（おそれがある場合も含む。）。
- ・ 児童の住居が不明の場合には、その養育環境等について把握・調査等をするため、一時保護の対象として規定（おそれがある場合も含む。）。

○ 第6号（保護者による保護の求め等の場合）

- ・ 保護者（施設長や里親等を含む。）が保護を求める場合は、育児不安や措置先での児童の不応等がうかがわれることから、児童をその養育環境から一時的に分離して背景事情の把握等を行う必要があるため、一時保護の対象として規定（保護の求めに相当する意見が表明された場合も含む。）。

○ 第7号（その他重大な危害が生じるおそれの場合）

- ・ 第1号～第6号までの類型では対応できないものが今後生じ得る場合に備えて規定。

4 一時保護の必要性

- ・ 児童相談所長は、①内閣府令該当性を前提として、②一時保護の必要性があるか否かについて、各事案に応じて適切に判断することが重要。

一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）の主なポイント②

※令和6年1月、マニュアル（案）として公表したもの。なお、令和6年夏頃～秋頃にマニュアルとして正式に発出する予定。
（マニュアルとして正式に発出するまでに、各自治体の意見等を踏まえ、マニュアル（案）の内容に修正が加わることがある。）

第3章 一時保護状の請求手続

1 一時保護状の請求が必要となる場合

- ①一時保護を行うことについて親権者等の同意がある場合、②児童に親権者等がない場合、③一時保護を開始した日から起算して7日以内（初日を含む。）に解除した場合を除き、一時保護状の請求が必要（改正後法第33条第3項）。
- 親権者等が数人あるときはその全員の同意を要する。一部の親権者等から同意を得られない場合のほか、一部の親権者等と連絡がとれずその同意が確認できないような場合には、親権者等の同意があるとはいえないから、請求期限までに一時保護状を請求しなければならないことに留意。

2 一時保護状の請求に係る基本的事項

- 請求者、一時保護時の司法審査の対象となる児童、請求時期（事後請求・事前請求）、一時保護の開始日、請求先、請求の方式など

3 一時保護状の請求に向けた具体的手続（児童相談所における事務手続の流れを想定）

- 児童と親権者等の特定
 - 一時保護の対象となる児童は、戸籍謄本、住民票、これらが用意できない場合にあってはその他の公的書類（療育手帳、母子手帳等）により特定。
 - 親権者等は、戸籍謄本（外国人の場合は戸籍謄本に代わるものとして親権を有する旨の記載がある公的書類）により特定。事後請求の場合に、7日以内に戸籍謄本を取得できない、外国人につき本国での身分関係の調査が完了しないなどのときには、親権者等を確知できない場合として（同意があるとはいえないとして）、一時保護状の請求を行う必要。
- 親権者等に対する説明
 - 一時保護の理由、目的、一時保護時の司法審査の手続概要、親権者等が裁判官に意見を伝達し得ること及びその方法等について、できる限り丁寧に説明（ただし、DV事案等で加害者とされる親権者等に対し連絡しなかった場合は、親権者等の同意があるとはいえないとして一時保護状を請求すること。）。
- 親権者等の同意の確認
 - 一時保護を行うことについて可能な限り親権者等の同意を確認する。同意がない場合だけでなく、同意が判然としない場合（同意があるか分からない場合）、同意の真意性に疑義がある場合などは、同意があるとはいえないとして、一時保護状の請求を検討。
 - 親権者等の同意の確認は原則として書面で行う。ただし、一定の場合（親権者等が遠方、多忙等により来所や郵便等での確認が困難な場合、親権者等の身体に障害があり署名が困難な場合など）には、口頭による確認も排除されない。
- 親権者等の意見を裁判官に伝達する方法
 - 児相が親権者等の意見を聴取して適宜の書類にまとめて裁判官に提供することを基本。
 - 親権者等自らが意見書面の作成を希望する場合はこれを児相を通じて裁判官に提供することが可能。
- 児童の意見又は意向の確認、児童の意見又は意向を裁判官に伝達する方法
 - 一時保護に当たって実施する意見聴取等措置（改正後法第33条の3の3）等により児相が把握した児童の意見又は意向を裁判官に提供。
 - 児童自らが意見書面の作成を希望する場合はこれを児相を通じて裁判官に提供することが可能。

一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）の主なポイント③

※令和6年1月、マニュアル（案）として公表したもの。なお、令和6年夏頃～秋頃にマニュアルとして正式に発出する予定。
（マニュアルとして正式に発出するまでに、各自治体の意見等を踏まえ、マニュアル（案）の内容に修正が加わることがある。）

第3章 一時保護状請求手続（前頁からの続き）

- 提供資料の準備（関係機関等と連携した資料等の収集）
 - ・ 各児相が保有する**既存の児童記録、その抜粋又は児童記録の内容を要約したもの**を提供する方法を基本。
 - ・ 一時保護状の請求に当たっては、一時保護の要件の充足性を示す事実関係、児童の意見等や親権者等の意見、それらを踏まえた児相の所見（内閣府令該当性及び一時保護の必要性を認めた理由）をまとめた簡単な「**総括書面**」を作成。 ※参考書式は本マニュアル（案）別添のとおり。
 - ・ 児相が裁判所に出した一時保護状の請求に係る事件記録は、裁判所から児童や親権者等に送付されることはなく、審査終了後、児相に返還される。また、裁判所において児童や親権者等の事件記録の閲覧謄写を予定した規定はなく、児相への返還後、児相において開示請求に対応することとなる。
 - ・ 資料の収集等においては、**関係機関と連携し、資料又は情報の提供等の必要な協力を受けること**（改正後法第33条の3の2）。
- 一時保護状請求書の記載事項等
 - ・ 一時保護状請求書の記載事項は**チェックリスト及び端的な記載欄を基本**。 ※参考書式は本マニュアル（案）別添のとおり。
- 各種事案の取扱い（きょうだい事案の取扱い、移管ケース、親権者等の同意が撤回された場合の対応など）

4 一時保護状の発付又は請求却下

- ・ 一時保護状の発付又は請求却下後は、裁判所において事件記録の返還を受け、一時保護状を受領。
- ・ 児童及び親権者等に対しては一時保護時の司法審査の結果等につき適切な説明を行う。請求が却下された場合（不服申立てをしない場合）は意見聴取等措置後、速やかに一時保護を解除。

第4章 不服申立手続

1 不服申立ての要件

- ・ 不服申立てでは、①内閣府令該当性、②一時保護の必要性、③一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれるときが要件となる。③の要件については、外形上の行為や被害の重大性だけでなく、養育環境下に戻ることが児童の心身に与える影響からも検討すること。

2 不服申立手続に係る基本的事項

- ・ 請求者、請求時期（一時保護状の請求却下の裁判があった日の翌日から起算して3日以内に限り行うことができる）、請求先、請求の方式など

3 不服申立ての具体的手続

- ・ 原裁判時に提供した資料をもってさらに主張を行うほか、当初の一時保護状の請求時には未判明だった事実が新たに判明した場合や取得できていなかった資料を新たに取得した場合などにはこれらによる主張の補充を行うことも考えられる。
- ・ 不服申立ての各要件について、事案の概要を踏まえ、**児相の所見・評価を文章形式で記載**。 ※参考書式は本マニュアル（案）別添のとおり。

第5章 夜間・休日の対応

- ・ 一時保護状の請求は**平日の裁判所開庁時間中に行われるのが基本だが、やむを得ず夜間・休日に請求する場合はあらかじめ請求先裁判所に連絡した上で請求を行う**。夜間・休日には請求先が異なる可能性があることに留意。**請求期限末日が土日・祝日・年末年始となる場合も同日までに請求を要する**。 75

1. 実施の趣旨・目的

① 児童相談所の人員体制強化に係る検討

- 一時保護時の司法審査の導入（令和7年6月施行予定）により、児童相談所において新たに増加すると見込まれる一時保護状の請求に向けた事務負担・作業量等を適切に把握し、児童福祉司、法務担当事務職員等について、児童相談所の人員体制強化に係る検討を行う。

（※）令和4年12月の児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議において策定された「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」について、令和7年の一時保護時の司法審査の導入に向け、必要に応じて見直し、児童相談所の体制強化を図ることとしていることなどを踏まえ、必要な検討を行う。

② 「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）の試行・検討

- 一時保護時の司法審査（令和7年6月施行予定）の導入に向け、「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）」について、実務的な観点から試行・検討を行う。
- ⇒ 試行運用を通じて明らかとなった実務上の課題等については、令和6年夏頃～秋頃に予定している同マニュアルの確定に向けて、マニュアル（案）の記載内容の見直し、追加の検討等を行う。

2. 具体的な実施内容

- ～令和6年春頃にかけて、10カ所程度の自治体に協力を得て、当該自治体内で進行している複数の実際の事案について、「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）」に沿った対応を試行的に実践してもらう。
 - 具体的には、一時保護状の請求を行うまでの流れを踏まえ、以下のような対応を試行的に行う。
 - 一時保護の要件（府令該当性及び一時保護の必要性）の検討
 - 児童及び親権者等の人定資料の取得・確認
 - 児童の意見又は意向の確認
 - 児童及び親権者等への説明、親権者等の同意及び意見の確認
 - 一時保護の要件を裏付ける資料の取得
 - 一時保護状請求書その他の裁判所提出資料の作成・準備

（※）ただし、児童や親権者等への説明は現行制度のもので実施。

（※）事後請求の場合は、一時保護状の請求までの7日間の時間制限を踏まえて実施。
 - 実際のケースワークを通じて生じた実務上の課題、一時保護状の請求のために要した事務作業の時間・人員等について各自治体から報告を受ける。
- ⇒ 児童相談所の人員体制強化に係る検討及び「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）」の試行・検討を図る。

今後の予定について

- ～令和6年春頃：司法審査試行運用
- 令和6年夏頃～秋頃：「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル」確定、内閣府令改正
- 令和7年6月1日：施行

2. 児童虐待防止対策関係予算(令和5年度補正予算・令和6年度予算案)について



加速化プランに基づき、包括的な相談支援体制の構築などの体制整備を着実に実施するとともに、こども・若者視点での新たなニーズに応じた支援やアウトリーチ型支援などを強化する。

このため、改正児童福祉法の円滑な施行に係る各種事業に加え、以下のような新規事業を推進する。

【主な内容】

○アウトリーチ支援・宅食事業（※）7.5億円

支援ニーズの高いこどもに対し宅食等アウトリーチ型の支援を強化する（おむつ等の消耗品配布をはじめとした巡回活動費の強化、都道府県を介した中間支援法人の活用、こども自身が申請できる仕組み）ことで、こどもの状況把握を継続的に行い、必要な支援につなげる。

○こども家庭センター等におけるこどものSOSを受け止められる相談支援体制の整備（※）2.2億円

こどもや保育所・学校等の職員からの相談に対応し、適切な支援を提供するため、こども家庭センター等における「こども担当相談員」や専門人材の配置を支援。

○こども若者シェルター・相談支援事業 177億円の内数

こども・若者視点からの新たなニーズへの対応として、虐待等で家庭等に居場所がないこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）を確保する。

○虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援（※）2.7億円

生活困窮等の様々な困難に直面する学生等に対し、寄付等に基づく生活物資をアウトリーチ型で届けるとともに、必要な相談支援につなげる。

○児童相談所の採用・人材育成・定着支援事業（※）2.5億円

国において全国の児童相談所職員の採用・人材育成・定着に向けた取組、VR等を活用した研修システムの作成等を実施する。また、児童相談所職員の燃え尽き等を防止するための定着支援アドバイザーの配置を支援する。

○児童相談所等における業務効率化・ICT化推進事業（※）20億円

児童相談所の職員が外出先から相談システムへのアクセスを可能とする等のシステムの高度化等業務軽減に向けたICT化を行うとともに、児童虐待事案への迅速・的確な対応のため、児童相談所と警察とで必要な情報連携を図るシステムを構築する。

（※）令和5年度補正予算において計上

令和5年度補正予算の概要 (虐待防止対策課関係)

令和5年度補正予算：2.7億円

1 事業の目的

- 親からの虐待や貧困家庭であることに起因して孤立し生活困窮や心身の不調等の様々な困難に直面する学生等に対し、企業や一般からの寄付などに基づく生活援助物資を自宅等にアウトリーチ型で届けることにより、脆弱な生活基盤の支えとするとともに、援助をきっかけとして更なる相談支援へとつなげていくことを目的とした事業を創設する。
- まずは、モデル事業として創設。今後モデル事業の成果も踏まえつつ補助事業として展開していくことを想定。

2 事業の概要・スキーム

【事業内容】

①生活援助物資の配布・配送

生活援助物資（食料、生理用品等の生活必需品や学用品）の保管場所の貸借に係る費用、寄付元の企業から保管場所への輸送費用、保管場所から事業対象である若者宅への配送料、事業の告知・受付等に要する費用などの事業費のほか、寄付元となる企業等の開拓・調整等の事業推進に携わる支援者（コーディネーター）の人件費を補助する。

②相談支援員の配置

上記①の実施と連携して相談援助を行う支援者を配置する際、その人件費に相当する額の加算を講じる。

【対象者】

親からの虐待や貧困家庭であることに起因して孤立し生活困窮や心身の不調等の様々な困難に直面する若者又はそのおそれのある若者（下記a～cに該当する者に限る）

a) 専門学校や大学等に入学後1年以内の者 b) 定時制高校または通信制高校を卒業後1年以内の者等 c) 大学や専門学校等を卒業後1年以内の者

3 実施主体

都道府県または指定都市（NPO等の民間団体へ委託することを想定）

4 補助率

都道府県、指定都市 10/10（※モデル事業）

アウトリーチ支援・宅食事業【「支援対象児童等見守り強化事業」の拡充】

支援局 虐待防止対策課

＜児童虐待防止対策等総合支援事業補助金＞

令和5年度補正予算：7.5億円

1 事業の目的

- 市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、こども宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高いこども等を見守り、必要な支援につなげる、「支援対象児童等見守り強化事業」を見直し、おむつ配布を含む宅食タイプのアウトリーチ型を強化する。
- こども自身が申請できる仕組みや、都道府県を介した中間支援法人としての実施形態を導入し、より多くの支援を必要とするこどもを把握し支援につなげる体制強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

＜現行＞

「支援対象児童等見守り強化事業」

- こども食堂やこどもへの宅食等を行う民間団体等と連携して、食事の提供や学習支援等を通じたこどもの状況把握を行うことにより、地域におけるこどもの見守り体制の強化を支援する。

＜見直し＞

「アウトリーチ支援・宅食事業」

- ① アウトリーチ型の強化
 - ・おむつ等の消耗品費をはじめとした巡回活動費の強化
- ② 都道府県を介した中間支援法人の活用
- ③ 実施形態の見直し
 - ・こども自身が申請できる仕組み

3 実施主体

- ① 市区町村 ② 都道府県

4 補助率

○児童虐待防止対策等総合支援事業：国2/3、都道府県、市区町村：1/3

5 補助単価案

- ① 巡回活動費強化 1か所あたり 5,218千円
- ② 中間支援法人活用 1都道府県あたり 60,000千円
- ③ 周知啓発経費(②の加算) 1都道府県あたり 28千円

こども家庭センター等におけるこどものSOSを受け止められる相談支援体制の整備

支援局 虐待防止対策課

<児童虐待防止対策等総合支援事業補助金>

令和5年度補正予算：2.2億円

1 事業の目的

- こどもたちにとって、虐待など家庭内での困りごとを、普段接点がないこども家庭センターに相談することはハードルが高いことから、こどものSOSをこども家庭センターが受け止めて必要な支援を届けるためには、関係機関（保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブ）と連携して、こども家庭センターにこどもたちがアクセスしやすい環境を整備することが必要である。
- また、こどもからのSOSをこども家庭センターをはじめとする関係機関でしっかりと受け止められる体制を整備するとともに、こどもの様々な困りごと・ニーズに応じた適切な支援を提供できるよう、こども家庭センターにおける専門人材の活用を促進する。

2 事業の概要・スキーム

- ① こどもの関係機関（保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブ）との連携・相談体制の整備
以下の取組を実施することも家庭センターに必要な経費を補助する。
 - ・ こどもやこどもの関係機関の職員からの相談対応を担当することも担当相談員の配置。
- ② こどものニーズに応じた相談支援の実施のための専門人材の活用促進
 - ・ こども家庭センターに公認心理士・精神保健福祉士等の外部専門職の派遣・配置を行う場合の費用を補助。

3 実施主体

市区町村

4 補助率

○児童虐待防止対策等総合支援事業： 国1/2、市区町村：1/2

5 補助単価案

- ① こども担当相談員配置 2,715千円／人（1市区町村最大2名）
- ② 専門人材活用促進 1市区町村あたり 2,983千円

1 事業の目的

- 児童相談所においては、これまで、児童虐待防止対策総合強化プランに基づき児童福祉司等の増員を図ってきたことから、経験の浅い児童福祉司等が占める割合が高くなっている※1。さらに、過大な業務量に加え、児童相談所の対人援助業務は心理的な負担も非常に大きいため、心身の不調で長期休暇を取得したり、退職する者も多い※2。
 - ※1 勤務年数3年未満の児童福祉司が51%、勤務年数3年未満の児童心理司が48%（いずれも令和4年4月時点）
 - ※2 令和3年度の調査研究によれば、管内の児童福祉司について、令和2年度にメンタルヘルスの悪化を理由とする1か月以上の休職者がいると答えた自治体が56.8%、業務の困難さを理由とする途中退職者がいたと答えた自治体が25%。
（労働安全衛生調査（令和2年度）によれば、連続1か月以上休業した労働者がいた（派遣労働者含まず。）全国の事業所（全業種）の割合は7.8%、退職した労働者がいた事業所の割合は3.7%であり、児童福祉司は他の職種と比べて休職者や退職者が多いことが読み取れる。）
- 今後、昨年12月に決定された新プランに基づき、更に採用を増やしていく必要があるが、児童相談所の業務への理解不足等もあり新規の採用自体も厳しいことに加え、採用ができたとしても引き続き人材育成や定着が図られないままでは児童相談所の業務負担を解消することは困難であり、児童相談所の採用・人材育成・定着を支援することは喫緊の課題となっている。
- こうした状況を踏まえ、児童相談所が子どもを守るための本来の機能を十分に発揮できるよう、全国の児童相談所における採用・人材育成・定着の支援のための体制強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

【事業内容】

①全国の児童相談所職員の採用・育成・定着に向けた仕組みの構築

以下の取組を実施。

- ・児童相談所職員（児童福祉司、児童心理司、一時保護所保育士、児童指導員）の魅力発信【採用支援】
- ・職員間の交流コミュニティにおけるノウハウ共有の促進【人材育成支援】
- ・児童相談所職員向けのオンライン相談・ピアサポート、心理職等によるリモートカウンセリングの実施【人材定着支援】

②児童相談所への定着支援アドバイザーの配置

- 各児童相談所における個別面談等を通じて燃え尽き等を防止するための定着支援アドバイザー（心理職等）の配置を支援【人材定着支援】

③VR等を活用した研修システムの作成

- 全国の児童福祉司、児童心理司等としての実践的な研修機会を確保するため、困難家庭への家庭訪問などテーマ設定に応じた研修システムを整備する。
【人材育成支援】

3 実施主体等

【実施主体】①：民間団体（公募により選定） ②：都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ③：横浜市及び明石市（虐待・思春期問題情報研修センター事業）

【補助割合】①：国10/10 ②：国1/2（都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2） ③：国10/10

1 事業の目的

児童相談所等の業務範囲は多岐に亘り、職員の業務負担は年々増大しているため、児童相談所等における業務の見直しを行い、職員が中核的な業務に注力できるよう業務負担の軽減を図ることが重要である。児童相談所等における主要な業務プロセス毎に所要時間やICT化の現状について実態を把握（※）したうえで、デジタル技術の導入によるシステムの高度化やICT化等を進め、業務改善を図る。

※ 児童相談所等におけるICT化の現状等については、今後実態調査を実施予定。なお、児童養護施設等におけるICT化の現状等の把握については、「児童養護施設等のICT化による効果的な事務処理のための調査研究」を今年度実施しているところ。

- (1) 児童相談所業務効率化促進事業
児童相談所等において、更なる業務効率化を図るためデジタル技術を導入し、システムの高度化等を進め、業務改善を図る。
- (2) 児童相談所と警察との児童虐待に係る情報共有システム構築事業
児童虐待事案への迅速・的確な対応のため、児童相談所と警察とで必要な情報連携を図るため、児童相談所・警察間において、児童虐待に関する事案等について速やかに情報共有を行い、警察本部及び各警察署（以下「警察署等」という。）に児童相談所システムに対応する端末を設置し、児童相談所と警察がリアルタイムに情報共有できるシステムを構築する。
- (3) 児童相談所等におけるICT化推進事業
児童相談所等におけるICT化を推進し、業務におけるビデオ通話やテレビ会議、タブレット端末等の活用を促進することを通じて、業務負担の軽減を図る。

2 事業の概要・スキーム

- (1) 児童相談所業務効率化促進事業
例えば、以下の業務を可能にするデジタル技術の導入を進める。
 - ① 児童相談所（都道府県等）
 - ・一時保護状請求書（仮称）の発行（※）（既存のケース記録等と連携）

（※）改正児童福祉法により、令和7年度から一時保護の開始時には一時保護状請求書（仮称）を作成し、裁判所に提出することにより裁判官の審査を受ける事務が発生することとなる。

 - ・電話・会議の文字起こし
 - ・外出先での業務環境の確保（ケース記録の閲覧等） 等
 - ② こども家庭センター（市区町村）
 - ・母子保健・児童福祉両部門の効率的な情報の管理・閲覧・共有
 - ・情報の共有を通じた、母子保健と児童福祉の業務連携 等
- (2) 児童相談所と警察との児童虐待に係る情報共有システム構築事業
児童相談所・警察署等における情報共有できるシステム構築するための費用について補助を行う。
- (3) 児童相談所等におけるICT化推進事業
児童相談所等におけるICT化を推進するための費用について補助を行う。

3 実施主体等

(1) 児童相談所業務効率化促進事業

- 【実施主体】 ①児童相談所（都道府県等）
都道府県、指定都市、児童相談所設置市（児童相談所設置市への移行を計画している中核市及び特別区を含む。）
②こども家庭センター（市区町村）
市区町村

- 【補助割合】 ①児童相談所（都道府県等）
国：1／2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1／2
②こども家庭センター（市区町村）
国：1／2、市区町村：1／2

(2) 児童相談所と警察との児童虐待に係る情報共有システム構築事業

- 【実施主体】 ①警察署等への端末整備 都道府県
②児童相談所システム改修 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

- 【補助割合】 ①警察署等への端末整備 国：1／2（都道府県：1／2）
②児童相談所システム改修 国：1／2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2）

(3) 児童相談所等におけるICT化推進事業

- 【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村、市町村 【補助基準額】 1か所当たり 1,000千円

- 【補助割合】 i. 児童相談所、児童相談所一時保護所、市区町村（こども家庭センターを含む）

国：1／2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村：1／2）

ii. 上記以外

国：1／2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／4、事業者：1／4）

国：1／2（都道府県：1／8、市及び福祉事務所設置町村：1／8、事業者：1／4）

※地方自治体が運営する施設を対象にする場合は、

国：1／2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2）

国：1／2（都道府県：1／4、市及び福祉事務所設置町村：1／4）

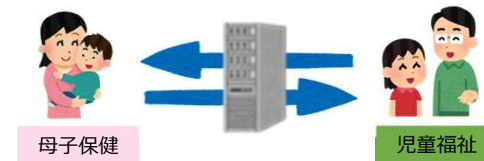
1 事業の目的

- 児童相談所の各業務においては、都道府県等により異なるが、一度簡易的に作成した記録を再度システム上に手入力する業務フローが多く、業務負担が重くなる要因の一つとなっている（※）。このことはさらに、十分な休憩時間や研修等の時間の確保を困難にすることにもつながっており、職員の質の向上の妨げともなっている。
 （※）令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童相談所におけるAI・ICT等を活用した業務効率化に関する調査研究」において、児童相談所職員は『調査・資料作成』に最も多くの時間を費やしており、児童福祉司のみの従事時間割合は、『面接・家庭訪問』や『調査・資料作成』、『移動・移送』に多くの時間が充てられている、と指摘されている。
- また、改正児童福祉法において、市町村は令和6年度からこども家庭センターを創設することが努力義務となっており、当該センターを中核として子育て世帯に対する包括的な支援体制を整備することとなるが、母子保健と児童福祉の分野横断的に支援する必要があることから、ケース記録の共有等を通じ、その相互連携を図る必要がある。
- このような、情報の入力・共有等の作業においてデジタル技術を活用することで、入力業務や報告業務の負担を軽減し、労働環境の改善や相談業務等の質の向上につなげるとともに、家庭訪問やケース検討の充実にもつなげ、全体として児童相談所やこども家庭センターの業務の改善を図る。
- 令和6年度においては、まず調査研究で児童相談所等におけるデジタル技術の活用状況を把握した上で、児童相談所等における業務フローを全体的に見える化し、デジタル技術の活用により効率化すべき業務プロセスを特定する。その上で、最新技術を積極的に取り入れ、業務の最適化を図ることにより、児童相談所等のDXを推進する。

2 事業の概要・スキーム

例えば、以下の業務を可能にするデジタル技術の導入を進める。

- ① 児童相談所（都道府県等）
 - ・ 一時保護状請求書（仮称）の発行（※）（既存のケース記録等と連携）
- （※）改正児童福祉法により、令和7年度から一時保護の開始時には一時保護状請求書（仮称）を作成し、裁判所に提出することにより裁判官の審査を受ける事務が発生することとなる。
 - ・ 電話・会議の文字起こし
 - ・ 外出先での業務環境の確保（ケース記録の閲覧等） 等
- ② こども家庭センター（市区町村）
 - ・ 母子保健・児童福祉両部門の効率的な情報の管理・閲覧・共有
 - ・ 情報の共有を通じた、母子保健と児童福祉の業務連携 等



3 実施主体等

【実施主体】

- ① 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（児童相談所設置市への移行を計画している中核市及び特別区を含む。） ② 市区町村

【補助割合】

- ① 国：1／2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1／2 ② 国：1／2、市区町村：1／2

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞

令和5年度補正予算：3.5億円

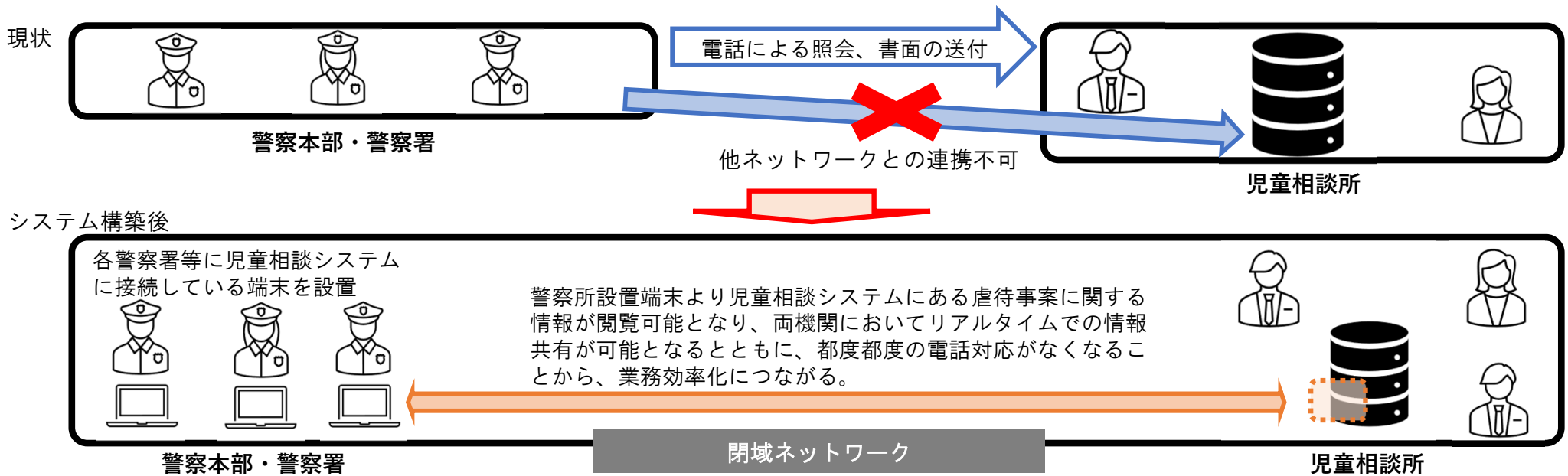
1 事業の目的

児童虐待事案への迅速・的確な対応のため、児童相談所と警察とで必要な情報連携を図るため、児童相談所・警察間において、児童虐待に関する事案等について速やかに情報共有を行い、警察本部及び各警察署（以下「警察署等」という。）に児童相談所システムに対応する端末を設置し、児童相談所と警察がリアルタイムに情報共有できるシステムを構築する。

2 事業の概要・スキーム

児童相談所・警察署等における情報共有できるシステム構築するための費用について補助を行う。

- ① 警察署等への端末整備
警察署等に児童相談所システムに対応する端末を設置し、児童相談所が扱う児童虐待に関する事案について警察署等にて確認できるようにする。
- ② 児童相談所システム改修
児童相談所システムを改修し、児童相談所と警察側双方で共有できる機能（例：児童通告書）を追加する。



3 実施主体等

- | | | |
|--------|--------------|-------------------------------|
| 【実施主体】 | ①警察署等への端末整備 | 都道府県 |
| | ②児童相談所システム改修 | 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 |
| 【補助割合】 | ①警察署等への端末整備 | 国：1／2（都道府県：1／2） |
| | ②児童相談所システム改修 | 国：1／2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2） |

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞

令和5年度補正予算：4.1億円

1 事業の目的

児童相談所等におけるICT化を推進し、業務におけるビデオ通話やテレビ会議、タブレット端末等の活用を促進することを通じて、業務負担の軽減を図る。

2 事業の概要・スキーム

児童相談所等（※）におけるICT化を推進するための費用について補助を行う。

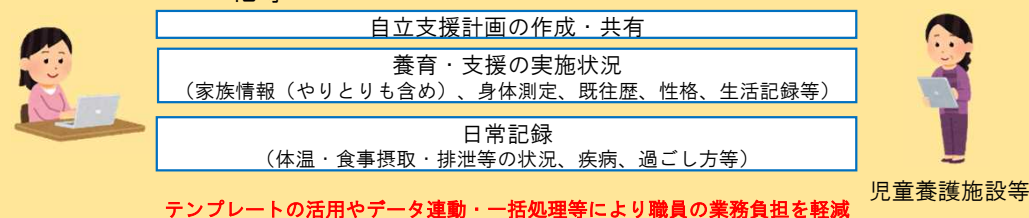
- （活用例1）①相談対応や状況確認を行う際のビデオ通話の活用、②関係機関との連絡調整等を行う際のテレビ会議の活用、③安全確認等を行う外出先でのタブレットの活用、④通信環境の整備等を進めるため、児童相談所等のICT化の推進に資する機器等の整備 等
- （活用例2）職員の業務において負担となっている書類作成等の業務等について、タブレット端末の活用によるこどもの情報の共有化やペーパーレス化等、施設のICT化の推進に資する機器等の整備 等

（※）児童相談所、児童相談所一時保護所、市区町村（こども家庭センターを含む）、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム、児童家庭支援センター、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所

（活用例1）ビデオ通話を活用した相談対応や、関係機関とのオンライン会議による連絡・調整等



（活用例2）タブレット端末の活用によるこどもの情報の共有化やペーパーレス化等



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村、市町村 【補助基準額】 1か所当たり 1,000千円

【補助割合】 i. 児童相談所、児童相談所一時保護所、市区町村（こども家庭センターを含む）

国：1/2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村：1/2）

ii. 上記以外

国：1/2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/4、事業者：1/4）

国：1/2（都道府県：1/8、市及び福祉事務所設置町村：1/8、事業者：1/4）

※地方自治体が運営する施設を対象にする場合は、

国：1/2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2）

国：1/2（都道府県：1/4、市及び福祉事務所設置町村：1/4）

児童相談所におけるAIを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツールの開発

支援局 虐待防止対策課

項：情報通信技術調達等適正・効率化推進費 目：情報処理業務庁費
令和5年度補正予算：5.5億円（デジタル庁一括計上予算）

1 事業の目的

- 増え続ける児童虐待相談等に対応するため、虐待事案に関するデータを収集し、その結果をAIで解析する。
- 特に、経験の浅い職員がAIによるサポートを受けることにより、一時保護判断の質向上や関連業務を含めた業務効率化を目的とする。

2 事業の概要・スキーム

Point

- 通告の対象となった児童についてのリスクアセスメント項目の入力等によりアセスメント情報を蓄積。
- 蓄積された情報をAIが解析・予測することで、一時保護判断の参考となる指標の表示等を行い、職員の判断をサポート。
※ 統計的なデータの分析を行うことで、職員が行う一時保護の判断のサポートが目的であり、職員に代わって判断するものではない。

アセスメント情報

- ・ 養育者の説明内容に疑念がある
- ・ 情緒的な問題、対人距離、愛着関係に課題がある 等



AIツール

- ・ アセスメント情報を蓄積
- ・ 蓄積されたアセスメント情報等を活用し、機械学習により解析・予測

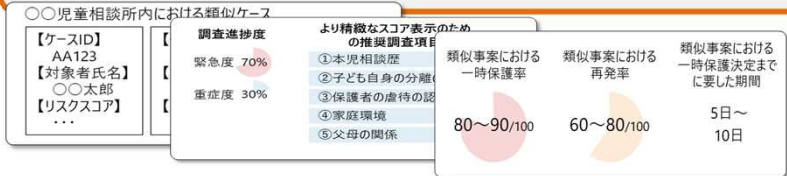


一時保護判断の参考となる指標例

- 一時保護スコア**：通告の対象となった児童についてのリスクアセスメント項目の傾向が、過去にどれくらい一時保護の対象とされたかを示す参考指標
- 再発スコア**：一度通告の対象となった児童が、再度通告の対象となる（再発する）可能性を示す参考指標

※タブレット等による外出先・訪問先での即時・的確な対応も想定

業務効率化により負担軽減



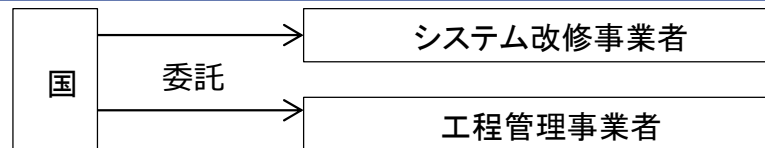
<拡充内容>

- こどもが抱えるリスクを確実に拾い上げるために、AIアルゴリズムの更なる精度向上に向けた学習データの取り込み、チューニング作業、検証作業の実施
- 各自治体が円滑に運用開始できるよう、児童相談所システムとのAPI連携作業支援の実施（連携作業困難時の自治体・ベンダーへの技術的支援等）
- 緊急受理会議等に伴う会議支援機能や児童情報管理機能の充実など、リスク判定にとどまらない業務支援機能の構築
- AIの学習プロセスを自動化し、データ収集から反映までのタイムラグを最小化することでAI精度を加速度的に向上（AIアルゴリズム自動学習環境の構築）
- 現場運用や実態に即した機能・入力フローを実現するため、AIツールの機能拡張等（アセスメント項目一括入力、類似ケースのコピー機能等）
- その他（アセスメント項目変更に伴う改修、児童相談所システムとの連携項目の拡充、セキュリティ対策強化）

3 実施主体等

【実施主体】民間事業者
【補助率】国：10/10

【資金の流れ】



<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>
令和5年度補正予算：3.6億円

1 事業の目的

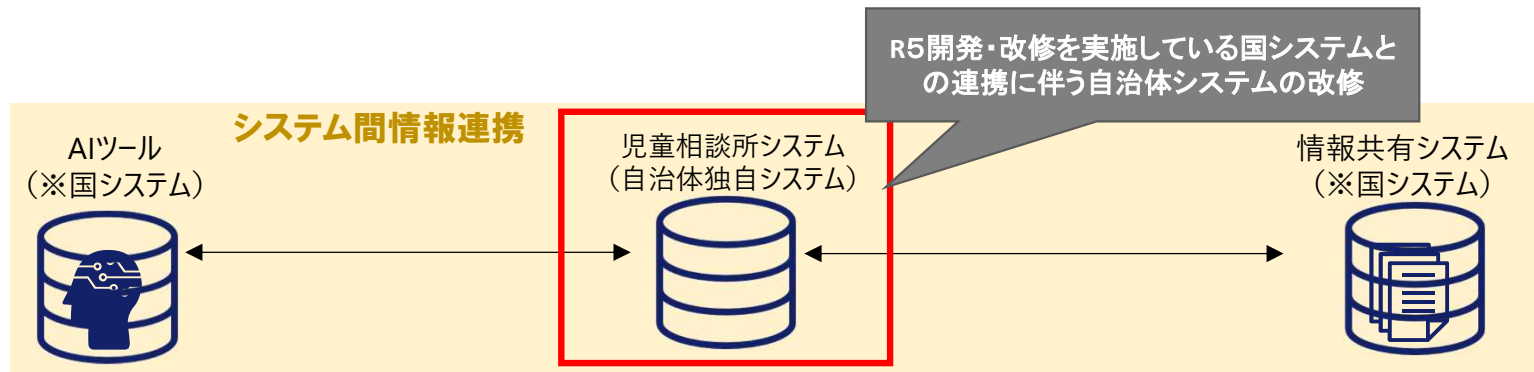
- 児童相談業務に関して国が構築等を行っているシステムと児童相談所が導入している独自システム間の連携を行い、効果的かつ効率的なシステム運用を行うとともに、現場職員の業務負担軽減に資する情報連携の仕組みを構築する。

2 事業の概要・スキーム

児童相談所におけるシステム間の情報連携効率化等

国が構築等を行っているシステム（※）と児童相談所独自システム間のデータ連携等を行うため、独自システムの改修等経費を補助する。

- ✓ 自治体独自システムで管理している児童の記録を自動連携することで、システム間で確実に情報共有され、職員の業務負担も軽減



3 実施主体等

【補助基準額】

- ①一時保護の判断に資するAIツールに係る改修 自治体1か所当たり（※1）：19,250千円
- ②要保護児童等情報共有システムに係る改修 自治体1か所当たり（※2）：7,700千円

※1 対象は、都道府県・指定都市・児童相談所設置市

※2 対象は、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村

都道府県・指定都市・児童相談所設置市において、①と②に両方に係る改修を実施する場合、①の基準額を適用

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村：1/2

児童相談所におけるSNSを活用した全国一元的な相談支援体制の構築に係るシステム

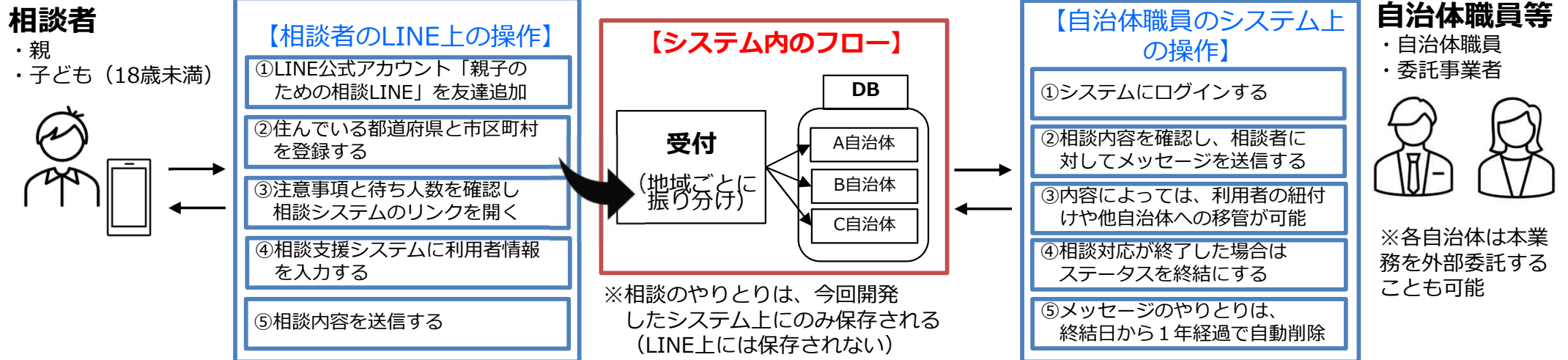
支援局 虐待防止対策課

項：情報通信技術調達等適正・効率化推進費 目：情報処理業務庁費
令和5年度補正予算：2.4億円（デジタル庁一括計上予算）

1 事業の目的

- 児童虐待防止の観点から、こどもや家庭がより相談しやすくなるよう、SNSによるアカウントを開設し、相談内容を各自治体（又は各児童相談所）に自動的に転送した上、相談に対応する仕組みを構築する。（令和5年2月より順次、運用を開始）

2 事業の概要・スキーム



(※) 自治体は、原則としてLGWAN及び閉域網を経由して接続。委託先事業者は、専用端末から閉域網等を経由して接続。

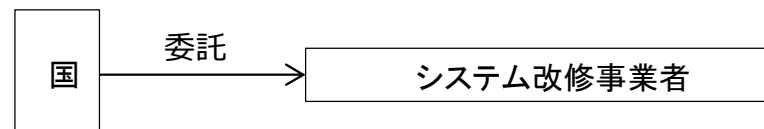
<拡充内容>

- 本システム運用開始後の傾向として、児童相談所が対応できない**夜間・休日等の相談が多くなっている**。特に虐待ケース等でこどもからの緊急を要する相談が寄せられることも想定されており、**相談したときにすぐに繋がることができ、切れ目ない相談支援を実施**する必要があることから、受付時間外でも対応可能な**チャットボットを活用した簡易的な返信機能を追加**する。
- その他の改修として、以下の改修を実施予定。
 - ・自治体独自で活用しているSNS相談システムの分析等を行い、**不足している機能等について本システムに実装**
 - ・自治体職員等の業務効率化のため、**相談回答の定型文利用や相談種別選択機能を実装する**。（ユーザビリティの向上）
 - ・本システムに係るこども家庭庁や運用保守業者からの連絡事項について、**お知らせ表示が可能な画面を実装する**。（現在はメール等のシステム外で対応）

3 実施主体等

【実施主体】民間事業者
【補助率】国：10/10

【資金の流れ】





【令和6年度予算案】
3,829億円の内数

【令和5年度予算】
(3,538億円の内数)

【主な予算の内容】

加速化プランに基づき、児童虐待防止施策等を強化・拡充し、多様なニーズを持つこども・若者に対する包括的な支援体制を構築する。また、令和6年4月に施行される改正児童福祉法の円滑な施行等による児童虐待防止対策の推進に取り組む。

・ **こども家庭センターの人員体制の強化**について、統括支援員の配置等を推進し、母子保健・児童福祉両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図り、**子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業を創設するとともに子育て短期支援事業について、親子入所等による支援を可能とする**。また、**子育て世帯訪問支援事業に係る利用者負担軽減の充実を図る**。

・ こども・若者視点からの新たなニーズへの対応として、虐待等で家庭等に居場所がないこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、**宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）を確保**する。

・ 改正児童福祉法に基づき「**こども家庭ソーシャルワーカー**」が創設され、児童福祉司の任用要件の1つとして位置づけられることに伴い、**資格取得が進むよう受講希望者が研修等の参加しやすくなるための補助を創設**し、こども家庭福祉分野における人材の専門性向上を図る。

・ **児童相談所一時保護施設において**、こどもの個別性を尊重したより適切なケアの提供を推進するため、**職員配置等の環境改善を図る**。

・ **親子再統合支援(=親子関係再構築支援)**については、都道府県等が親子関係再構築支援を適切に行えるよう、支援員の配置や、こどもや保護者等に対するカウンセリングの実施、学識経験者等からの技術的助言や指導等を実施する**事業(※)を創設**するとともに各都道府県等や必要に応じて市区町村において、こどもの権利擁護のための取組が積極的に実施されるよう、**支援員の確保、周知啓発、権利擁護機関の整備を実施する事業(※)を創設**する。

・ ヤングケアラーの支援体制の充実を図るため、**進路やキャリア相談を含めた相談支援体制の構築、レスパイトや自己発見等に寄与する当事者向けイベントの開催に関する取組のための補助を創設**する。

【主な内訳】	◇ 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金	177億円	(208億円)
	◇ 児童入所施設措置費等国庫負担金	1,485億円	(1,392億円)
	◇ 子ども・子育て支援交付金	2,074億円	(1,847億円)

(※) 安心こども基金を活用して実施する事業

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞
 令和6年度当初予算案 2,208億円（1,920億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 施策の目的

- 改正児童福祉法により、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとした。
- 「こども家庭センター」の設置は、これまで「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」それぞれの設置を進めてきた中で、両機関がともに特定妊婦や要支援児童等を支援対象に含んでいるにもかかわらず、組織が別であるために、連携・協働に職員の負荷がかかったり、情報共有等が成されにくい等の課題が生じていたことに対して、両機能を組織として一体的に運営することにより、母子保健・児童福祉両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図るために行われるものである。

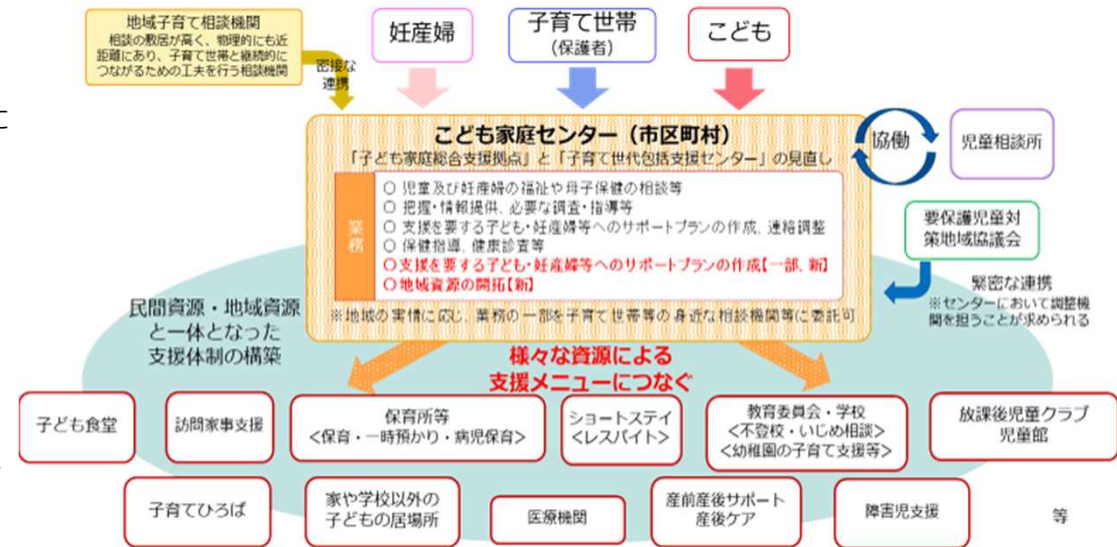
2 施策の概要・スキーム

新たに「利用者支援事業（こども家庭センター型）」を創設

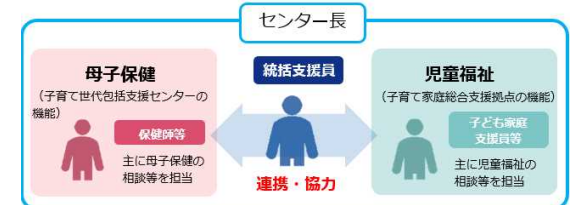
※現行の「子育て世代包括支援センター」及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点」に係る財政支援（安心こども基金で実施していた母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業も含む）を一本化

＜業務内容＞

- 主に児童福祉（虐待対応を含む。）の相談等を担当する子ども家庭支援員等と、主に母子保健の相談等を担当する保健師等が配置され、それぞれの専門性に応じた業務を実施
- 統括支援員が中心となり、子ども家庭支援員等と保健師等が適切に連携・協力しながら、妊産婦や子どもに対する一体的支援を実施
- 妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成
- 民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓 等



＜こども家庭センターにおける一体的支援＞



3 実施主体等

【実施主体】市区町村 【補助率】国：2/3、 都道府県：1/6、 市区町村：1/6

【補助単価】

①統括支援員の配置

1か所当たり 6,324千円

②母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）の運営費

保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合	1か所当たり	14,331千円
保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合	1か所当たり	6,994千円
保健師等専門職員を専任、困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合	1か所当たり	11,834千円
保健師等専門職員を兼任、困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合	1か所当たり	9,491千円
保健師等専門職員のみを専任により配置する場合	1か所当たり	9,337千円
保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合	1か所当たり	4,497千円

③児童福祉機能（旧子ども家庭総合支援拠点）の運営費

直営の場合（1支援拠点当たり）		一部委託の場合（1支援拠点当たり）	
小規模A型	3,771千円	小規模A型	9,205千円
小規模B型	9,700千円	小規模B型	15,134千円
小規模C型	16,133千円	小規模C型	21,567千円
中規模型	21,588千円	中規模型	32,455千円
大規模型	40,091千円	大規模型	61,825千円
上乗せ配置単価	2,715千円(1人当たり)	上乗せ配置単価	常勤職員 5,646千円(1人当たり) 非常勤職員 2,715千円(1人当たり)

④サポートプラン作成にかかる支援員の加算（直営の場合は非常勤職員、委託により実施する場合は常勤職員も可とする）

直営の場合 2,715千円(1人当たり) 委託の場合 5,646千円(1人当たり)

※配置人数については、サポートプラン40件作成につき1人とする。

ただし、人口10万人未満の自治体は1名、人口10万人以上かつ30万人未満の自治体は2名、人口30万人以上の自治体は3名を上限とする。

⑤担い手の確保等の地域資源の開拓（コーディネーター）（直営の場合は非常勤職員、委託により実施する場合は常勤職員も可とする）

直営の場合 2,715千円(1人当たり) 委託の場合 5,646千円(1人当たり)

※地域資源開拓に必要なコーディネーターの配置については、人口規模に関わらず1自治体につき1名までとする。

⑥制度施行円滑導入経費（家庭支援ニーズ等実態調査や関係機関会議に係る費用）

1か所当たり 3,330千円

⑦こども家庭センターの開設準備費

※ただし、補助の対象は、補助の申請を行う年度又は補助の申請を行う翌年度に設置されるこども家庭センターとし、こども家庭センター1か所につき、補助は1度に限るものとする。

1か所当たり 7,678千円

※②及び③については、令和8年度まではこども家庭センターの設置の有無に関わらず、それぞれの人員配置基準等を満たす場合は、国庫補助をそれぞれの設置か所数に応じて行います。（令和9年度以降はこども家庭センターを設置していない場合、補助対象外となります。）

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>
令和6年度予算案 177億円の内数（令和5年度当初予算額：208億円の内数）

1. 目的

- 全国の児童相談所における虐待相談対応は警察からの通告によるものが5割を占めており、また、2ヶ月超えの一時保護等の家庭裁判所の審判も増えている。さらに、令和4年改正児童福祉法により、一時保護開始時の司法審査も導入することから警察、家庭裁判所等との連携を強化することが重要であり、児童相談所及び市町村職員専門性強化事業に裁判官、警察官、家庭裁判所調査官、検察官等を参加可能な研修や勉強会等を実施した場合には加算を行う。また、令和6年度から創設されることも家庭センターに配置される統括支援員について研修に要する経費を補助する。

2. 事業内容

- 児童相談所・市町村の児童虐待の早期対応・早期発見、対応職員の専門性の強化を図るため、児童福祉法に規定された研修等を実施する。
 - ①児童福祉司任用前講習会等、②児童福祉司任用後研修、③児童福祉司スーパーバイザー研修、④要保護児童対策調整機関調整担当者研修、⑤児童相談所長研修、⑥虐待対応関係機関専門性強化事業、⑦**児童相談所及び市町村職員専門性強化事業**、⑧医療機関従事者研修、⑨研修専任コーディネーターの配置

3. 実施主体等

【実施主体】

- ①～⑤、⑨：都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ⑥・⑦：都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村
- ⑧：都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市（児童相談所設置市除く）、特別区（児童相談所設置市除く）

【補助基準額】（1都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村当たり）

- ① 児童福祉司任用前講習3,141千円、厚生労働大臣が定める講習会695千円 ② 3,141千円
- ③ 2,328千円（委託の場合217千円） ④ 3,052千円 ⑤ 2,328千円（委託の場合108千円）
- ⑥ 主任児童委員や保育所職員等への研修307千円、研修参加促進307千円、医師等の専門家への研修及びマニュアル等の作成221千円、未成年後見人制度研修196千円
- ⑦ **1,668千円（こども家庭センターに配置される統括支援員に向けた研修を含む。）**
※一時保護所職員向けの研修を実施する場合1,668千円を加算、裁判官、警察官、家庭裁判所調査官、検察官等を参加可能な研修等を実施する場合1,668千円を加算
- ⑧ 1,863千円 ⑨ 5,333千円

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市、特別区、市町村：1/2

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度予算額（案）：177億円の内数（令和5年度当初予算額：208億円の内数）

1 事業の目的

- 親からの虐待等に苦しむ10代～20代のこども・若者は、一時保護や施設入所等を望まない（あるいは年齢により対象とならない）場合もある一方で、
 - ・ 親が荒れて暴力をふるったり、親がしばらく帰らず食事等もままならないときに、夜間も含めて一時的に避難できる安心安全な居場所がほしい
 - ・ 親のネグレクトにより本来親から受けられるはずの支援が受けられないため、自立に向けた就学・就労の準備をしたい
 など、家庭内での虐待の状況等に応じた様々なニーズを抱えており、こうしたこども若者を支えるためには、一時保護や施設入所等に代わる新たな居場所、支援スキームが必要となっている。
- こうしたこども若者視点からの新たなニーズへの対応として、家庭等に居場所がないこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）を確保する。

2 事業の概要

親からの虐待等に苦しみ、家庭等に居場所がない10代～20代のこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）に補助を行う。

① 宿泊又は夜間帯の利用が可能な居場所の提供

こども・若者に対し、宿泊又は夜間帯（自治体の条例で深夜徘徊とされる時間に至る前の時間帯（23時頃まで）を想定）の利用が可能な居場所（数日～2か月程度）を提供する。



② 基本相談、心理カウンセリング、就労・就学支援、弁護士によるサポートの提供

①を利用するこども・若者に対し、基本相談（現在の悩みや今後の生活に関する全般的な相談対応）、心理カウンセリング、就労・就学支援、弁護士によるサポートの提供等を実施。（基本相談は必須とし、それ以外は加算で対応）



3 実施主体

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 基本分：1か所あたり17,579千円 加算分：1か所あたり23,087千円

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度予算案：177億円の内数（令和5年度当初予算額208億円の内数）

1 事業の目的

- 令和4年改正児童福祉法により、児童相談所や市区町村（こども家庭センター）等における相談支援等の質の向上を図る観点から、令和6年度より、新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設され、児童福祉司や統括支援員の任用要件の1つとして位置づけられる。
- こども家庭福祉分野における人材の専門性向上に関しては、こどもの安全確保や権利擁護等を背景として、令和4年改正児童福祉法附帯決議や骨太方針2023等、従前からその必要性が指摘されているところ、取得促進のための方策を検討することが必要。
- 本資格は、既に児童相談所、市区町村、保育所、児童養護施設等の現場で働いている者が、100.5～265.5時間の研修の受講等を経て取得するもの。これらの研修等に参加しやすいよう、新たな補助を創設する。

2 事業の概要

① 【有資格者に対する手当の補助】

児童相談所やこども家庭センター等の市区町村相談支援部門において、資格を有する者を配置する場合の財政支援（手当）の補助を行う。

② 【資格取得のための研修受講費用等の補助】

児童相談所やこども家庭センター、保育所や児童養護施設等で勤務する職員が資格取得のための研修等に参加する場合において、当該職員が勤務する施設等に対し、研修受講費用や旅費等の補助を行う。また、見学実習を受け入れる施設等に対し、当該対応に係る補助を行う。

（参考）児童養護施設等、一時保護所への配置促進を通じた資格取得支援（措置費での対応）

児童養護施設等や一時保護所に資格を有する者を配置する場合の措置費について、加算（手当）を設ける。

3 実施主体等

【実施主体】 ①都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村
②都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 ①240千円
②（今後交付要綱等によりお示しする予定）

【補助率】

①国：2/3 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村：1/3
②国：2/3 都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/3

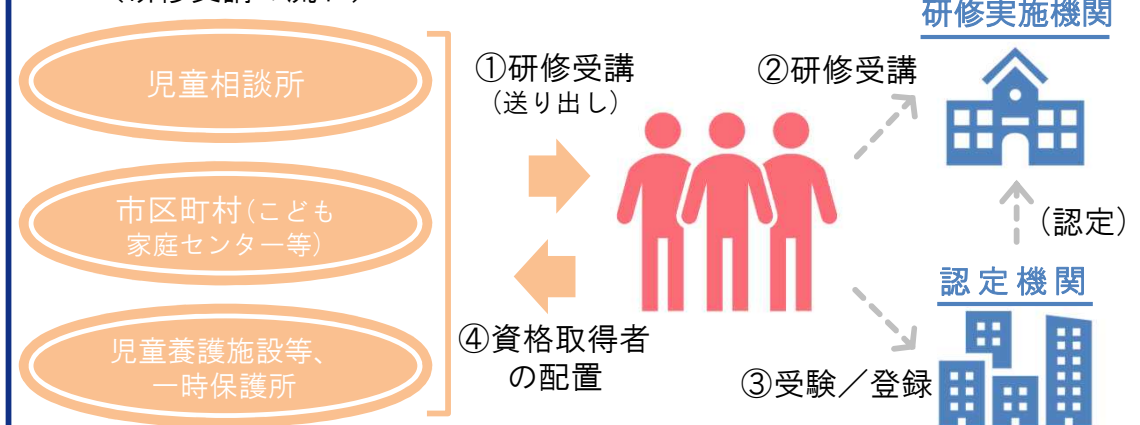
（参考）児童養護施設等、一時保護所への配置インセンティブ

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市等

【単価】 292千円

【負担割合】 国：1/2 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市：1/2
国：1/2 都道府県1/4 市及び福祉事務所設置町村1/4

（研修受講の流れ）



<児童入所施設措置費等国庫負担金（児童保護費負担金、児童保護医療費負担金）>
 令和6年度予算案：1,485億円（1,392億円）※（）内は前年度当初予算
 令和5年度補正予算：40億円

1 事業の目的

都道府県等が児童福祉法に基づき児童養護施設等へ入所等の措置を行った場合、又は母子生活支援施設、助産施設若しくは児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の利用を希望する者の申し込みにより都道府県等と契約して入所した場合等に、その措置等に要する費用及び母子保護の実施、助産の実施若しくは児童自立生活援助の実施等に要する費用として、都道府県等が支弁した経費の一部を国が負担する。

2 事業の概要

1. こども未来戦略に基づく新規・拡充事項

（1）施設入所児童等の自立支援の充実

児童養護施設等入所児童の自立を促進するため、大学受験費用を支弁し、大学進学等自立生活支度費及び就職等支度費について、保護者の不在や虐待等の理由により経済的援助を受けられない場合の加算の増額（令和5年度単価 198,540円 → 令和6年度単価 413,340円）を行う。
 また、自立援助ホームの一般生活費の単価の引き上げ（令和5年度単価 11,690円 → 令和6年度単価 55,271円）を行う。

（2）施設入所児童等の習い事や授業の環境変化に対応するための拡充

児童養護施設等入所児童の教育機会の拡充を目的として、習い事やスマートフォンを用いた学習環境の整備に要する費用として「教育費」及び「特別育成費」をそれぞれ5,000円増額する。

（3）ケアニーズの高い児童を受け入れている施設への個別対応職員の配置

障害等を有するケアニーズの高い児童を受け入れている自立援助ホーム、ファミリーホームに個別対応職員を配置する。

（4）こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進のための支援

新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得を促進するため、資格取得者を児童養護施設等に配置する場合に、月額20,000円の手当を支給する。

（5）一時保護施設における小規模ユニットケアの推進

一時保護施設に入所するこどもの状況・特性に合わせたケアができるよう、一時保護施設の小規模ユニットケアを実施する。

<令和5年度補正予算>

○ 令和5年人事院勧告を踏まえた児童養護施設等措置費の person 費の改定

児童養護施設等に従事する職員について、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じ処遇改善を行う。

2 事業の概要

2. 令和4年改正児童福祉法に基づく新規・拡充事項

(1) 里親支援センターの創設

里親支援事業を行うほか、里親及びファミリーホームに従事する者、その里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする里親支援センターの運営に要する経費を支弁する。

(2) 児童自立生活援助事業の対象拡充

児童自立生活援助事業について、実施場所や一律の年齢制限の弾力化により対象の拡大を行う。

(3) 在宅指導措置の委託等に係る費用の義務的経費化

児童相談所長及び都道府県知事が児童福祉法第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号に規定する指導を児童家庭支援センター等の民間施設へ委託する際にかかる経費及び市町村による家庭支援事業の利用措置にかかる経費を支弁する。

(4) 一時保護施設の配置改善

新たに一時保護施設独自の設備・運営基準を策定することに伴い、児童指導員等の配置改善や、専門職（看護師、学習指導員、心理療法担当職員）の配置など、一時保護施設の環境改善を図る。

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市 ※ ただし、母子生活支援施設や助産施設への入所、保育等の措置の場合、市町村を含む。

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市：1/2 （上記のただし書きの場合、国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4）

<児童入所施設措置費等国庫負担金>

令和6年度予算案：1,485億円の内数（令和5年度当初予算額：1,392億円の内数）

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度予算案：177億円の内数（令和5年度当初予算額：208億円の内数）

1 事業の目的

- 一時保護においても、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいはできる限り良好な家庭的環境において、こどもの個別性を尊重した適切なケアを提供できるようにすることが、こどもたちを守るために喫緊の課題となっている。
- また、一時保護施設のこどもたちは通学が困難な場合が多く、学校の授業についていけないこどもも多くいることから、一時保護施設において、習熟度に応じた効果的な学習が可能な環境を整備することが必要である。
- このため、こどもの状況・特性に合わせた適切なケアが提供できるよう、一時保護施設における小規模ユニットケアの推進、家庭的な個別ケアを提供できる一時保護委託先の開拓や心理面でのサポートを行うとともに、一時保護施設で生活するこどもの学習支援の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

(1) 一時保護施設における小規模ユニットケアの推進

家庭的環境のもと、こどもの状況等に合わせたケアを推進する観点から、一時保護施設において小規模ユニットケア（※）を実施するために必要な経費の補助を行う。

※小規模グループ（概ね6人以下）を一つの生活単位（ユニット）として分けし、1ユニットごとの専用の居住空間、専任の職員を配置することで、小規模生活単位の家庭的雰囲気できめ細やかなケアを実施

(2) 一時保護委託先の開拓・一時保護委託先への心理面でのサポートの実施

- ・ 多様な一時保護委託先を確保し、家庭的・開放的な環境でケアを推進するため、一時保護委託先の開拓を行う職員（リクルーター）の配置に要する経費を補助を行う。
- ・ 一時保護委託先においても心理的ケア等の専門的なケアを実施できるよう、一時保護委託先を巡回してサポートを実施する職員の配置に要する経費を補助する。

(3) 一時保護施設で生活するこどもの学習支援の強化

一時保護施設において、学校との連携によるリモート授業の受講や習熟度に応じたタブレット学習が可能となるようタブレット、学習アプリ等の導入に要する経費の補助を行う。

3 実施主体等

【補助基準額】

児童入所施設措置費等国庫負担金

- ・ 小規模ユニットケアの推進 ユニット1か所当たり（年額）：約7,000千円 ※地域区分等により変動あり

児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金

- ・ 一時保護委託先開拓（基本分） 1自治体当たり：5,882千円
 （加算分①）1自治体当たり：1,349千円（管内児童相談所1か所あたりの年間平均一時保護委託件数が150～199件）
 （加算分②）1自治体当たり：1,923千円（管内児童相談所1か所あたりの年間平均一時保護委託件数が200～249件）
 （加算分③）1自治体当たり：2,496千円（管内児童相談所1か所あたりの年間平均一時保護委託件数が250件以上）
- ・ 一時保護委託先への心理的サポート 1自治体当たり：5,647千円
- ・ こどもの学習支援強化 一時保護所1か所当たり：1,000千円

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

1 事業の目的

<安心こども基金を活用して実施>

- 令和4年児童福祉法等改正法により親子再統合支援事業が都道府県等の事業として新たに規定された。
- 親子再統合支援(=親子関係再構築支援)は、虐待等により傷ついた親子関係の再構築を図るために、家族の状況や課題等に応じ、こども、親、家族、親族等に対して行われる総合的な支援であり、都道府県等が推進役となり、児童相談所と、市区町村や施設等の関係機関、民間団体等の多様な主体が協働して、重層的・複合的・継続的な支援を行える体制を構築していくことが必要である。
- このため、都道府県等が親子関係再構築支援全体を適切に行えるよう、支援メニューの充実や支援体制の強化を図るための新たな補助を創設する。

2 事業の概要

① 親子関係再構築支援員の配置：R5の保護者指導支援員（児童心理司と同等程度の知識を持つ者）から変更。児相あたりの人数も増加（1→2名分）

親子関係の再構築のために必要となる総合的な支援を提供していくためには、児童相談所が多様な主体（市区町村・関係機関（施設、里親、児童家庭支援センター等）・民間団体）と協働しながら本事業を進めていくことが重要であることから、児童相談所に他機関との連絡調整（他機関における支援の状況等の確認、支援方針の共有など）や親子の面会・外出等の補助を行う親子関係再構築支援員を配置する。

② 親子関係再構築支援：児童福祉司や児童心理司が親子関係再構築支援を実施するにあたり、支援が難しいケースに対して外部機関（精神科医や大学教授）などの助言指導を受けることができるよう、支援メニューにスーパーバイズを追加。

カウンセリング 精神科医等の協力を得て、こどもや保護者等に対してカウンセリングを実施する。

家族療法・保護者支援プログラム こどもを含む家族全体に対するアプローチによる援助や保護者がこどもとの適切な関わり方等を学ぶプログラムを実施する。

ファミリーグループカンファレンス こどもや保護者、親族などが主体的に問題解決の方法を話し合い、支援方法について検討する場を設ける。

宿泊型支援 離れて生活する親子に対して、宿泊等をしながら生活訓練や親子関係改善のためのプログラム等を行うとともに行動観察を行い、必要な支援を行う。

スーパーバイズ 学識経験者等から、親子関係再構築支援について専門的技術的助言や指導等を受ける。

③ 保護者支援プログラム等資格取得支援事業：児童相談所等の職員の資格取得が進むよう、1児相あたり300千円→500千円に単価を増加

児童相談所等の職員がより効果的な保護者支援を行うことができるよう、専門的な知識及び技術の習得を図る

④ 親子関係再構築民間団体育成事業

保護者支援プログラムなどの親子関係再構築支援の実施を受託できる民間団体を育成するため、民間団体にアドバイザーとして有識者を派遣したり、先駆的な取組を行う民間団体に研修を受けたりするための補助を行う。

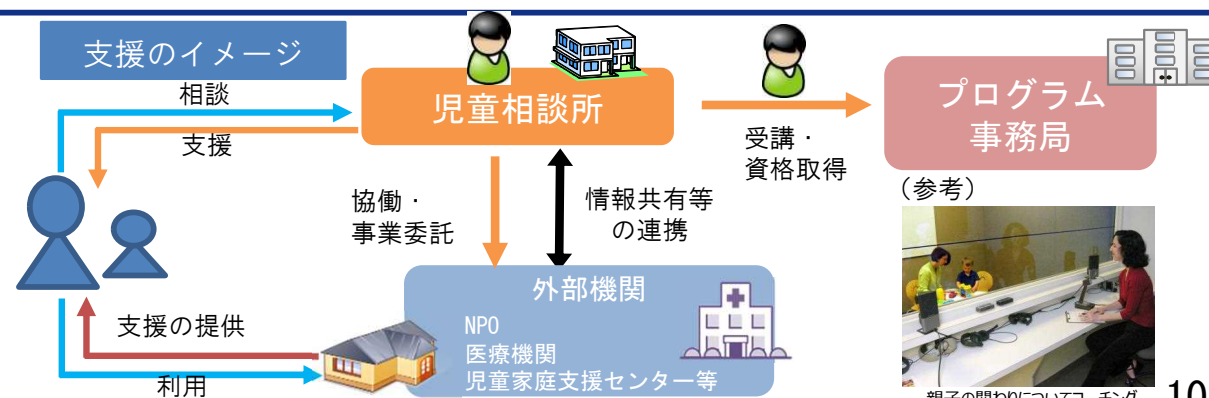
3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 (①～③児童相談所1か所当たり、
④都道府県、指定都市、児童相談所設置市1か所当たり)
①7,056千円 ②12,400千円 ③500千円 ④1,253千円

【補助率】

国：1/2
都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2



<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度予算額(案)：177億円の内数(令和5年度当初予算額：208億円の内数)

1 事業の目的

- 一時保護施設が担う行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、教員OB、看護師、心理に関する専門的な知識及び技術を有する者、警察官OB、児童指導員OB及び通訳などによる一時保護対応協力員の配置について、補助を行う。

2 事業の概要・スキーム

- 次のいずれかの一時保護等対応協力員を配置する。

① 学習指導協力員：保護しているこどもの個々の学力に応じた学習指導や児童の原籍校との調整等を行う。

② 障害等援助協力員：疾病や障害を有する乳幼児等に対する保健・医療面への対応や、心的外傷のあるこどもに対する心理治療を行う。

③ トラブル対応協力員：こどもの間でのトラブルや保護者とのトラブルの軽減等、一時保護施設内の個別対応の強化を図る。

④ 専門的ケア対応協力員：保護しているこどもに対し、心理の専門家等が日常生活に寄り添い、個々の状況に応じた丁寧かつ専門的なケアを行う。

⑤ 一時保護委託付添協力員：児童養護施設等へ一時保護委託を行う場合の付添や、一時保護施設等から学校に通う場合の付添を行う。

なお、一時保護施設等から原籍校に通学する際に付添を行う場合、送迎に要する費用も補助対象とする。

⑥ 夜間対応協力員：近年増大している警察からの身柄付通告による緊急一時保護等に対応するため、夜間に保護するこどもの対応や夜間対応時の一時保護施設内のバックアップ支援等、夜間の一時保護受け入れ態勢の強化を図る。 <拡充>

⑦ 権利擁護推進員：一時保護施設で生活するこどもの権利擁護のための取組（意見表明等支援事業者との連絡調整、意見箱等の導入・運用改善、一時保護施設のルール改善の検討・提案等）を推進し、一時保護施設におけるこどもの権利擁護の強化を図る。 <拡充>

⑧ その他（外国人対応協力員（通訳など）等）：個々の保護しているこどもが抱える問題（言語面等）を踏まえ、的確なアセスメントが行えるよう、児童指導員等の業務の補助を行う。

3 実施主体等

【補助基準額】

・学習指導協力員以外（②～⑧）の者 児童相談所1か所当たり：2,725千円×実施事業数

（加算分※1）児童相談所1か所当たり：1,384千円

・学習指導協力員（①）（基本分）児童相談所1か所当たり：2,725千円×配置人数（上限：3名分）

（加算分※2）児童相談所1か所当たり：1,431千円

※1 一時保護委託付添協力員を配置し、一時保護所等から原籍校への送迎を行う場合

※2 学習支援その他学習面全般の調整を行うことができる体制を整えた場合、配置人数のうち1名を上限として上乗せ

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

1 事業の目的

＜安心こども基金を活用して実施＞

- 令和4年児童福祉法等改正法では、社会的養護に係るこども権利擁護の強化を図るため、こどもの意見表明等支援事業が創設されるとともに、こどもの権利擁護に係る環境整備（こどもの申立てに基づき児童福祉審議会等による調査審議・意見具申を行う等）が都道府県等の業務として規定された。
- このため、各都道府県等や必要に応じて市区町村において、改正法に基づくこどもの権利擁護のための取組が積極的に実施され、全国的に社会的養護に係るこどもの権利が守られる体制の構築が進むよう、新たな補助を創設する。（R5実施のこどもの権利擁護体制強化事業を改正法に基づく取組を推進するための事業として再編）

2 事業の概要

※活動実態を踏まえた補助となるよう活動回数に応じて加算（R5事業では補助基準額は一律10,000千円）

①意見表明等支援事業

一時保護施設や里親家庭・児童養護施設等において、児童相談所等から独立した立場にある意見表明等支援員が、こどもの求めに応じたり、定期的に訪問すること等により、こどもが施設等での生活における悩みや不満、措置の内容に関する意見等を形成し、関係機関に対し表明することを支援する仕組みを構築する。実施主体である都道府県等において、意見表明等支援員の確保、養成、実施体制の構築を図る。

②こどもの権利や権利擁護のための仕組みに関する周知啓発

こどもの権利や権利擁護に係る取組について、パンフレットや権利ノートを提供するなどして、こどもに対してわかりやすく説明するとともに、里親・施設等関係者に対しても周知啓発・理解増進を図る。また、意見を申し出るための葉書を配布する等によりこどものアクセシビリティを確保する。

③こどもの権利擁護機関の整備

社会的養護に係るこどもからの申立てに応じて、児童福祉審議会又はその他の権利擁護機関が、関係機関やこどもへの必要な調査を行った上で審議をし、関係機関に対して意見具申等を行う仕組みを整備することで、こどもからの申立てを契機に個別ケースの救済が図られる道筋を確保する。

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村(①以外)

【補助基準額】 ① 5,901千円

※活動回数に応じて加算

(加算1) 121～240回：2,990千円

(加算2) 241回～：5,981千円

② 1,735千円 ※②単独は不可

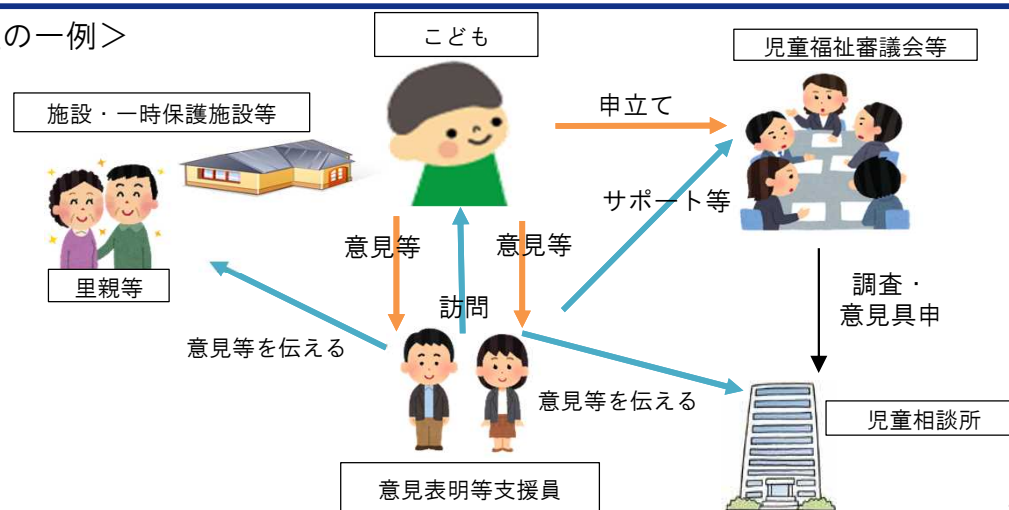
③ 児童福祉審議会の場合 3,999千円

その他の権利擁護機関の場合 5,159千円

【補助率】 国：1/2

都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村：1/2

＜取組の一例＞



<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>

令和6年度予算案：177億円の内数（令和5年度当初予算額：208億円の内数）

1. 事業内容

地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制の構築を支援するため、

- ・地方自治体に関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となる「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置し、ヤングケアラーを適切な福祉サービスや就労支援サービス等につなぐ機能を強化（コーディネーターの研修も含む）
- ・ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援

拡充
拡充

⇒進路やキャリア相談を含めた相談支援体制を構築する場合に、補助基準額に所定額を加算する

⇒レスパイト・自己発見等に寄与する、当事者向けイベントを開催する場合に、補助基準額に所定額を加算する

- ・ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援等に財政支援を行う
- ・外国語対応が必要な家庭に対し、病院や行政手続における通訳派遣等を行う自治体への財政支援を行う



2. 補助額等

※下記事業のいずれかを実施した場合に補助。事業委託も可。

実施主体：都道府県、市区町村

負担割合：国 2/3、実施主体（自治体）1/3

(1) ヤングケアラー・コーディネーターの配置

補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	17,698千円
	1 中核市・特別区あたり	11,371千円
	1 市町村あたり	6,391千円

(2) ピアサポート等相談支援体制の推進

補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	7,444千円
	1 中核市・特別区あたり	5,045千円
	1 市町村あたり	2,600千円

拡充
A. キャリア相談支援加算

補助基準額（加算）	1 都道府県、指定都市あたり	加算 5,814千円
	1 中核市・特別区あたり	加算 3,876千円
	1 市町村あたり	加算 1,938千円

拡充
B. イベント実施（レスパイト、自己発見等）加算

補助基準額（加算）	1 都道府県、指定都市あたり	加算 3,119千円
	1 中核市・特別区あたり	加算 2,697千円
	1 市町村あたり	加算 2,252千円

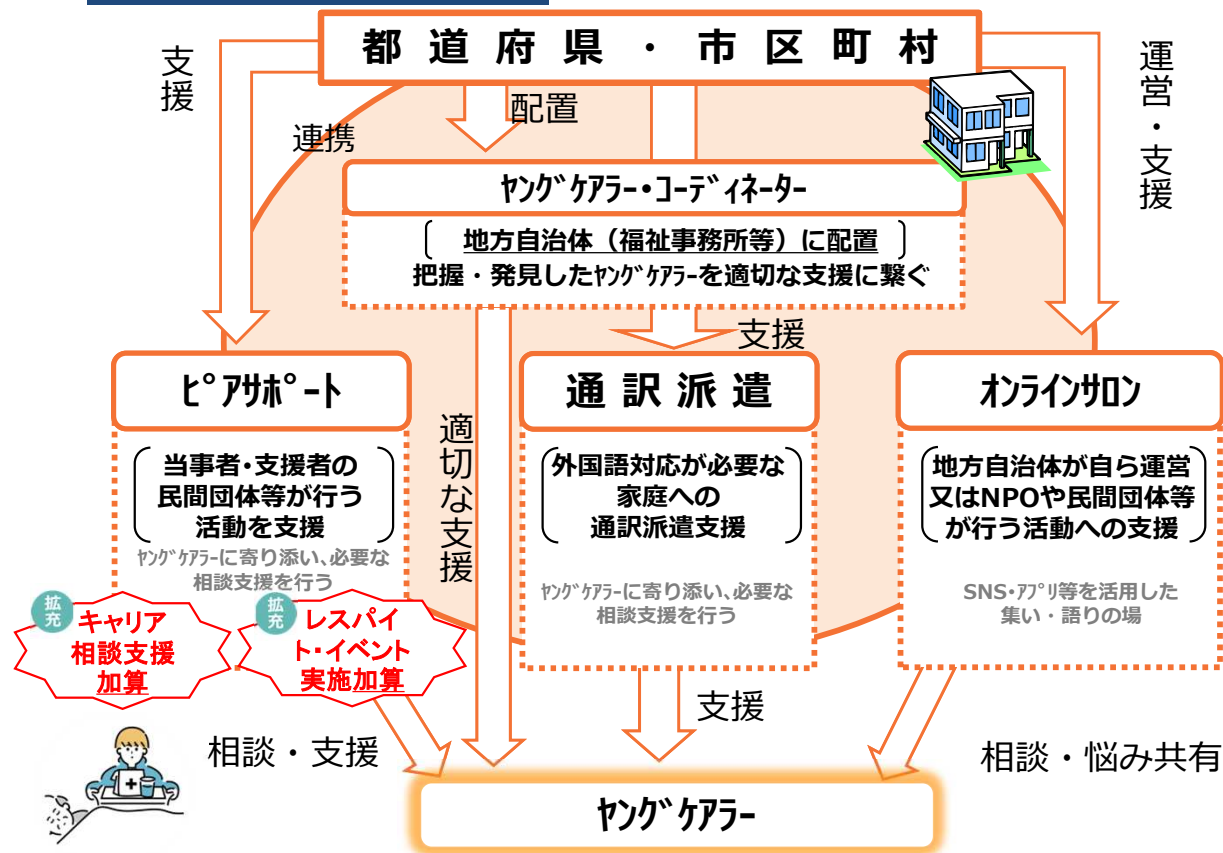
(3) オンラインサロンの設置・運営、支援

補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	4,033千円
	1 中核市・特別区あたり	2,741千円
	1 市町村あたり	1,789千円

(4) 外国語対応通訳派遣支援

補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	7,920千円
	1 中核市・特別区あたり	5,280千円
	1 市町村あたり	2,640千円

3. 事業イメージ



参考資料

(新規・拡充事項以外)

1. 目的

- 都道府県等及び市町村は、児童相談所では対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースについて迅速かつ適切に対応するため、**児童相談所等に医師を配置することや、地域の医療機関等を協力医療機関等**（医学的な知見を有する者及び当該者の所属する医療機関以外の機関を含む。以下同じ。）に**指定し、医学的知見から個々のケースに応じた心身の治療の必要性等についての専門的技術的助言を得ることにより、児童相談所等の医療的機能を強化するものである。**
- また、小児救急現場でも頭部外傷をはじめ、身体的虐待を疑わせる子どもの受診も多いが、医療機関においては知識や経験が不十分であったり、組織的対応の体制がない場合もあり、十分に対応ができていない状況であることから、地域医療全体の児童虐待防止体制の整備を図る。

2. 事業内容

① 医療的機能強化事業

次のいずれか又は両方を実施する。

- (1) 医師（非常勤に限る。）を配置する。
- (2) 地域の医療機関を協力医療機関に指定（複数の機関とすることも可）し、契約の締結や申し合わせを交わす等により医学的な助言（※）を得られる体制を構築する。
（※）対象者に対して的確に診断し、心身の治療の必要性等を判断する。

② 児童虐待防止医療ネットワーク事業

都道府県等の中核的な小児救急病院等に、児童虐待専門コーディネータを配置し、地域の医療機関に対する研修、助言等を行い地域の児童虐待対応体制の整備の底上げを図る。また、当該中核病院における児童虐待対応体制の整備を図る。

3. 実施主体等

【実施主体】

- ①都道府県、市区町村 ②都道府県、指定都市

【補助基準額】

- ①1自治体あたり：7,842千円（複数の児童相談所で医師の配置等を行う場合は、1児童相談所あたり7,842千円）
（常勤職員の配置に向けた取組を実施しない場合：748千円）
- ②1自治体あたり：4,818千円（事業期間が1年に満たない場合は、4,818千円×事業実施月数/12）

【補助率】 国：1/2、都道府県、市区町村：1/2

児童相談所体制整備事業

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>
令和6年度予算案：177億円の内数（208億円の内数）

1. 目的

- 高度な専門性を持った学識経験者や警察官OB等の実務経験者（以下「学識経験者等」という。）からの援助を受けることにより、児童相談所におけるスーパーバイズ・権利擁護機能を強化する。また、市町村に対する後方支援の観点から、市町村における相談体制への支援を行う。さらに、児童相談所において夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制等の整備を図る。加えて、一時保護の期間が必要最小限となるよう児童相談所と医療機関の連携体制の充実を図る等により児童相談所における体制の強化を図る。

2. 事業内容

① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業

児童相談所が児童相談業務に関する専門的知識を有する学識経験者等の協力を得て、こども・保護者等に対し、専門的技術的助言・指導等を行う。

② 市町村との連携強化事業

児童相談所等の持っている相談対応や援助の技術等を市町村に提供すること等により、市町村における相談体制の充実を図る。

③ 24時間・365日体制強化事業

夜間・休日を問わず、児童相談所が対応する通告・相談に対して、随時直接応じられる体制を整備するため、相談援助技術や相談援助活動経験のある児童相談所OB等の非常勤の職員等を配置する。

④ 医療連携支援コーディネーター配置事業

虐待を受けて児童相談所が一時保護したこどもの中には、外傷等の治療を要するため、医療機関への委託一時保護を行う場合があり、このような場合でも、一時保護の期間が必要最小限になるよう、医療機関との間におけるこどもの退院に向けた調整及び退院後の処遇に係る調整を図るための職員等を配置する。

⑤ SNS等相談事業

児童虐待を未然に防止する観点から、子育てに悩みを抱える者やこども本人に対するSNS等を活用した相談体制の構築を推進し、子育てに悩みを抱える者やこども本人からの相談にかかる多様な選択肢を用意することにより、こども家庭相談体制の充実を図る。

⑥ 通訳機能強化事業

日本語での意思疎通に困難がある家庭に対する相談支援をより円滑に行うための事業を実施する。

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】（①～④：児童相談所1か所当たり、⑤⑥：都道府県、指定都市、児童相談所設置市1か所当たり）

- ① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 511千円
- ② 市町村との連携強化事業 4,212千円
- ③ 24時間・365日体制強化事業 最大16,634千円
- ④ 医療連携コーディネーター事業 4,436千円
- ⑤ SNS等相談事業 40,442千円 DV相談も併せて行う場合 30,742千円を加算
- ⑥ 通訳機能強化事業 10,560千円

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

1. 目的

- 児童相談所が単独で援助を行う場合、保護者からの反発を受けることや保護者とトラブルになることも多く、子どもの安全な身柄保護やそれ以降の継続援助が極めて困難になるため、**弁護士等による司法的な調整や援助を得ることにより、児童相談所の援助を円滑かつ適切に行うことができる体制の整備を図る。**
また、**弁護士業務を補助する法的対応事務職員（パラリーガル）を配置することにより児童相談所の法的対応の更なる体制強化を図る。**

2. 事業内容

- 弁護士の配置等により、以下の業務を実施する。
 - （1）児童相談所が児童虐待等の相談を受理した際、必要に応じて法的対応に関する助言や関係者との調整を行うこと。
 - （2）法的申立てを行うなど、法的対応が必要となる場合には、保護者等、家庭裁判所及び関係機関との調整を行うこと。
または、臨検又は捜索に係る許可状の請求等に当たって、その円滑な請求等が可能となるよう助言等を行うこと。
- 法的対応事務職員を配置し、上記の弁護士の事務的、法的な業務を補助。

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】（委託等によって実施する場合）弁護士1人又は事業者1者当たり 15,644千円

※常勤的職員を配置又は常勤職員の配置に向けた取組を実施しない場合は、7,822千円

（非常勤職員を配置する場合） 弁護士1人1時間当たり 10千円

※常勤的職員を配置又は常勤職員の配置に向けた取組を実施しない場合は、5千円

（法的対応事務職員を配置する場合）1名当たり 3,597千円を加算。

※ただし、弁護士1名につき1名が上限

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

児童相談所設置促進事業

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>
令和6年度予算案：177億円の内数（208億円の内数）

1. 目的

- 児童虐待対応件数は増加の一途をたどり、複雑・困難なケースも増加するなど、特に都市部において児童相談所を中心にきめ細やかな対応が求められていることから、平成28年の児童福祉法改正において、特別区についても児童相談所を設置できるよう、児童相談所の設置自治体の拡大が図られたところである。さらに令和元年の児童福祉法改正を受けた児童福祉法施行令の改正により児童相談所の管轄18区域の人口をおおむね50万人以下とすることとされた。
- これに伴い、児童相談所の設置を目指す中核市、施行時特例市及び特別区（以下「市区」という。）や児童相談所の増設を図る都道府県等に対し、設置準備に係る費用を補助することにより、児童相談所の設置を促す。また、児童相談所の設置を目指す市区への都道府県等の協力を促進するため、都道府県等から市区への職員派遣に対する支援を行う。

2. 事業内容

- 市区は、児童相談所の設置に向けた準備（検討段階を含む。）を行うため、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。
 - ① 設置準備に伴う事務手続等
児童相談所の設置準備に伴う事務手続等の業務を行う非常勤の設置準備対応職員を配置する。
 - ② 研修等職員派遣
児童相談所の業務を学ぶための研修等に職員を派遣する間に、当該職員の代替として業務を行う非常勤の研修等代替職員を配置する。
- 都道府県等は、都道府県等における児童相談所の増設の設置準備に伴う事務手続等業務を行う非常勤の設置準備対応職員を配置する。
- 都道府県等は、市区における児童相談所の設置を支援するため、児童相談所設置準備に向けた職員の派遣を行い、当該職員の代替として業務を行う非常勤の代替職員を配置する。

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市、施行時特例市、特別区

【補助基準額】

- | | | |
|--------------------|-----------------------------------|-----------------|
| ① 設置準備対応職員を配置する場合 | 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市、施行時特例市、特別区 | 1か所当たり 2,172千円 |
| ② 研修等代替職員を配置する場合 | 中核市、施行時特例市、特別区 | 1か所当たり 10,259千円 |
| ③ 都道府県等代替職員を配置する場合 | 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 | 1か所当たり 6,839千円 |

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市、施行時特例市、特別区：1/2

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>
令和6年度予算案：177億円の内数（208億円の内数）

1 事業の目的

- 一時保護を行う際は、一人ひとりのこどもの状況に応じて、一時保護の目的を達成するために適した環境が選択されることが重要であり、そのための体制整備を行うことが必要である。
- 一時保護については、一時保護所において必要な一時保護に対応するための定員設定・整備を行うことのほか、一時保護専用施設等の委託一時保護を活用すること等により、適切な支援を確保する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

- 一時保護専用施設の設備基準（※）を満たすために、本体施設等を改修した場合の改修費の一部を補助する。
（※）「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について（平成28年9月5日付け雇児発0905第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」の別紙「一時保護実施特別加算費実施要綱」における設備要件

【都道府県、指定都市、児童相談所設置市】

都道府県知事、指定都市市長又は
児童相談所設置市の長



一時保護専用
施設の指定



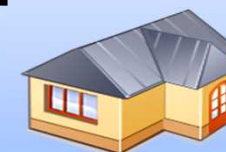
← 一時保護専用施設
の指定申請

【児童養護施設等】

【一時保護専用施設】



← 【本体施設】



← 基準を満たす
ような改修

3 実施主体等

【補助基準額】 1施設当たり 48,900千円

→ 改修期間中に賃借料が発生する場合、当該費用（10,000千円を上限）を加算

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和6年度当初予算案：177億円の内数（208億円の内数）

1. 事業目的

- 市町村が、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うために必要な体制の整備を図る
- 学校等が把握し市町村の福祉部局等へつないだヤングケアラーの情報を一元的に集計・把握するとともに、ヤングケアラーのその後の生活改善までフォローアップする体制を整備する

2. 事業内容、実施主体、補助率

実施主体 市町村 負担割合 国：1/2、市町村：1/2

（1）市町村スーパーバイズ事業

市町村が適切な通所・在宅支援を実施できるよう、児童相談業務に関する専門的知識を有する児童相談所OB等の非常勤の職員を配置し、市町村虐待対応担当課等の職員に対する専門的技術的助言・指導等を行う。

[基準額] 中核市等 2,605,000円 その他市町村 1,303,000円

（2）要保護児童対策地域協議会機能強化事業

ア 調整機関に配置される調整担当者が、調整担当者研修を受講する間に、調整機関の業務を行う代替職員を配置する。

イ 調整機関職員や関係機関職員に支援内容のアドバイス等を行う非常勤の虐待対応強化支援員又は心理担当職員を配置する。

[基準額] 1市町村当たり 交付要綱による

（3）こども家庭センター（児童福祉機能）強化事業

支援拠点において、相談対応に加え、一時預かり事業、産後ケア事業その他の子育て支援に関する事業の利用と合わせた支援ができるよう、相談者及び子育て支援事業を行う者と必要な調整を行い、相談者に対する支援を行う。

[基準額] ①基本分（1か所当たり）564,000円
②加算分（宿泊を伴わない場合）延べ利用児童数×5,500円
③加算分（宿泊を伴う場合）延べ利用日数×13,980円

（4）ヤングケアラー支援事業

学校等が把握し市町村の福祉部局等へつないだヤングケアラーの情報を一元的に集計・把握するとともに、ヤングケアラーのその後の生活改善までフォローアップする体制を整備する。

[基準額] 1市町村当たり 1,937,000円

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和6年度当初予算案：177億円の内数（208億円の内数）

1 事業の目的

- 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、地域とつながりのない未就園（保育所、幼稚園、認定こども園等へ入所・入園等をしていない）のこどもを対象として家庭を訪問する取組を実施しており、児童虐待の早期発見・早期対応を推進するため、継続的に訪問する取組を支援する。
- こども家庭庁の創設により、未就園児も含めた小学校修了前の全てのこどもの育ちを保障する取組を強化するため、訪問により把握した児童・家庭に対し、地域のNPOや児童委員、子育て支援員等の民間関係者・団体を活用しながら、児童・家庭の困りごとを把握し、申請手続等の支援も含め円滑かつ確実に支援・サービスに結びつけていくための自治体の取組を支援する。

2. 実施主体、事業の概要

実施主体 市区町村 負担割合 国：1/2、市区町村：1/2

(1) 訪問支援

訪問対象家庭を訪問し、乳幼児健診未受診者、未就園、不就学等の子どもの状況を確認する取組に必要な経費を補助

- [補助基準額]
- a. 訪問費用 訪問1回当たり 6,000円 × 訪問回数 ※訪問は委託することも可能
 - b. 事務職員雇上費 1日当たり 7,690円 × 事務職員数 ※複数名の雇上も可能

(2) 申請手続等支援

他の支援施策につなぐための支援や、各種申請手続のサポートを含む伴走型支援等を行う民間関係者・団体の人件費、交通費等（要支援者の交通費を含む。）を補助（自己評価・分析も実施） ※（1）（2）については、いずれか一方のみの利用も可。

- [補助基準額]
- a. 訪問支援等に係る費用 1回当たり 6,000円 × 訪問回数
 - b. 事務職員雇上費（通訳等に係る職員含む） 1日当たり 7,690円 × 事務職員数 ※複数名の雇上も可能

(3) 訪問・事務運営委託費

訪問、事務運営に係る業務を民間団体へ委託する場合の委託費補助

- [補助基準額] 年額 564,000円

未就園児等全戸訪問実施

訪問により児童や家庭の困りごとを把握

申請手続等支援

・保育所や障害児支援など利用に関する必要な支援（各種申請手続きのサポート）を行う。

養育支援が必要である家庭

養育支援訪問事業

保育所・児童発達支援センター



<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和6年度予算案：177億円の内数（208億円の内数）

1. 事業の目的

支援が必要であるにも関わらず、行政機関や地域における支援につながない家庭など、関わりが必要な家庭に対し、育児用品等の配布を契機として、当該家庭の状況の把握や支援を開始し、児童虐待の未然防止を図る。

2. 事業内容

- 事業内容** 支援が必要な家庭に対し、家庭訪問等を行い、育児用品等の配布を行うことを通じて、養育環境の把握を行う。
- 実施主体** 市区町村
- 補助基準額** 1人当たり 8,000円
- 負担割合** 国：1／2、市区町村：1／2

1. 目的

- 都道府県等（児童相談所）が要保護性の高い困難事例に対応していくためには、児童相談所の体制の強化を図るとともに、民間団体との連携の強化を図っていくことも必要であるため、NPO法人等の民間団体を活用した取組を行う。

2. 事業内容

① 民間団体委託推進事業

児童相談所の業務の一部を委託するため、地域において児童虐待の発生予防や対応を行っているNPO法人等の民間団体の調査を行うとともに、外部有識者等を含めた会議体を設け、委託先の適否を判断するための検討を行う。

② 民間団体活動推進事業

民間団体と連携し、子どもたち本人及び保護者からの電話相談等への対応、職員の研修、保護者指導、親子関係再構築の取組等を実施する。

③ 民間団体育成事業

児童相談所が行う保護者指導や安全確認などの業務について受託することができる民間団体を育成するため、民間団体へのアドバイザー派遣や先駆的な取組を実施している民間団体での実地訓練等を実施する。

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 ①：3,202千円 ②：1,140千円 ③：1,253千円

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

1. 目的

- 外部有識者等をメンバーとした評価・検証委員会を設置し、児童虐待による死亡事例等について、事実の把握を行い、死亡した児童の視点に立って発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策の検討を行う。
また、児童相談所の業務管理・組織運営等について、民間団体から第三者評価を受けることにより、効果的な質の向上を図る。

2. 事業内容

① 死亡事例等検証委員会

<検証の範囲>

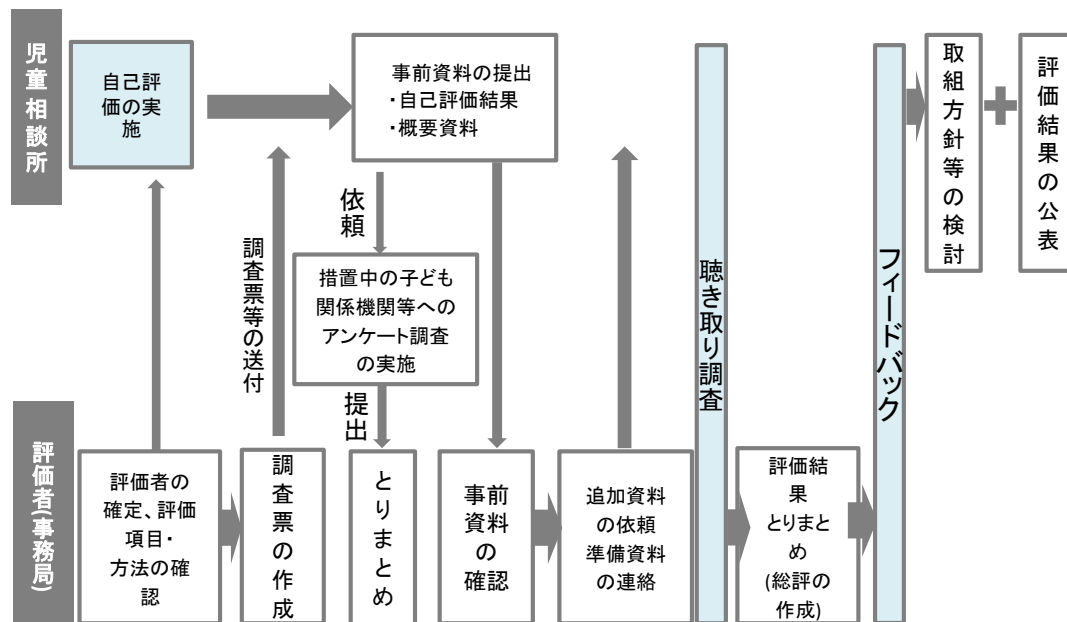
虐待による死亡事例（心中を含む）のほか、以下の内容を実施する。

- ア 児童相談所の評価方法についての検討及び評価指標やチェックリスト等の作成（都道府県等に限る。）
- イ 事例の検証方法についての検討、マニュアル等の作成
- ウ ア又はイを基にした定期的な評価・助言、検証の実施
- エ 委員会で提言された再発防止策の取組状況の評価・助言
- オ ウ及びエに基づく報告書の作成、公表

<委員会の構成員>

事例に関与していない外部の者や、児童相談所や都道府県職員、要保護児童対策地域協議会の構成員・調整機関職員など、児童相談所の運営や児童家庭相談について相当の知見を有する者とする。

② 民間団体による児童相談所の第三者評価



児童相談所の第三者による質の評価の推進を図るため、
評価基準案、ガイドライン案を参考とした自治体の取組を支援

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

【補助基準額】 1 都道府県及び1 市町村当たり 934千円

※民間評価者に第三者評価を依頼する場合 934千円加算

未成年後見人支援事業

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>
令和6年度予算案：177億円の内数（208億円の内数）

1. 目的

- 児童相談所長は、親権を行う者がいない児童等について、その福祉のために必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任の請求をしなければならないこととされている（児童福祉法第33条の8第1項）。このため、未成年後見人が必要とする報酬等の一部を支援することで、未成年後見人の確保を図るとともに、児童等の日常生活の支援や福祉の向上に資することを目的とするもの。

2. 事業内容

(1) 未成年後見人の報酬補助事業

児童相談所長等による請求により家庭裁判所に選任され、報酬が認められた未成年後見人に対し報酬額の補助

(2) 未成年後見人等が加入する損害賠償保険料補助事業

児童相談所長等による請求により家庭裁判所に選任された未成年後見人及び被後見人が加入する損害賠償保険料の補助

3. 実施主体等

【事業の対象となる未成年後見人】

(1)・(2) 共通

児童相談所長等による申立てにより家庭裁判所に選任された未成年後見人又は家庭裁判所の職権により選任された未成年後見人であって、

ア 被後見人の預貯金等及び不動産評価額が1,700万円以下であること

イ 被後見人の親族以外の者であること※1※2

のいずれも満たしていること。

※1 児童相談所長以外の者による申立てまたは家庭裁判所の職権により選任された未成年後見人については、児童相談所長が認めた場合に限る。

※2 被後見人が入所している児童福祉施設を運営する法人やその職員、被後見人の委託を受けている里親を除く。（施設退所後等の自立に備えて選任請求された場合は対象）

【対象期間】原則被後見人が成年に到達する日の前日まで

【補助基準額】

(1) 未成年後見人の報酬事業

1人あたり 年額 240,000円（月額上限額 20,000円×12月）

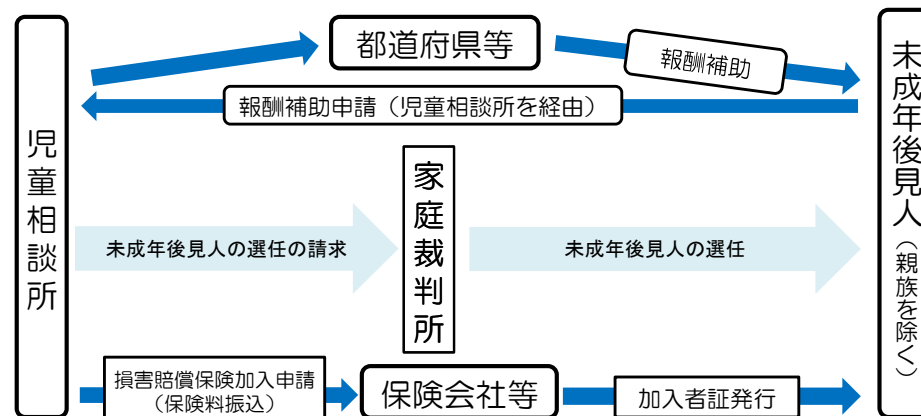
(2) 未成年後見人・被後見人が加入する損害賠償保険料補助事業

① 未成年後見人の賠償責任保険 1人あたり 年額 5,210円

② 被後見人の傷害保険 1人あたり 年額 7,680円

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2



児童の安全確認等のための体制強化事業

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>
令和6年度予算案：177億円の内数（208億円の内数）

1. 目的

- 児童相談所や市町村における児童虐待に関する相談対応件数が増加している中で、児童相談所又は市町村において、児童虐待の通告を受けた際のこどもの安全確認等の体制を強化することや、施設への入所措置、里親への委託、一時保護（一時保護委託含む）や一時保護解除の際に遠方まで複数名で移送等を行うことがあることから、移送等を行う体制の強化を図る。

2. 事業内容

- 以下のいずれかの非常勤の安全確認等対応職員を配置する。
 - ・ 安全確認等対応職員
児童虐待の通告のあったこどもについて、目視による安全確認を行うことや、継続的な支援を行っているこどもについて、定期的な状況確認を行う。
 - ・ 事務処理対応職員
児童相談所又は市町村において、児童記録の整理や相談の受付等の業務を行う。
- 以下の非常勤の移送等対応職員を配置する。
 - ・ 移送等対応職員
児童相談所において施設への入所措置、里親への委託、一時保護（一時保護委託含む）や一時保護解除の際に児童福祉司等とともに遠方まで移送等を行う。

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】

児童相談所1か所当たり 26,665千円

（警察官OBを配置し、警察との連携強化を図る取組を行わない場合 児童相談所1か所当たり 21,332千円加算）

（遠方の施設への入所措置等の際の移送等に係る非常勤職員を雇う場合 都道府県、指定都市、児童相談所設置市1か所当たり 5,333千円加算）

市区町村1か所当たり 15,999千円

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村：1/2

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和6年度当初予算案：177億円の内数（208億円の内数）

1. 事業の目的

各都道府県等において、児童虐待防止及びヤングケアラー認知度向上に係る広報啓発等事業を通じ、関係機関・団体を通じ、関係機関・団体や地域住民等への児童虐待・ヤングケアラーに関する意識の向上を図ることにより、児童虐待防止及びヤングケアラーへの適切な対応に資することを目的とする。

2. 事業内容

- 実施主体** 都道府県、指定都市又は児童相談所設置市
- 補助基準額** 14,399,000円（1実施主体当たり）
- 負担割合** 国：1／2、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市：1／2
- 対象事業** 以下①～③のいずれかに該当するもの
 - ① 地域における児童虐待に関する情報発信やヤングケアラーへの認知・理解促進等を図るための広報啓発事業。
 - ② 地域の関係機関、関係団体等に対して児童虐待防止の取組を促し、児童相談所と市町村や当該関係機関等との連携協力体制の構築を図る事業。
 - ③ 児童相談所において通告・相談等を受け付けるための通信設備の改修や転送サービスの利用等を行う事業。



（例）SNSを活用した情報発信

1. 目的

- 暮らす場所や年齢にかかわらず、全ての子どもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指し、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制と専門性強化について、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）等のこれまでの取組に加え、令和4年改正児童福祉法で導入された一時保護開始時の司法審査により、弁護士等の法的対応に係る人材を採用することが必要となることを踏まえ、児童福祉司等の専門職の採用活動を強力に行うことを目的とする。

2. 事業内容

- 児童相談所等に**児童福祉司等の専門職**の採用活動を行う者を配置又は民間委託により、学生向けセミナー、インターンシップ、採用サイト、合同説明会ブースなどの企画や、採用予定者に対する研修などの専門職確保のための採用活動等を行う。

3. 実施主体等

【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市、児童相談所を設置する計画を有する市（特別区、一部事務組合含む）

【補助基準額】

1か所（実施主体）当たり 4,182千円

※ 児童福祉司以外の専門職採用活動を行う場合は、3,528千円を加算

【補助率】

国：1/2、自治体（実施主体）：1/2

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和6年度予算案：177億円の内数（208億円の内数）

1. 事業の目的

虐待・思春期問題情報研修センターは、深刻化する児童虐待問題や非行等の思春期問題への対策の一環として、インターネット等を利用した情報の収集・提供、児童相談所や児童家庭支援センターなどの専門機関からの電話等による専門的な相談、虐待問題等対応機関職員の研修及び児童福祉施設における臨床研究と連携した研究などを通じて、関係機関の専門性の向上を図る。

2. 事業内容

- 実施主体** 社会福祉法人横浜博萌会（横浜市）
公益財団法人こども財団（明石市）
- 補助基準額** 横浜市：研修センターの運営及び情報共有システム構築事業に要する経費
明石市：研修センターの運営に要する経費
- 補助率** 定額（国：10/10相当）

児童福祉司任用資格取得支援事業

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>
令和6年度予算案：177億円の内数（208億円の内数）

1. 目的

- 児童相談所の体制強化を進めるため、児童福祉法第13条第3項第1号に規定する課程の修了により児童福祉司の任用資格を取得することを支援し、更なる人材確保を推進する。

2. 事業内容

- 児童福祉法第13条第3項第1号の規定に基づき実施される課程（通信課程）の受講者に対し、自治体が受講料や旅費等の受講に必要な費用の負担を行う場合、当該費用への補助を行う。

（参考）児童福祉法（抄）

第13条第3項 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

- 一 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、児童相談所を設置する計画を有する市

【補助基準額】 1人当たり 130千円

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和6年度予算案：177億円の内数（208億円の内数）

目的

- 児童虐待のリスクの高まりを踏まえ、子育て世帯が孤立しないよう支援することが必要であるため、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、こども宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高いこども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進する。
- こどもへの宅食等を行う民間団体等と連携して、食事の提供等を通じた子どもの状況把握を行うことにより、地域におけるこどもの見守り体制の強化を支援する。

アウトリーチ型／居場所型

補助基準額：1か所当たり10,021千円
補助率：2/3
実施主体：市町村（特別区含む）



1. 目的

- 性的虐待等を受けた子どもに対して、何度も同じ内容を聞くことは子どもにとって心理的負担が大きいことや聞き取る話の信用性確保の問題から1人の面接者が1回の面接によって聴取するという手法をとることが望ましい。
- 刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例などについては、検察や警察といった捜査関係者も子どもへの聴取を行うことになるが、その際も、子どもの心理的負担の軽減等のため、児童相談所、検察、警察が連携し、代表となる機関の職員が聴取を行う協同面接（いわゆる司法面接）が行われる。これらは、子どもにとって重要であるものの、代表者には、一定の講習等の受講が必要となる高度な技術が要求されることから、児童相談所における代表者の育成等の負担も大きい。そのため、協同面接を含めた被害事実確認面接等を進めるために、民間団体への委託に係る費用の補助を創設する。

2. 事業内容

- 児童相談所において協同面接を含む被害事実確認面接を実施するため、
 - ・面接実施に係る打ち合わせ
 - ・専門の訓練を受けた面接者の派遣
 - ・面接の記録・録音
 - ・面接の逐語録作成等の業務を実施する民間団体への委託に係る費用を補助する。

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

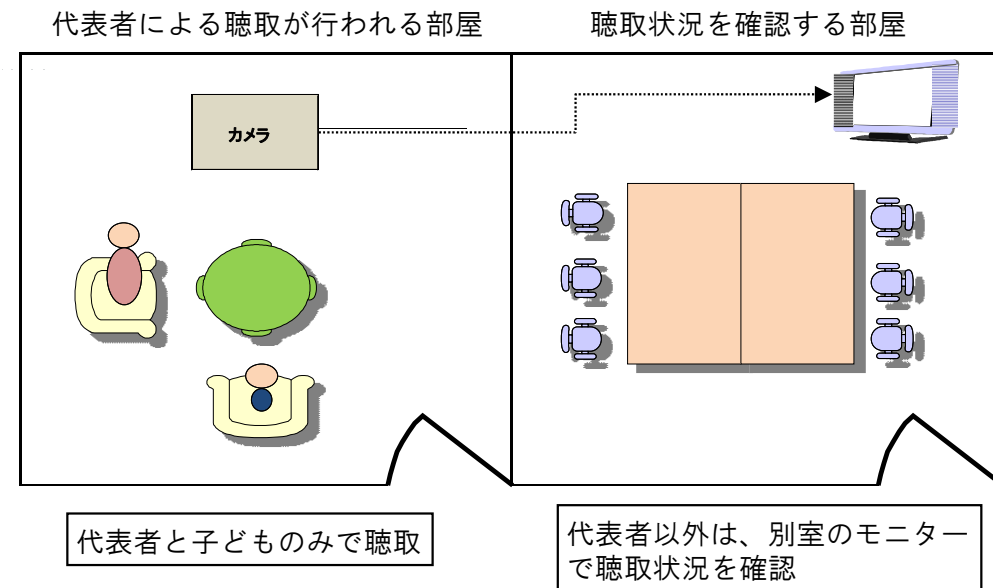
【補助基準額】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
1か所当たり 2,102千円

【補助率】

国：1/2

都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

【代表者による聴取のイメージ】



ヤングケアラー支援体制強化事業（ヤングケアラー実態調査・研修推進事業）

支援局 虐待防止対策課

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和6年度当初予算案：177億円の内数（208億円の内数）

1. 事業内容

ヤングケアラー^(注)の支援体制を強化するため、実態調査又は福祉・介護・医療・教育等の関係機関（要対協構成機関も含む）職員がヤングケアラーについて学ぶための研修等を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う

(注) 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることも

2. 補助額等

※下記事業のいずれかを実施した場合に補助。事業委託も可。

(1) 実態調査・把握

- ①実施主体 都道府県、市区町村
- ②補助基準額 1 都道府県、指定都市あたり 7,669千円
1 中核市・特別区あたり 4,168千円
1 市町村あたり 2,313千円
- ③負担割合 国：2/3
実施主体（自治体）：1/3

※事業導入当初の時的限的な措置として補助率を嵩上げ

(2) 関係機関職員研修

- ①実施主体 都道府県、市区町村
- ②補助基準額 1 都道府県、指定都市あたり 4,086千円
1 中核市・特別区あたり 2,430千円
1 市町村あたり 1,775千円
- ③負担割合 国：2/3
実施主体（自治体）：1/3

※事業導入当初の時的限的な措置として補助率を嵩上げ

3. 事業イメージ

都道府県
市区町村

(2) 関係機関職員研修

ヤングケアラー

(1) 実態調査・把握



ヤングケアラーは、支援が必要であっても表面化しにくい構造。支援策を検討するため、まずは都道府県・市区町村単位での実態調査を実施。

関係機関（福祉・介護・医療・教育等）



ヤングケアラーの支援にあたっては、福祉・介護・医療・教育等関係機関職員によるアトリーチが重要。ヤングケアラーに気付く体制を構築するため、以下に類する機関の職員に対して、ヤングケアラーの発見や支援策に係る研修等を実施。

- 福祉事務所
- 地域包括ケアセンター
- 市町村保健センター
- 児童相談所
- 児童福祉施設
- 社会福祉協議会
- 民生・児童委員
- 保健所
- 司法関係機関 等
- 学校
- 教育委員会
- スクールソーシャルワーカー
- スクールカウンセラー
- 病院
- 医療ソーシャルワーカー
- 訪問介護員
- その他関係機関
- 民間団体 等

<見守り体制強化促進のための広報啓発事業費補助金>
令和6年度予算案：9百万円（9百万円）

事業概要

【目的】

要支援児童等を対象に養育環境の把握や食事の提供等を行い、地域における見守りの担い手となっているNPO法人等に対して、広域的に 運営支援、物資支援等を行う民間団体（以下「広域ネットワーク団体」という。）が、ネットワークの中での好事例を集約・周知することで地域の見守り体制強化の促進に寄与することを目的とする。

【事業内容】

以下の①及び②の事業を行う。

- ① 地域における見守り体制を強化することを目的として、加盟又は支援している民間団体等や、他の全国組織団体において実施されている取組を調査・研究する。
- ② ①により把握した取組の好事例を加盟又は支援している民間団体等に紹介し、必要に応じて、その取組を実践しようとする民間団体等に対し助言等を行う。

【実施主体】

以下の(1)及び(2)を満たす民間団体

- (1) こども宅食等を実施する事業者に対して、運営支援や物資支援等の活動を行う団体であり、原則として、これらのこども宅食等に対する支援活動、子育て支援に関する周知・啓発活動、要支援児童等及びその家族への支援に関する活動のいずれかについて1年以上の活動実績を有すること。
- (2) 全国規模又は複数の都道府県にまたがって活動するなど広域的な活動を行っている団体であり、原則として次のいずれかに該当していること。
 - ① 複数の都道府県において、現にこども宅食等を実施する事業者等に対する支援活動を行っていること。
 - ② 各都道府県においてこども宅食等を実施している団体（以下「民間団体等」という。）が20団体以上加盟し、かつ、加盟する民間団体等の活動範囲が5以上の都道府県にまたがっている団体（以下「全国組織団体」という。）であること。

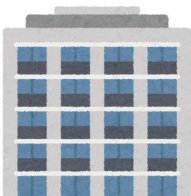
【補助基準額】

1団体当たり2,334千円

【補助率】

定額

こども家庭庁



民間団体等による事業の周知・啓発、好事例の収集等の取組へ財政支援（公募）



こども宅食等を広域で実施、
または活動を支援している団体

支援等している民間団体等から好事例を収集、研究し、その結果を団体に周知・啓発



こども宅食等を運営する事業者



ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業

支援局 虐待防止対策課

<ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業費補助金>
令和6年度当初予算案 0.11億円 (0.11億円)

1. 事業内容

表面化しにくいヤングケアラーの孤独・孤立を防ぎ、継続した相談・支援体制を構築するため、民間団体等で全国規模のイベントやシンポジウム等を開催し、地域ごとの当事者、支援者同士の相互交流を促すことにより、ヤングケアラーの相互ネットワークの形成を図る。

(内 容)

- ① 地方自治体に対するヤングケアラー支援に関する啓発
- ② 地方自治体、ヤングケアラー、支援者・当事者団体との相互交流・発展
- ③ ヤングケアラーに対する相談支援の推進、地方自治体による相談機能の強化 等

※ 民間事業者等の提案により具体的な内容を決定。

2. 実施主体

法人（公募により選定）

3. 補助率

国：定額（10/10相当）



<児童虐待防止対策推進事業委託費>
令和6年度当初予算案 2億円 (2億円)

1. 事業内容

- 令和4年度中に全国の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は219,170件（速報値）と、3年連続で20万件を超え、過去最多となっている。また、こどもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき喫緊の課題である。こうしたことを踏まえ、**児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）**において、**体罰が許されないものであることが法定化され、令和2年4月から施行されているところである。**本事業では、年間を通じて、また**毎年11月に実施される「秋のこどもまんなか月間 オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」**においては特に集中的に、**児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」、「親子のための相談LINE」、「体罰等によらない子育て」**等をはじめとした**児童虐待防止に関して様々な広報展開を行う**ことにより、児童虐待問題や体罰等によらない子育て等に対する社会的関心を高め、もってその推進に寄与することを目的とする。
- 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども「ヤングケアラー」は、その責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあるが、家庭内のデリケートな問題に関わること、本人や家族に支援が必要である自覚がないケースもあるといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっている。このため、厚生労働副大臣と文部科学副大臣を共同議長とする「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」が令和3年5月、今後取り組むべき施策をとりまとめた報告書において、**令和4年度から3年間をヤングケアラーの社会的認知度向上の「集中取組期間」**に据えていることを踏まえ、まずは中高生の認知度5割を目指し、集中的な広報啓発を実施し、もってヤングケアラーが早期に発見され、適切な支援につながる社会風土を築くことを目的とする。

<広報啓発内容>

- クリエイティブ（ポスター・リーフレット）の制作、印刷、梱包・発送
 - クリエイティブ（普及啓発動画）の制作、発信・展開
 - 特設ホームページの制作、コンテンツの追加・更新 等
- ※ 事業者等の提案に基づき、事業実施予定。

2. 実施主体

国（公募により、委託事業者を選定）



令和5年度：制作クリエイティブ（参考）

令和6年度当初予算案 0.8億円（令和5年度当初予算額：0.8億円）

1. 施策の目的

・困難を抱える子ども・若者に対する分野横断的な支援体制である「子ども・若者支援地域協議会」（以下「協議会」という）及び子ども・若者の相談にワンストップで応じる拠点である「子ども・若者総合相談センター」（以下「センター」という）の設置の促進や機能の向上を図る。また、困難を抱える子ども・若者を支える相談体制やアウトリーチ（訪問支援）の充実等のため、それらに従事する支援者の養成等を図る。

2. 施策の内容

【事業概要】

- ・協議会・センターの設置促進等に向けた地方公共団体への支援の実施 ①
 - ・既設の協議会・センターの代表者会合、未設置地域等での啓発会合の開催 ②
 - ・既設のセンター等で相談業務に従事する者の資質向上等を目的とした研修の実施 ③
- （※協議会・センターは子ども・若者育成支援推進法により地方公共団体に設置の努力義務有り）

【具体的内容】

〔①関係〕

・協議会・センターに係る支援を希望する地方公共団体を公募・選定し、アドバイザーから助言を受ける機会の提供や、都道府県が基礎自治体を対象に開催する講習会の開催等への支援を実施。

〔②関係〕

・協議会・センターの運営の中心を担う者の参集を求め、意見交換・グループワーク等を通じて全国レベルでの課題の共有や相互連携の深化を図る代表者会合（全国サミット）を開催する。また、協議会・センターの未設置地域等において、設置に関する相談や助言、先進地域の事例紹介等を行う啓発会合（地方キャラバン）を開催。

〔③関係〕

・ i)センターを始めとする公的機関や民間団体に相談業務に携わる職員向けの研修、 ii)アウトリーチ（訪問支援）を実践する現場の支援員を対象とした研修、 iii)各地域で社会貢献活動等をリードする若者を対象とした研修をそれぞれ実施。

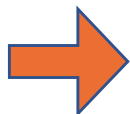
3. 実施主体等

実施主体：国

3. 管轄人口の適正化のための児童相談所の新規設置促進について

児童相談所の設置基準の概要

- 各児童相談所の管轄人口は、政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとしており、政令において「**管轄区域における人口が、基本としておおむね50万人以下であること**」等を規定している。
- また、「**「児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令**」の公布について（令和3年7月21日子発0721第2号厚生労働省子ども家庭局長通知）」において次の内容を周知している。
 - 管轄人口20万人から100万人までの範囲が目安となる趣旨であること
 - 管轄人口20万人を下回る児童相談所の設置を妨げるものではないこと
 - **管轄人口100万人以下の児童相談所が存する地域についても、政令の趣旨を踏まえた管轄区域の見直しを積極的に検討されたいこと**



上記の設置基準を踏まえ、管轄人口が50万人を超える児童相談所を設置している自治体又は管轄人口が50万人を超える自治体においては、児童相談所の新規設置を積極的にご検討いただきたい。

現時点で把握している各自治体における児童相談所の新規設置計画等

①都道府県・指定都市

- 令和6年度 東京都（1カ所）、滋賀県（1カ所）
- 令和7年度 埼玉県（1カ所）、広島県（2カ所）、札幌市（1カ所）
- 令和8年度 千葉県（2カ所）、横浜市（1カ所）、大阪市（1カ所）
- 時期未定 東京都（3カ所）

②中核市・特別区（*は具体的な設置時期を公表している中核市・特別区）

- 令和6年度 品川区*(10月)
- 令和7年度 高崎市、豊中市*(4月)、文京区*(4月)
- 令和8年度 船橋市*(4月)、柏市、尼崎市、大田区、杉並区*(11月)、北区

※1 上記のほか、2市が「設置予定」、5市が「設置の方向」で検討中。

※2 中核市・特別区が児童相談所設置市に移行するためには政令改正による指定が必要であることから、令和6年1月発出の「児童相談所設置市の指定に係る手続きについて（事務連絡）」でお示しした手続き・スケジュールをよくご確認ください。

事 務 連 絡
令 和 6 年 1 月 31 日

各 $\left(\begin{array}{cccc} \text{都} & \text{道} & \text{府} & \text{県} \\ \text{中} & & \text{核} & \text{市} \\ \text{特} & & \text{別} & \text{区} \end{array} \right)$ 児童福祉主管部(局) 御中

こども家庭庁支援局虐待防止対策課

児童相談所設置市の指定に係る手続について

児童虐待防止対策の推進につきましては、平素よりご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。
都道府県及び指定都市以外の自治体が児童相談所を設置するには、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）を改正して児童相談所設置市（※）に指定される必要があります。

政令の改正・公布に当たっては、こども家庭庁における政令案の作成及び審査、内閣法制局における審査並びに閣議決定を経た上で、官報に掲載されることによって行われます。内閣法制局においては、多くの法律案及び政令案の審査が行われることから、児童相談所設置市への移行を希望する自治体において政令の公布希望時期が決まった場合、速やかに審査案件として登録する必要がありますことから、こども家庭庁における児童相談所設置市指定のための政令改正を円滑に実施するため、手続について下記のとおりお示しします。

各都道府県児童福祉主管部局におかれては、本事務連絡の内容をご了知いただくとともに、管内で児童相談所設置市への移行を検討している自治体との協議等のスケジュールに支障を生じないよう認識の共有をお願いします。

（※）中核市程度の人口規模（20 万以上）を有する自治体を念頭に置くこととされています。

記

1. 政令指定要請までの流れ

（1）こども家庭庁への一報

児童相談所設置市への移行を希望する自治体（以下「希望自治体」とします。）は、児童相談所設置市の指定に係る政令の公布希望時期（※1）が決まった段階で、下記連絡先

までメールで具体的な公布希望時期を連絡いただきますようお願いいたします。一報の時期については、政令の公布希望時期が5月から9月までの場合にはその半年前までに、10月から4月の場合にはその1年前までにお願いします。(※2)

(※1) 議会日程も含め、希望自治体内での事務処理に必要な日程を十分考慮して検討してください。なお、登録された公布希望時期はこども家庭庁から内閣法制局に登録されますので、一度登録された公布希望時期の「前倒し」は原則できません。

(※2) この期限に間に合わない場合は、希望される時期に政令の公布ができない場合がありますが、個別にご相談ください。また、必ずしも都道府県と調整が済んでいなくてもご連絡ください。

(2) ヒアリングの実施

①実施時期

希望自治体と都道府県との間における協議や確認作業に一定の目途が立ったと当事者双方が認識できる段階で、希望自治体からの申し出により実施します。なお、時期を見越した事前の日程調整は可能です。

②必要書類

平成20年8月29日付雇児総発第0829001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知「児童相談所を設置する市について」でお示ししているとおり、希望自治体における児童福祉行政の事務遂行体制、希望自治体と都道府県との連携体制及び協議状況についての資料を用意してください。

(3) 希望自治体による政令指定の要請

①要請時期

上記2のヒアリング実施後、希望自治体と都道府県との間の協議・確認作業の結果、希望自治体の児童相談所設置市への移行後も、児童福祉行政の円滑な実施が見込まれることを都道府県が確認できた段階で、原則、政令の公布希望時期が5月から9月までの場合にはその3か月前まで、10月から4月までの場合にはその半年前までに希望自治体から要請してください。

②必要書類

- ・政令指定の要請に係る希望自治体の首長名による要請書（進達）
- ・希望自治体が都道府県との間で協議・確認作業を行った児童相談所設置市移行後における児童福祉行政の実施体制に関する資料
- ・希望自治体が児童相談所設置市への移行後に児童福祉行政が円滑に実施されることが見込まれることを都道府県として確認した旨が記載されている知事名の確認

書（いわゆる副申）

2. その他

児童相談所設置市についての考え方等は、以下の文書をご参照ください。

- ・ 平成 17 年 2 月 25 日付雇児総発第 0225002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長通知「児童福祉法の一部を改正する法律の施行に関する留意点について」
- ・ 平成 20 年 8 月 29 日付雇児総発第 0829001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知「児童相談所を設置する市について」
- ・ 平成 29 年 3 月 22 日付雇児発第 0322 第 11 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童相談所設置自治体の拡大にむけた協力について（依頼）」
- ・ 平成 29 年 3 月 22 日付雇児発第 0322 第 12 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童相談所設置自治体の拡大にむけた協力について（依頼）」
- ・ 平成 30 年 7 月 20 日付子発 0720 第 6 号厚生労働省子ども家庭局長通知「児童相談所設置に向けた検討及び児童相談所設置自治体の拡大に向けた協力について（依頼）」

また、国庫補助事業として実施した平成 28 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童相談所設置のためのマニュアル作成に関する調査研究」報告書」も必要に応じて参照してください。

連絡先

こども家庭庁支援局虐待防止対策課

児童相談第 1 係

電話：03-6859-0107

メール：gyakutaiboushi.soudan1@cfa.go.jp

4. 福祉行政報告例の適切な報告等について

福祉行政報告例の適切な報告等について

- 今般、福祉行政報告例における児童虐待相談対応件数に関して、一部の地方自治体において国から示す記入要領に従って報告をしていない実態があるとの報道を受け、その実態を概括的に把握する観点から令和5年11月に調査を行った。
- その結果、全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数を含む49表について、「記入要領どおりに報告できていない（可能性も含む。）」と回答のあった地方自治体は以下のとおりであった。（その理由として「今までの慣例で報告していたため」、「記入要領が分かりにくかったため」、「記入要領どおりに報告すると、児童相談所及び市町村における対応実態が適切に報告できないため」等の回答があった。）

	回答自治体数	回答総数
① 記入要領どおりに報告している	58	78
② 記入要領どおりに報告できていない（可能性も含む） （※）	20	

※ 管内児童相談所のうち、記入要領どおりに報告できていない児童相談所が1か所でもある自治体が含まれる。

- 調査結果を踏まえ、本年1月に、厚生労働省と連名で通知を発出し、各都道府県等に対し、今回の事案を踏まえて改めて作成した記入要領の解説書を参照した上で、令和4年度の報告において訂正の必要がある場合、原則本年2月末までに訂正報告を依頼した。また、過去（令和3年度以前）の状況等についても調査を依頼した。
- 正確な訂正のためにシステム改修を要するなど本年2月末までの訂正報告が困難としている自治体については、記入要領の解説書を十分踏まえてシステムの運用事業者等と必要な改修内容についてよく協議・精査を行うなど必要な対応とった上で、可能な限り早期に正確な訂正報告を行っていただくようお願いする。

5. その他の児童虐待防止対策の取組について

5. その他の児童虐待防止対策の取組について

(1) 令和6年度の虐待対応研修について

子どもの虹情報研修センター 2024(R6)年度 専門研修等一覧 2024.2時点

月	研修名	受講対象	課題・日程	定員
4月	【ライブ配信】㊦㊧ 児童相談所長研修 A・B<前期> * A・B 両日程合同で開催します	新任児童相談所長(児童福祉法第12条の3第3項に受講が義務づけられています)	・事前アンケートの提出 ・オンデマンド動画の視聴 【ライブ配信】4月23日(火) ~25日(木)	100名
5月	【ライブ配信】㊦ こども家庭センター統括支援員指導者・研修企画者養成研修	都道府県等の研修担当者、ファシリテーターを務める市区町村の実務者及び研修企画担当者	【ライブ配信】5月15日(水) ~16日(木)	80名
	【ライブ配信】 乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設指導者研修 <ライブ配信コース>	乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設で基幹的職員等指導的立場にある職員	【ライブ配信】5月29日(水) ~30日(木)	200名
6月	【ライブ配信】㊦㊧ 指導教育担当児童福祉司任用前研修 A<前期>	児童福祉司として3年以上勤務した者、又は指導教育担当児童福祉司として職務を行うことが期待される者(児童福祉法第13条第6項に受講が義務づけられています)	・事前アンケートの提出 【ライブ配信】6月12日(水) ~13日(木)	80名
	【ライブ配信】㊦㊧ 指導教育担当児童福祉司任用前研修 B<前期>	同上	・事前アンケートの提出 【ライブ配信】6月26日(水) ~27日(木)	80名
7月	【ライブ配信】 児童虐待対応保健職員指導者研修	市区町村の母子保健活動、子育て支援、児童虐待防止対策に携わっている指導的立場にある保健師・助産師・看護師、または児童相談所に勤務する保健師で、児童虐待関連業務経験通算5年を満した者(保健所に勤務する保健師・助産師・看護師も含む)	・事前アンケートの提出 ・オンデマンド動画の視聴 【ライブ配信】7月10日(水) ~11日(木)	80名
	【ライブ配信】 児童心理司指導者研修 <ライブ配信コース>	児童相談所児童心理司経験通算5年を満した児童心理司(スーパーバイザー含む)	・事前アンケートの提出 ・オンデマンド動画の視聴 【ライブ配信】7月24日(水) ~25日(木)	80名
8月	【ライブ配信】 教育・福祉虐待対応職員合同研修	学校や教育委員会などの教育機関、市区町村、児童相談所で児童虐待関連業務に携わる者であって、児童虐待関連業務経験通算2年を満した者(各機関1名)	・事前アンケートの提出 ・オンデマンド動画の視聴 【ライブ配信】8月7日(水) 午前:シンポジウム(200名) 午後:演習・グループ討議(50名)	200名 午後の部 50名
	【ライブ配信】㊦㊧ 意見表明等支援員の養成に向けた研修 ーガイドラインに基づく基礎編	都道府県等が派遣する者	・オンデマンド動画の視聴-レポート提出 【ライブ配信】8月28日(水) ~29日(木)	80名
9月	【参集】 児童養護施設指導者研修 <参集コース>	児童養護施設で基幹的職員等指導的立場にあり児童福祉施設経験通算7年を満した者 かつ5月の<ライブ配信コース>を受講した者(各施設1名)	【インターバル】 ・事前アンケートの提出 ・オンデマンド動画の視聴-レポート提出 ・事例のまとめの提出 ・課題への取り組み状況の提出 【参集】9月11日(水)~12日(木)	50名
	【参集】 児童心理治療施設指導者研修 <参集コース>	児童心理治療施設で基幹的職員等指導的立場にあり児童福祉施設経験通算3年を満した者 かつ5月の<ライブ配信コース>を受講した者	【インターバル】 ・事前アンケートの提出 ・オンデマンド動画の視聴-レポート提出 ・事例のまとめの提出 ・課題への取り組み状況の提出 【参集】9月25日(水)~26日(木)	50名
10月	【参集】㊦㊧ 児童相談所長研修 A<後期>	新任児童相談所長(前期研修と後期研修を通して受講してください)	・演習用課題の提出 ・事例のまとめの提出 【参集】10月8日(火)~10日(木)	50名
	【参集】㊦㊧ 児童相談所長研修 B<後期>	新任児童相談所長(前期研修と後期研修を通して受講してください)	・演習用課題の提出 ・事例のまとめの提出 【参集】10月21日(月)~23日(水)	50名

月	研修名	受講対象	課題・日程	定員
11月	【参集】 乳児院指導者研修 <参集コース>	乳児院で基幹的職員等指導的立場にあり 児童福祉施設経験通算5年を満たした者 かつ5月の<ライブ配信コース>を受講した者	【インターバル】 ・事前アンケートの提出 ・オンデマンド動画の視聴-レポート提出 ・事例のまとめの提出 ・課題への取り組み状況の提出 【参集】11月5日(火)~6日(水)	50名
	【参集】 母子生活支援施設指導者研修	母子生活支援施設で基幹的職員等指導的 立場にあり児童福祉施設経験通算3年を 満たした者	・事前アンケートの提出 ・オンデマンド動画の視聴-レポート提出 ・事例のまとめの提出 【参集】11月20日(水)~21日(木)	50名
12月	【参集】 児童心理司指導者研修 <参集コース>	児童相談所児童心理司経験通算5年を満 たした児童心理司(スーパーバイザー含む) かつ7月の<ライブ配信コース>を受講した 者	【インターバル】 ・SV実践レポートの提出 ・オンデマンド動画の視聴-レポート提出 ・事例のまとめの提出 【参集】12月4日(水)~5日(木)	50名
	【ライブ配信】 児童相談所弁護士専門研修	児童相談所に勤務している弁護士(常勤・非 常勤・嘱託を問わない)	・事前アンケートの提出 ・オンデマンド動画の視聴 【ライブ配信】12月19日(木)	50名
1月	【ライブ配信】㊦㊧ 指導教育担当児童福祉司任用前 研修A<後期>	児童福祉司として3年以上勤務した者、又 は指導教育担当児童福祉司として職務を行 うことが期待される者(前期課程と後期課程 を通して受講してください)	・オンデマンド講義の受講-レポート提出 ・筆記試験の受検 ・SV実践レポートの提出 【ライブ配信】1月15日(水) ~17日(金)	80名
	【ライブ配信】㊦㊧ 指導教育担当児童福祉司任用前 研修B<後期>	同上	・オンデマンド講義の受講-レポート提出 ・筆記試験の受検 ・SV実践レポートの提出 【ライブ配信】1月29日(水) ~31日(金)	80名
2月	【ライブ配信】 施設心理職員合同研修	児童養護施設、児童心理治療施設:児童福 祉施設心理職経験通算5年を満たした心 理職 児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援 施設、児童家庭支援センター、自立援助ホ ム:児童福祉施設心理職経験通算2年を満 たした心理職(各施設1名)	・事前アンケートの提出 ・オンデマンド動画の視聴 【ライブ配信】2月13日(木) ~14日(金)	80名
	【参集・ライブ配信】 医師専門研修	児童相談所、児童福祉施設、保健機関、医療 機関等に勤務している児童虐待関連業務に 携わる医師	・オンデマンド動画の視聴 【ライブ配信】2月27日(木)	80名 同日開催
	【参集・ライブ配信】 児童相談所医師研修	児童相談所に勤務する医師(勤務形態は問 わず、非常勤や嘱託を含む)	・オンデマンド動画の視聴 【ライブ配信】2月27日(木)	
3月	【ライブ配信】 テーマ別研修 「心の中の自分史を再構成する ために」	このテーマに関わる専門職で、各所属機関 で指導的立場にあり、児童虐待関連業務経 験通算3年を満たした者	・オンデマンド動画の視聴 ・【ライブ配信】3月13日(木)	200名
年間	【ライブ配信】【参集】 施設職員事例検討会	児童福祉施設で指導的立場にある職員で、 専門的な知識・実務を継続的に学びたい者、 かつ、当センターの施設関連研修の受講歴 がある者	【参集】6月6日(木)~7日(金) 【ライブ配信】 7月~2月/月1回の事例検討 【参集】3月18日(火)~19日(水)	8名
	【参集】 児童福祉司スーパーバイザー アドバンスコース	児童福祉司スーパーバイザーで、専門的な 知識・実務を継続的に学びたい者、かつ、児 童福祉司スーパーバイザー対象の法定研修 の受講歴があり、スーパーバイザー経験が通算 3年を満たした者	【参集】8月22日(木)~23日(金) 【インターバル】9月~2月/OJT 【参集】2月6日(木)~7日(金)	10名
随時	こども家庭センター統括支援員 基礎研修(オンデマンド研修)	市区町村のこども家庭センターに配置された 統括支援員	2024年4月~2025年3月配信 予定	約500名(予定)

㊦:法定研修 ㊧:委託契約を締結した上での受講となります。 ㊨:新規研修

【参集】:虹センターに参集して受講、【ライブ配信】:オンライン(ZOOM)配信による受講

あくまで予定であり、変更になることがあります。最新の情報は当センターのホームページでご確認下さい。



HPは↑↑↑から!



子どもの虹情報研修センター

研修部 ☎045-871-9317 ✉kenshu@crc-japan.net

2024年度（令和6年度）西日本こども研修センターあかし 研修一覧（実施月別）

2024. 2月時点

	研修名	対象機関	日程	申込期間	定員
随時	新 統括支援員基礎研修の動画配信 (※) こども家庭センター支援事業	市区町村統括支援員	4月～3月	調整中	約500
4月	研修企画担当者等養成研修①	都道府県・市区町村・ 児童福祉施設・児童家庭支援センター・里親支援センター等	4月25日～26日	3月中旬	40
5月	新 意見表明等支援事業 企画担当者研修	児童相談所を設置する自治体	5月23日～24日	3月中旬	60
	新 統括支援員指導者養成研修 (※) こども家庭センター支援事業	市区町村・都道府県	5月～6月 (4会場)	3月下旬	各45
6月	一時保護施設指導者研修	児童相談所・一時保護専用施設（児童養護施設等）	6月5日～7日	4月上旬	60
	児童心理司指導者研修	児童相談所	6月19日～21日	4月中旬	60
7月	新 シリーズ研修 「こどもの自傷・自殺～私たちにできる次の一歩～」 【オンライン】	全機関	7月～11月 (全4回)	5月上旬	400
	法 指導教育担当児童福祉司 任用前研修A<前期課程>	児童相談所	7月10日～12日	4月中旬	60
	法 指導教育担当児童福祉司 任用前研修B<前期課程>	児童相談所	7月24日～26日	4月中旬	60
8月	法 指導教育担当児童福祉司 任用前研修C<前期課程>	児童相談所	8月7日～9日	4月中旬	60
	市区町村こども家庭支援指導者研修	市区町村・都道府県・ 児童家庭支援センター	8月21日～23日	6月下旬	60
	児童相談所メタスーパーバイザー ブロック研修	児童相談所	8月～10月 (6会場)	6月上旬	各30～40
9月	乳児院職員指導者研修	乳児院	9月25日～27日	7月下旬	60
11月	母子保健担当指導者研修	市区町村・保健所・ 児童相談所	11月6日～8日	9月上旬	60
12月	児童心理司指導者研修 <フォローアップ> 【オンライン】	児童相談所	12月上旬	10月上旬	60
	法 指導教育担当児童福祉司 任用前研修A<後期課程>	児童相談所	12月18日～20日	4月中旬	60

	研修名	対象機関	日程	申込期間	定員
1月	法 指導教育担当児童福祉司 任用前研修B<後期課程>	児童相談所	1月8日 ～10日	4月中旬	60
	法 指導教育担当児童福祉司 任用前研修C<後期課程>	児童相談所	1月22日 ～24日	4月中旬	60
2月	統 児童相談所弁護士・児童福祉司等 合同研修	児童相談所	2月6日 ～7日	12月上旬	50
	児童養護施設職員指導者研修	児童養護施設	2月19日 ～21日	12月中旬	60
3月	新 児童相談所設置自治体 里親担当者研修	児童相談所・児童相談 所を設置する自治体	3月6日 ～7日	1月上旬	60
	市区町村こども家庭支援 指導者研修<フォローアップ> 【オンライン】	市区町村・都道府県・ 児童家庭支援センター	3月中旬	12月上旬	60
	研修企画担当者等養成研修② 【オンライン】	都道府県・市区町村・ 児童福祉施設・児童家 庭支援センター・里親 支援センター等	3月14日	12月上旬	200

法：法定研修 新：新規研修 統：既存の研修との統合研修

・実施日は変更の可能性があります。最新の情報は当センターのホームページでご確認ください。

(※)こども家庭センター支援事業

<新 統括支援員基礎研修の動画配信>

統括支援員を対象とした基礎研修科目の動画配信について、年間を通じて実施します。

<新 統括支援員指導者養成研修>

統括支援員を育成するための研修を企画・運営する担当者を対象としたアウトリーチ研修を全国4か所で実施します。

(対象) ・各自治体内における実務研修で講師となる指導的立場の統括支援員
・研修を企画する都道府県、政令市の担当者

(定員) 各45名

(日程) 2024年度 実施予定日

- ・5月 9日(木)～10日(金)：西日本こども研修センターあかし
- ・5月30日(木)～31日(金)：仙台市内
- ・6月13日(木)～14日(金)：名古屋市内
- ・6月26日(水)～27日(木)：福岡市内

5. その他の児童虐待防止対策の取組について
(2) こども虐待による死亡事例等の検証結果等
について

こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第19次報告）の概要

こども家庭審議会児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【令和5年9月】

1. 検証対象

(1) 死亡事例

厚生労働省が、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に対する調査により把握した、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に発生、又は表面化した児童虐待による死亡事例68例（74人）を対象とした。

区分	第19次報告			(参考) 第18次報告		
	心中以外の虐待死	心中による虐待死 (未遂を含む)	計	心中以外の虐待死	心中による虐待死 (未遂を含む)	計
例数	50 (21)	18 (0)	68 (21)	47 (15)	19 (0)	66 (15)
人数	50 (21)	24 (0)	74 (21)	49 (15)	28 (0)	77 (15)

※1 ()内は、都道府県等が虐待による死亡と断定できないと報告のあった事例について、本委員会にて検証を行い、虐待死として検証すべきと判断された事例数を内数として記載。

※2 未遂とは、親は生存したがこどもは死亡した事例をいう。

(2) 重症事例（死亡に至らなかった事例）

厚生労働省が、都道府県等に対する調査により把握した、令和3年4月1日から6月30日までの間に全国の児童相談所が虐待相談として受理した事例の中で、同年9月1日時点までに「身体的虐待」等による生命の危険にかかわる受傷、又は「養育の放棄・怠慢」等のために衰弱死の危険性があった事例15例（15人）を対象とした。

【参考】死亡事例数及び人数（第1次報告から第18次報告）

例数 人数	第1次報告 (平成17年4月)			第2次報告 (平成18年3月)			第3次報告 (平成19年6月)			第4次報告 (平成20年3月)			第5次報告 (平成21年7月)			第6次報告 (平成22年7月)			第7次報告 (平成23年7月)			第8次報告 (平成24年7月)			第9次報告 (平成25年7月)			第10次報告 (平成26年9月)			第11次報告 (平成27年10月)			第12次報告 (平成28年9月)			第13次報告 (平成29年8月)			第14次報告 (平成30年6月)			第15次報告 (令和元年6月)			第16次報告 (令和2年9月)			第17次報告 (令和3年8月)			第18次報告 (令和4年8月)		
	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計									
24	—	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85	49	29	78	36	27	63	43	21	64	48	24	72	49	18	67	50	8	58	51	13	64	56	16	72	47	19	66	
25	—	25	50	8	58	56	30	86	61	65	126	78	64	142	67	61	128	49	39	88	51	47	98	58	41	99	51	39	90	36	33	69	44	27	71	52	32	84	49	28	77	52	13	65	54	19	73	57	21	78	49	28	77	

2. 死亡事例（74人）の分析

（1）心中以外の虐待死（50例50人）各項目において人数割合が多かったものを主に掲載

○ 死亡したこどもの年齢	「0歳」…………… 24人（48.0%） 0歳のうち「月齢0か月児」… 6人（25.0%） 3歳未満… 31人（62.0%）
○ 主な虐待の種類	「身体的虐待」…………… 21人（42.0%） 「ネグレクト」…………… 14人（28.0%）
○ 直接の死因	「頭部外傷」…………… 11人（有効割合28.9%※1） 「頸部絞扼以外による窒息」…………… 6人（有効割合15.8%）
○ 主たる加害者	「実母」…………… 20人（40.0%） 「実父」… 6人（12.0%） 「実母と実父」… 3人（6.0%）
○ 加害の動機	「しつけのつもり」…………… 2人（4.0%） 「その他」… 13人（26.0%）
○ 妊娠期・周産期における問題（複数回答）	「予期しない妊娠/計画していない妊娠」…………… 16人（32.0%） 「医療機関から連絡」…………… 16人（32.0%） 「妊婦健康診査未受診」…………… 14人（28.0%） 「低体重（2,500g未満）」…………… 14人（28.0%）
○ 乳幼児健康診査の受診状況	「3～4か月児健康診査」の未受診者…………… 5人（有効割合18.5%） 「1歳6か月児健康診査」の未受診者… 2人（有効割合13.3%）
○ 養育者（実母）の心理的・精神的問題等（複数回答）	「育児不安」…………… 17人（34.7%） 「養育能力の低さ※2」…………… 17人（34.7%） 「精神障害（医師の診断によるもの）」…………… 8人（16.3%）
○ 関係機関の関与	「児童相談所と市区町村（虐待対応担当部署）の両方 関与あり」…………… 11人（22.0%） 「その他の関係機関（保健センター等）を含めた 関与あり」…………… 39人（78.0%） 「児童相談所のみ関与あり」… 5人（10.0%） 「市区町村（虐待対応担当部署）のみ関与あり」… 8人（16.0%） 0か月児事例6人のうち「関係機関の関与なし」… 5人
○ 要保護児童対策地域協議会	「検討対象とされていた事例」…………… 15人（30.6%）

※1 有効割合とは、「不明」「未記入」とした回答を除いた数を合計数として算出した割合

※2 「養育能力の低さ」とは、こどもの成長発達を促すために必要な関わり（授乳や食事、保清、情緒的な要求への応答、こどもの体調変化の把握、安全面への配慮等）が適切にできない場合としている。

(2) 心中による虐待死 (18例・24人) 各項目において人数割合が多かったものを主に掲載

- 死亡したこどもの年齢 「3歳」未満 …… 9人 (37.5%)
- 直接の死因 「出血性ショック」 …… 6人 (有効割合26.1%※1)
「頸部絞扼による窒息」 …… 5人 (有効割合21.7%)
「溺水」 …… 4人 (有効割合17.4%)
- 主たる加害者 「実母」 …… 18人 (75.0%)
「実父」 …… 4人 (16.7%)
- 加害の動機 (複数回答) 「保護者自身の精神疾患、精神不安」 …… 9人 (37.5%)
「育児不安や育児負担感」 …… 4人 (16.7%)
「夫婦間のトラブルなど家庭に不和」 …… 4人 (16.7%)
- 関係機関の関与 「市区町村 (虐待対応担当部署) のみ 関与あり」 …… 4人 (16.7%)
「児童相談所と市区町村 (虐待対応担当部署) の両方の関与あり」 …… 4人 (16.7%)
- 要保護児童対策地域協議会 「検討対象とされていた事例」 …… 5人 (20.8%)

※1 有効割合とは、「不明」「未記入」とした回答を除いた数を合計数として算出した割合

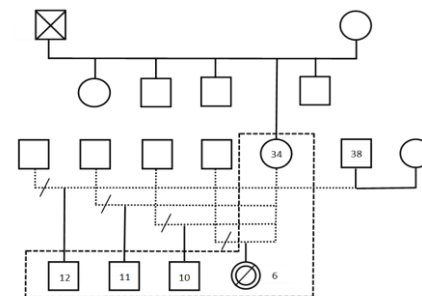
3. 現地調査（ヒアリング調査）の結果について

検証対象事例のうち、特徴的、かつ、特に重大であると考えられる虐待による死亡事例（3例）、父母間や家族の関係性に着目した重症事例（1例）について、都道府県・市区町村及び関係機関等を対象に、事例発生当時の状況や対応等の詳細に関してヒアリング調査を実施した。

死亡事例①：数回の虐待通告歴、一時保護歴があった家庭で、実母とその交際相手の暴行により死亡した事例

<概要>

- ・転入後、事案発生までに計5回の虐待通告があり、一時保護の1年後に実母とその交際相手の暴行により死亡
- ・実母は、すべて父親が異なる非嫡出子を本児を含めて4人出産している。
- ・実母の交際相手から本児への暴力が疑われるという内容で虐待通告を受け、本児の痣を確認したが、交際相手による暴力であることは確認できなかった。
- ・本事案発生の1年前に、実母と交際相手が本児を裸のまま墓地に立たせて叱責していたことを受け、一時保護した。その2週間後に、実母と交際相手から反省の弁があったこと、家庭訪問や面接の受入の同意も得られたこと等から家庭引き取りとなった。



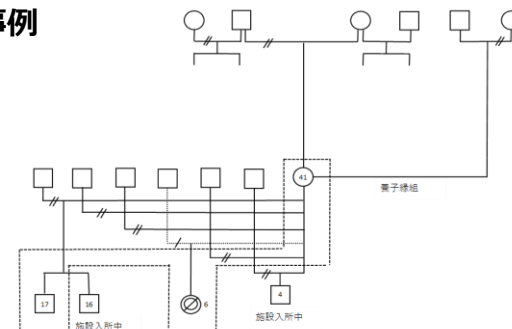
<問題点を踏まえた対応策>

- 交際相手の養育への関与状況が把握できなかったこと、通告元を秘匿する必要があることから、児童相談所は十分な調査及び評価ができず、リスクの判断が遅れた。こどもの養育に関わりのあった交際相手を含めた家族全体の生活実態の把握と家族機能の構造的なアセスメントの実施が必要。
- 関係機関による判断の固定化に疑いを持ち、本児の痣、長期休暇後の体重減少等のリスクサイン等を踏まえ、状況の変化に応じて再度リスクアセスメントの実施が必要。
- 家庭復帰にあたり、親族を含めたアセスメント及び支援のネットワーク構築をしていなかった。一時保護開始、解除時の家庭環境の十分な調査と要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議などを踏まえた総合的なアセスメント及び丁寧な調整が必要。
- 担当職員の対応件数が多く、的確な判断が困難な状況であった。重症度の高い事例以外にも丁寧にアセスメントできるような支援機関の体制強化が必要。

死亡事例②：外出を繰り返す実母に代わり妹の世話をしていた異父兄が、妹に暴行を加えて死亡させた事例

<概要>

- ・本児、異父兄、実母には、それぞれ設置主体の異なるA児童相談所（実母の居住地、本児及び異父兄の移管先）、B児童相談所（異父兄の移管元）、C児童相談所（本児の移管元）が関わっていた。
- ・別々の社会的養護措置下で生活し、一緒に暮らしたことがなかった本児及び異父兄は、同時期に措置解除・移管され実母宅で同居することになった。
- ・日程が合わず、本児及び異父兄の移管元児童相談所と移管先児童相談所の三者が揃って協議する機会は無かった。



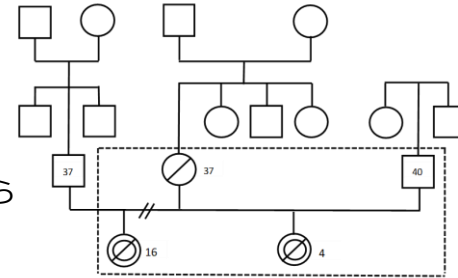
<問題点を踏まえた対応策>

- 実母の生育歴や男性への依存、衝動性の高い行動を踏まえると、環境によって容易に養育が難しくなる実母と考えられた。措置解除時は過去の経過と現在の家族構成を踏まえた総合的なアセスメント、丁寧な調整が必要。
- 各自治体の本家庭への危機感には差が生じていたが、その差異が伝わらず、リスク要因等について適切な引継ぎができていなかった。複数の自治体に関与する移管時は移管先と移管元が揃った十分な協議と丁寧な引き継ぎが必要。
- 移管先児童相談所と市虐待対応担当部署の間で、情報の認識や評価の結果に乖離が生じていた。児童相談所と市虐待対応担当部署間におけるリスク評価の共有と支援方針の統一が必要。
- 移管先児童相談所は異父兄について、主に自立に向けた就労支援の対象として認識しており、本児との関係においては実母の養育を補完する者と認識していた。高齢児であっても安心・安全な生活ができるような支援の対象とし、支援が薄くなる時点を迎える前に確実な相談先の確保や丁寧な支援方針の検討が必要。

死亡事例③：16歳の長女が実母とその再婚相手の暴行等により死亡、同日、4歳の次女と実母が無理心中により死亡した事例

<概要>

- ・長女が小学2年生のときに実父母が離婚し、長女は実父に引き取られた。
- ・長女が小学2年生のとき、実父の夜間放置により虐待通告があったが、半年後に児童相談所の関与は終了した。
- ・長女が中学1年生のとき、夜間に友人宅を遊び回ることについて実父から児童相談所へ相談があり、非行相談として受理した。同時期に長女が実母宅で実母、継父、妹と同居するようになり、実父の相談から1か月後、児童相談所は中学校へ状況確認し関与を終結した。実父とは、相談受理以降は一度もやり取りができていなかった。
- ・長女は中学1年生の3学期以降から欠席が増え、事案発生7か月前の中学3年生の三者面談の目視を最後に、担任から長女への連絡は電話からメールに変わり状況が確認しにくい状態となった。
- ・児童相談所は継父の存在を把握していなかった。



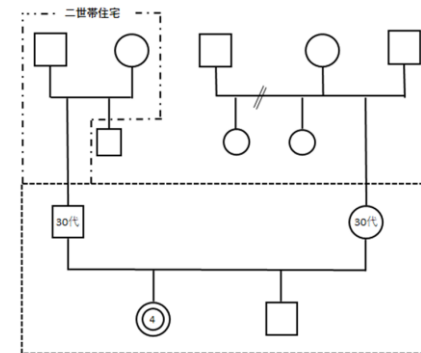
<問題点を踏まえた対応策>

- 非行相談として相談を受け付けたことにより虐待に対する危機感が薄かった。過去に虐待で関与した事例の支援を再開する場合、積極的かつ継続的な生活状況の把握を行い、状況の変化に応じたリスクアセスメントが必要である。
- 学校は長女の生活実態を把握できていなかったが、状況について学校内で共有されていなかった。個人の判断ではなく組織として情報を共有することが重要であり、学校内で共有すべき問題やその程度を明確化し、全職員で認識を統一しておくことが重要である。
- 次女の乳児家庭全戸訪問は保護者の希望が無いことから実施されず、家庭の状況を把握する機会として活かすことができていなかった。虐待予防等の観点から保護者が必要性を感じていない場合においても、ポピュレーションアプローチの機会を活用し、家庭の生活実態を把握することを重視すべきである。

重症事例：児が実父から床に叩き落され頭部外傷となった事例

<概要>

- ・偏食のある4歳の本児が提供された食事を食さず、実父と口論になり、実父が本児を床に叩きつけ頭部外傷となった。
- ・本児の搬送時、受傷機転について実母は実父に従って虚偽の説明をしていたが、受傷機転と受傷程度が合致しないことから児童相談所に虐待通告があり、児童相談所は本児と弟の一時保護を実施した。
- ・事案発生前も、本児が偏食により提供された食事を食さなかったときに、実父はしつけのために本児に対して叱責や暴力を行うことがあったが、実母は本児に対する実父の叱責や暴力を止めることができなかった。
- ・3歳児健康診査で、実母から本児の偏食や嫌いなものを食べて嘔吐したことが複数回あったと困り感のある発言があったため栄養士による相談を案内したが実際には本児の弟の離乳食に関する相談のみだった。
- ・所属機関は、食事のことで実父に叱られたことで大泣きしながら登園したことなど、実父が食事面のしつけに非常に厳しいことを把握していた。



<多くの事例に潜んでいるリスクとその背景にある要因と対応策>

- 家庭内、パートナーシップ間のパワーバランスなど、家族全体を捉えた多面的なアセスメントと支援
- 育児に対するこだわりの背景にある保護者の偏った考えやそれに伴うリスクのアセスメント
- 所属機関や母子保健担当部署による虐待やDVに繋がりが得るエピソードや表出されない援助希求への気づき

<重症事案発生後の家族への支援>

- 家庭内のパワーバランスの崩れなど本事案が起きるに至った構造を祖父母を含めた家族全体で理解した上で、家族全体で問題を認識して再発防止に取り組んでいけるよう関係者が支援していくことが必要
- 支援の過程を含めて家族を包括的にアセスメントし、家族と本児の意向も踏まえた上で家族の再統合に向けて慎重に判断することが重要

問題点を踏まえた対応策のまとめ（死亡事例）

○ 状況の変化に応じたリスクアセスメントの実施

- ・リスク判断を固定化せず、状況に応じて見直しができるよう他職種や外部専門家の複数の視点による多面的な検討を行う。
- ・現在及びこれまでの親子関係等から、最重度のリスクを想定した上で、積極的かつ継続的な生活状況の把握、状況の変化に応じたリスクアセスメントの実施、相談種別の見直し、支援方針の再検討を行う。

○ 一時保護や措置の開始・解除時の総合的なアセスメント、丁寧な調整、継続支援の実施

- ・家庭環境の十分な調査と要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議などを踏まえた総合的なアセスメントの実施。
- ・一時点における表面的なこどもや家族の状態像だけでなく、過去の経過と現在の家族構成を踏まえたリスクについて検討する。
- ・こどもにとって安心で安全な生活をするのが困難になっている場合は、措置停止の継続を検討の上、家庭復帰の仕切り直しや中止も厭わない。
- ・措置解除時はこども本人の相談先を明確にして確実に認識してもらう。

○ 家族全体の生活実態の把握と家族機能の構造的なアセスメントの実施

- ・現時点で表出している家族の状態像だけではなく、その状態に至った背景や置かれている状況を理解する。
- ・加害者の攻撃性だけを評価するのではなく、こどもを守る立場の人がこどもを守ろうとしているか否かについてもアセスメントする。
- ・転居の際は、前居住地から引継ぎや情報提供が無い場合においても、必要に応じて積極的に前居住地での状況の把握のため情報収集をする。

○ 母子保健部署の特性を活かした支援の強化

- ・乳幼児健診等の機会を活用し、生活実態を把握することを重視する。

○ 複数の自治体に関与する移管時の丁寧な引き継ぎと協議の場の設置

- ・移管先と移管元が揃った十分な協議、これまでの保護者の生育歴等の家族の背景等も含めた丁寧な引き継ぎを行う。
- ・担当間のやり取りの膠着化、一方通行とならないよう、SVや所長間での調整をするなどの工夫を行う。

○ 児童相談所と市区町村虐待対応担当部署間におけるリスク評価の共有と支援方針の統一

- ・協働機関として互いの判断を尊重し合い、危機感に乖離が生じた場合は、より危機感を強く抱いている機関の意見を基に再度アセスメントする。

○ 高年齢児への支援

- ・高年齢児であっても安心・安全な生活ができるような支援の対象として認識し、確実な相談先の確保や丁寧な支援方針を検討する。
- ・こどもと日々の接点をもつ所属機関の役割や組織内の情報共有を強化する。

○ 支援機関の体制の強化

- ・SVが指導、教育に専念できるような体制等、重症度の高い事例以外も丁寧にアセスメントできるような体制とする。
- ・家族の状況等に応じて社会資源を活用した支援体制を整えられるよう、関係機関が協働した家庭や生活状況の把握、連携体制を構築する。

○ 関係する地域資源と連携した見守り体制の構築

- ・医療機関、学校医、スクールソーシャルワーカー等の関係する地域資源と、平時から相談や情報共有ができる体制を整える。

多くの事例に潜んでいるリスクとその背景にある要因、対応策／重大事案発生後の家族への支援のまとめ（重症事例）

○ 家庭内、パートナーシップ間のパワーバランスを考慮した支援

- ・家庭内のパワーバランスも含めた多面的なアセスメントと支援を行う。

○ 虐待やDVに繋がり得るエピソードや表出されない援助希求への気づき

- ・日頃の関わりの中で把握した気づきを見逃さず、組織的な対応に繋げる。

○ 育児のこだわりを踏まえたリスクアセスメント

- ・育児のこだわりの背景にある保護者の偏った考えやそれに伴うリスクをアセスメントし、こどもの安全や安心を常に最優先に考える。

○ 重症事案発生後の家族への支援

- ・パワーバランスの崩れなど虐待に至った構造を祖父母を含めた家族全体で理解し、問題を認識して再発防止に取り組めるよう支援する。
- ・支援の過程を含めて家族を包括的にアセスメントし、こども本人と家族の意向も踏まえた上で家族の再統合に向けて慎重に判断する。

第1次から第19次報告を踏まえた こども虐待による死亡事例等を防ぐために留意すべきリスク

養育者の側面

- 妊娠の届出がなされておらず、母子健康手帳が未発行である
- 妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない
- 関係機関からの連絡を拒否している
(途中から関係が変化した場合も含む)
- 予期しない妊娠/計画していない妊娠
- 医師、助産師の立会いなく自宅等で出産
- 乳幼児健康診査や就学時の健康診断が未受診である又は
予防接種が未接種である
(途中から受診しなくなった場合も含む)
- 精神疾患や抑うつ状態(産後うつ、マタニティブルー等)
知的障害などにより自ら適切な支援を求められない
- 過去に自殺企図がある
- 養育者がDVの問題を抱えている
- こどもの発達等に関する強い不安や悩みを抱えている
- 家庭として養育能力の不足等がある若年(10代)の妊娠
- こどもを保護してほしい等、養育者が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず養育者が虐待を否定
- 訪問等をしててもこどもに会わせない
- 多胎児を含む複数人のこどもがいるなど、養育に負担がある
- 安全でない環境にこどもだけを置いている
- きょうだいなどによる不適切な養育・監護を放置している

生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から「こどもの様子が気にかかる」
等の情報提供がある
- 生活上に何らかの困難を抱えている
- 転居を繰り返している
- 社会的な支援、親族等から孤立している(させられている)
- 家族関係や家族構造、家族の健康状態に変化があった

こどもの側面

- こどもの身体、特に、顔や首、頭等に外傷が認められる
- 一定期間の体重増加不良や低栄養状態が認められる
- こどもが学校・保育所等を不明確・不自然な理由で休む
- 施設等への入退所を繰り返している
- 一時保護等の措置を解除し家庭復帰後6か月以内の死亡事案が多い
- きょうだいに対する虐待があった
- こどもが保護を求めている、または養育が適切に行われていない
ことを示す発言がある

援助過程の側面

- 保護者の交際相手や同居等の生活上の関わりが強く、こどもの養育に一定の関与がある者も含めた家族全体を捉えたリスクアセスメントが不足している
- こどもの発言等をアセスメントや支援方針に活かしていない
- 関係機関や関係部署が把握している情報を共有できず、得られた情報を統合し、虐待発生リスクを認識することができていない
- リスク評価や対応方針について組織としての判断ができていない
- 継続的に支援している事例について、定期的及び状況の変化に応じたアセスメントが適切に行われていない
- 転居時に関係機関が一堂に会した十分な引継ぎが行えていない
- 転居など、生活環境や家族関係の変化に応じた迅速なリスクアセスメントと支援方針の見直し、検討ができていない
- 関係機関間で同一の支援方針による対応ができておらず、見守り支援における具体的内容も共有されていない
- 虐待されている状態の継続が事態の悪化だと捉えられていない

※ こどもが低年齢・未就園の場合や離婚・未婚等によりひとり親の場合に該当するときには、特に注意して対応する必要がある。

5. その他の児童虐待防止対策の取組について
- (3) AIを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツール及びSNSを活用した全国一元的な相談支援体制の構築に係るシステム(親子のための相談LINE)について

（1）児童相談所におけるAIを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツール

- 「児童虐待防止対策の更なる推進について」（令和4年9月2日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）でお示ししているとおり、本ツールについては、令和3年度に設計開発にかかる仕様書・要件定義書の策定を行い、令和4年度から設計開発に着手、令和6年度中の運用開始を目指して、現在設計開発を進めております。
- 現時点において、具体の運用開始日程やシステムの運用方法等は未定ですが、設計開発状況を踏まえ、各自治体の皆様へお示しできる段階になりましたら、改めて詳細について周知いたします。

（2）SNSを活用した全国一元的な相談支援体制の構築に係るシステム（親子のための相談LINE）

- 本システムは、児童虐待防止の観点からこどもや保護者がより相談しやすくなるよう、LINEによるアカウントを開設し、SNSを用いて全国一元的に相談に対応する仕組みを構築しており、令和5年2月から運用を開始しております。
- 令和6年度の機能改修において、受付時間外でも対応可能なチャットボットを活用した簡易的な返信機能の追加や、より自治体担当者様がシステムを利用しやすくなるような各種機能追加を予定しており、改修完了後は追加機能に係る操作説明会の開催等を予定しております。

（3）要保護児童等に関する情報共有システム

- 本年2月26日に今年度の改修で新たに追加した機能の内容や操作方法を中心とした説明会を実施しました。当日の説明会資料はシステムのFAQよりダウンロードが可能ですので、適宜ご確認ください。
- また、今年度の改修で新たに追加した機能を反映したシステムインターフェース仕様はすでに各自治体様に送付しておりますが、各自治体独自システムと本システムとのデータ連携に係る改修費用については、「児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業の実施について」（令和5年12月26日付けこども家庭庁支援局長通知）の補助対象となりますので、補助金の活用についても併せてご検討ください。

5. その他の児童虐待防止対策の取組について
- (4) 困難女性支援法の施行も踏まえた「女性相談支援センター(旧称:婦人相談所)」との一時保護等の連携について

概要

- 様々な困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図ることを目的として、令和4年5月に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「困難女性支援法」という）が成立したところ。
- 虐待等の家庭環境を背景とする若年女性のうち未成年の一時保護に際しては、困難な問題を抱える女性であると同時に児童でもあり、当該女性を一時保護することは、当該女性の親権者の監護教育権との関係等を考慮する必要がある。

お願い

- 民間団体等から児童相談所へ一時保護の相談が入った際には、地域の実情に応じて市町村の女性相談窓口及び「女性相談支援員（旧称：婦人相談員）」に相談し、連携を図るようお願いします。
- 「女性相談支援センター（旧称：婦人相談所）」等から児童相談所へ一時保護の相談があった場合にも、適切に連携を図るようお願いします。
- 児童相談所においては、児童福祉法の規定に基づき、「女性自立支援施設（旧称：婦人保護施設）」や民間団体等に対し一時保護委託を行う際の具体的な手続等の連携方法について、婦人相談所等と調整しておくようお願いします。

※本取り扱いについては「困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針」

第2 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項 5. 支援の内容（4）一時保護において記載している。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/001078826.pdf>

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号:議員立法)のポイント

- **女性をめぐる課題**は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、**困難な問題を抱える女性支援の根拠法**を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする**売春防止法**から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(新法)(令和6年4月1日施行)

■ 目的・基本理念

= 「**女性の福祉**」「**人権の尊重や擁護**」「**男女平等**」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

■ 国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■ **教育・啓発**

■ **調査研究の推進**

■ **人材の確保**

■ **民間団体援助**

■ 国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■ 都道府県基本計画等

⇒ 施策の実施内容

■ 支援調整会議(自治体)

⇒ 関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター
(旧名: 婦人相談所)

女性相談支援員
(旧名: 婦人相談員)

女性自立支援施設
(旧名: 婦人保護施設)

民間団体との「協働」による支援

■ **支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援**
⇒ **官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援**



■ **国・自治体による支弁・負担・補助**

民間団体に対する補助規定創設

売春防止法

第1章 総則
(主な規定)
第1条 目的
第2条 定義
第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分
(主な罰則)
第5条 勧誘等
第6条 周旋等
第11条 場所の提供
第12条 売春をさせる業

第3章 補導処分
(主な規定)
第17条 補導処分
第18条 補導処分の期間
第22条 収容

廃止

第4章 保護更生
(主な規定)
第34条 婦人相談所
第35条 婦人相談員
第36条 婦人保護施設
第38条 都道府県及び市の支弁
第40条 国の負担及び補助

存続

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律案の概要

目的・定義【第1条・第2条】 売春を行うおそれのある女子の保護更生を行う売春防止法からの脱却

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い
➔ 困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進
⇒ 人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与

*「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）をいう

基本理念【第3条】

- ①困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題・その背景、心身の状況等に
応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、発見、相談、心身の健康
の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること
- ②支援が、関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること
- ③人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること

○国・地方公共団体の責務【第4条】 困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務

○関連施策の活用【第5条】 福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用

○緊密な連携【第6条】 ①関係地方公共団体相互間の緊密な連携、②支援を行う機関と福祉事務所、児童相談所、
児童福祉施設、保健所、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援
センター、配偶者暴力相談支援センターその他の関係機関との緊密な連携

基本方針・都道府県基本計画等【第7条・第8条】 厚生労働大臣は基本方針を策定、都道府県は都道府県基本計
画を策定、市町村は市町村基本計画の策定に努める

○女性相談支援センター【第9条】（←現行の「婦人相談所」を名称変更）

⇒①対象女性の立場に立った相談、②一時保護※、③医学的・心理学的な援助、④自立して生活するための関連制
度に関する情報提供等、⑤居住して保護を受けることができる施設の利用に関する情報提供等を行う

*支援対象者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その意向を踏まえ、最適に支援
（※同伴児童の学習も支援。一時保護受託者の守秘義務・罰則も規定。）

○女性相談支援員【第11条】（←現行の「婦人相談員」を名称変更）

⇒困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う
*必要な能力・専門的な知識経験を有する人材（婦人相談員を委嘱されていた者等）の登用に特に配慮

○女性自立支援施設【第12条】（←現行の「婦人保護施設」を名称変更）

⇒困難な問題を抱える女性の意向を踏まえながら、入所・保護、医学的・心理学的な援助、自立の促進のための生
活支援を行い、あわせて退所した者についての相談等を行う（同伴児童の学習・生活も支援）

○民間団体との協働による支援【第13条】（都道府県、市町村）

⇒民間団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、支援対象者の意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、
インターネットの活用、関係機関への同行等の方法により、発見、相談等の支援

支援調整会議【第15条】 地方公共団体は、単独で又は共同して、支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、
民間団体その他の関係者により構成される会議を組織するよう努め、会議は、必要な情報交換・支援内容に関
する協議を行う（※構成員の守秘義務・罰則も規定）

○教育・啓発【第16条】 ①支援に関し国民の関心と理解を深める、②自己がかけがえのない個人であることに
ついての意識の涵養を含め、女性が支援を適切に受けられるようにする

○調査研究の推進【第17条】 効果的な支援の方法、心身の健康の回復を図るための方法等

○人材の確保・養成・資質の向上【第18条】 支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施等

○民間団体に対する援助【第19条】

費用の支弁等【第20～22条】 都道府県・市町村の支弁・補助／国の負担・補助（※民間団体に対する補助も明記）

施行期日等【附則】

1 施行期日 令和6年4月1日

2 検討 ①支援を受ける者の権利擁護・支援の質の公正かつ適切な評価の仕組みについて検討（公布後3年を目途）
②法律全体の見直し（施行後3年を目途）

3 関係法律の整備 売春防止法第3章（補導処分）・第4章（保護更生）の削除、婦人補導院の廃止等

5. その他の児童虐待防止対策の取組について
(5) 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児
等の状況確認調査について

令和4年度 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認調査結果【詳細版】

調査の経緯

<児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）（抜粋）>

- 乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど、関係機関が確認できていない子どもを市町村において把握し、目視等により状況確認を進める取組について、毎年度、定期的に行う。

<児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抜粋）>

- 衆議院 厚生労働委員会（令和元年5月24日）
 - 二 虐待リスクの高い子どもを早期に発見し、支援につなげられるよう、乳幼児健診及び就学時健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに関する安全確認を定期的に実施すること。
- 参議院 厚生労働委員会（令和元年6月18日）
 - 三 虐待リスクの高い子どもを早期に発見し、支援につなげられるよう、乳幼児健診及び就学時健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに関する安全確認を実施すること。

調査対象等

<確認対象児童>

令和4年6月1日時点において、全国の1,741市区町村（1,718市町村及び23特別区）に住民票があり、以下のいずれかに該当する小学校修了前の児童。

- ① 乳幼児健康診査（自治体が独自に実施しているものを含む。）等の乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けておらず、自治体職員のみによる確認ができず、関係機関においても目視による確認ができない児童（健診未受診等）
- ② 未就園で、福祉サービス等を利用しておらず、関係機関においても目視による確認ができない児童（未就園）
- ③ 学校へ通園・通学しておらず、関係機関においても目視による確認ができない児童（不就学等）
- ④ その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握しているが、関係機関においても目視による確認ができない児童※①～③の児童を除く（その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握）

<集計>

上記の確認対象児童について、令和5年8月17日時点における確認の状況を集計。

結果の概要

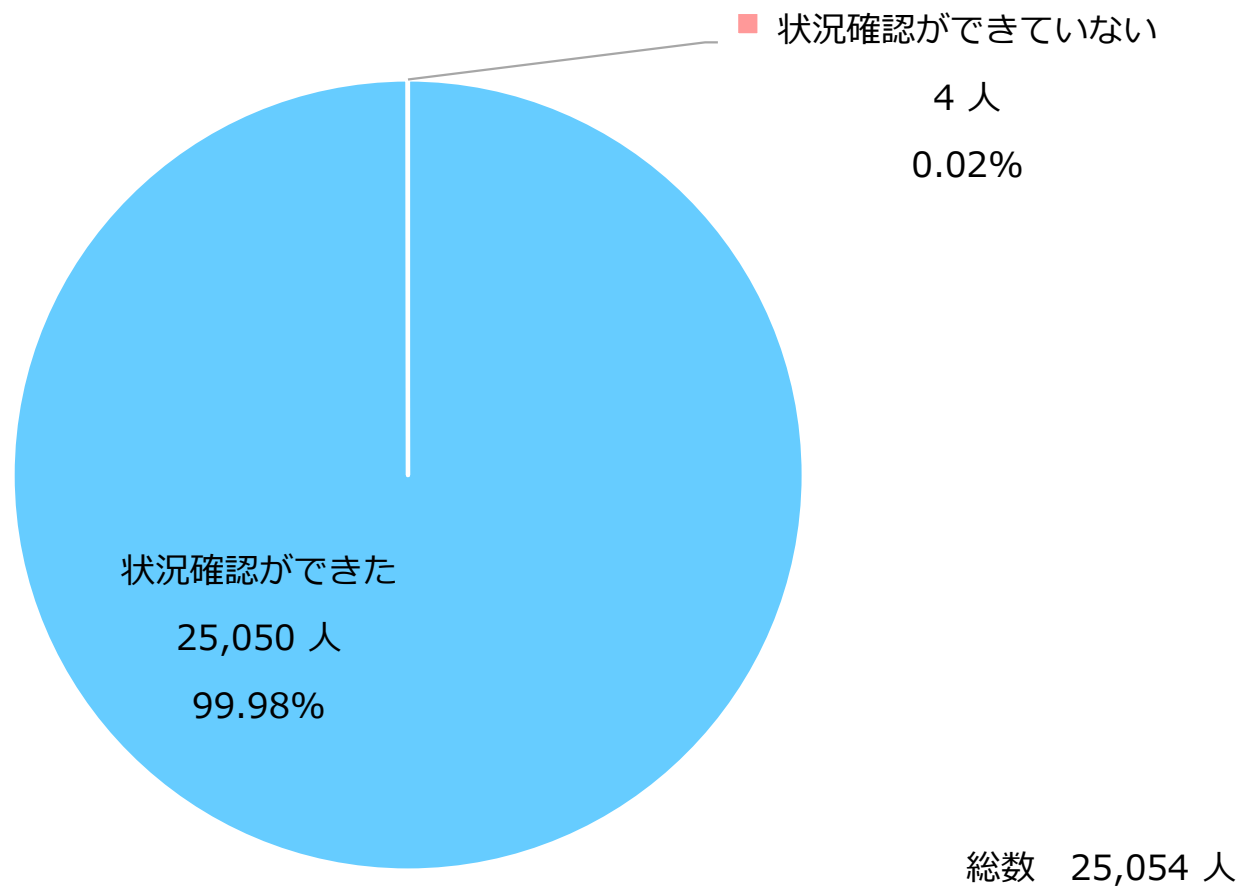
- 令和4年6月1日時点の確認対象児童25,054人のうち、状況確認ができた児童は25,050人（99.98%）、状況確認ができていない児童は4人（0.02%）。
- 状況確認ができた児童25,050人のうち、「虐待又は虐待の疑いに関する情報あり」とされた児童は206人（0.8%）で全て市区町村や児童相談所の支援を実施。
- 状況確認ができていない児童4人については、全て調査を継続中。

【参考】令和3年度 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認調査結果（調査期間：令和3年6月1日～令和4年8月22日）

・確認対象児童29,166人のうち、状況確認ができた児童は29,156人（99.97%）状況確認ができていない児童は10人（0.03%）。（令和4年8月22日時点）

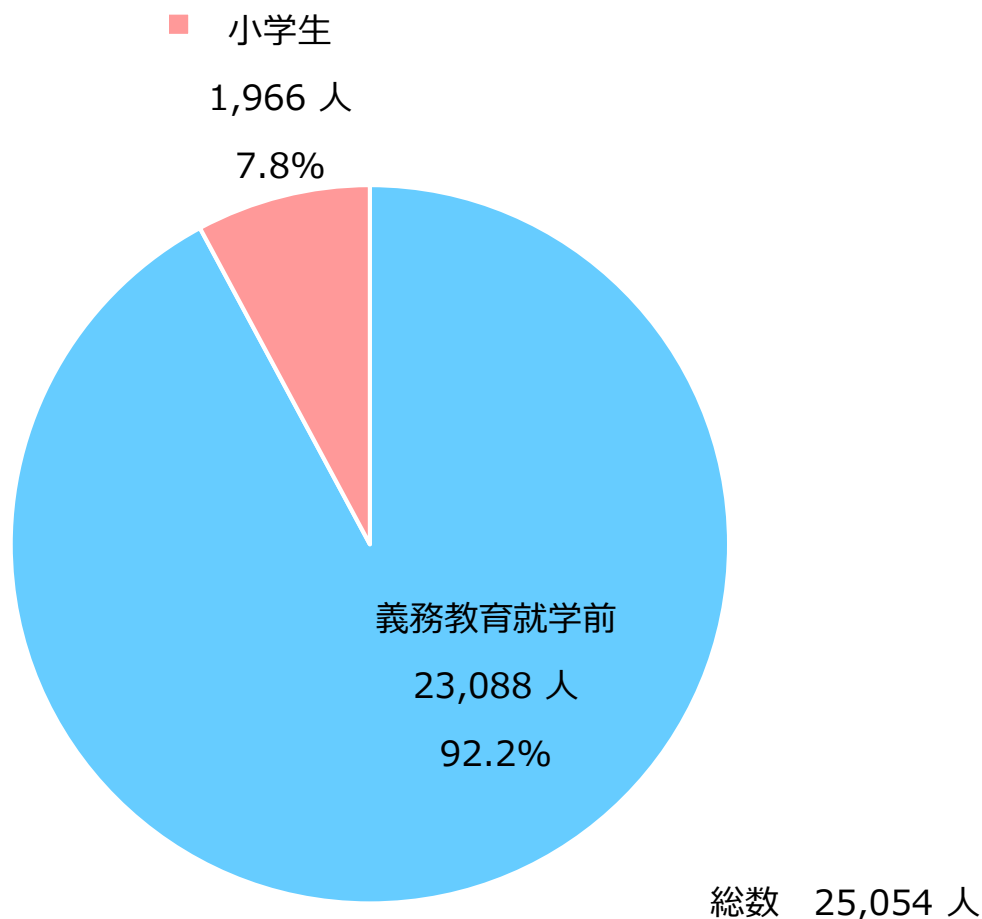
全確認対象児童（25,054人）の確認状況

○令和4年6月1日時点で市区町村が状況確認が必要と判断した確認対象児童は全国で25,054人。
このうち、令和5年8月17日までの間に状況確認ができた児童は25,050人（99.98%）、状況確認ができていない児童は4人（0.02%）。



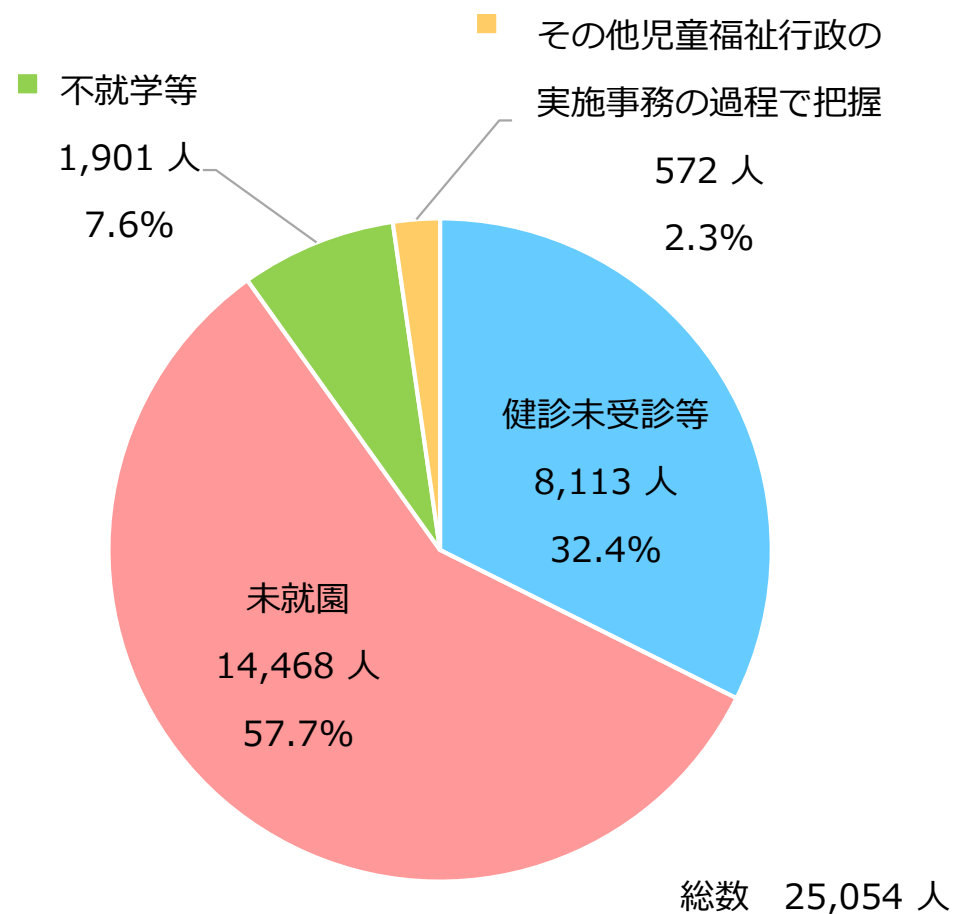
全確認対象児童（25,054人）の確認状況

○「義務教育就学前」が23,088人（92.2%）、
「小学生」が1,966人（7.8%）



確認対象児童として判断した主な事由

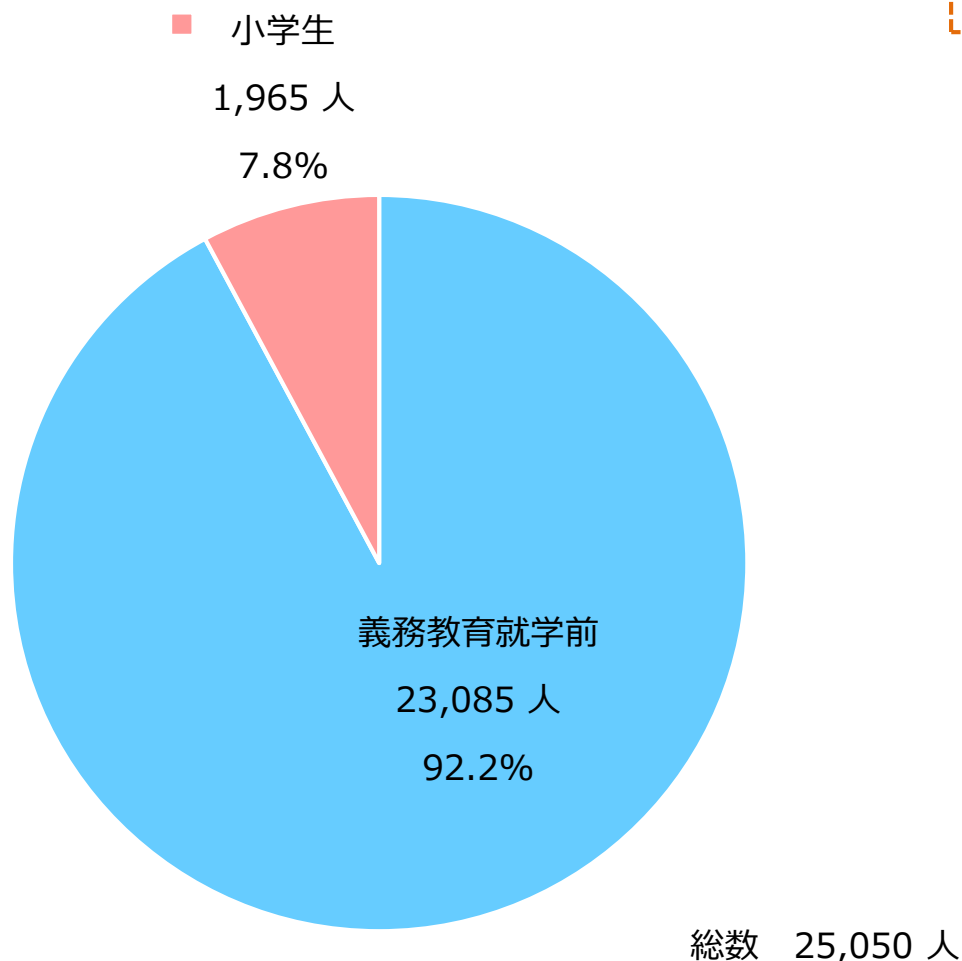
○「未就園」を理由とするものが14,468人（57.7%）で最多。次いで「健診未受診等」が8,113人（32.4%）、
「不就学等」が1,901人（7.6%）、
「その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握」が572人（2.3%）。



状況確認ができた児童（25,050人）について

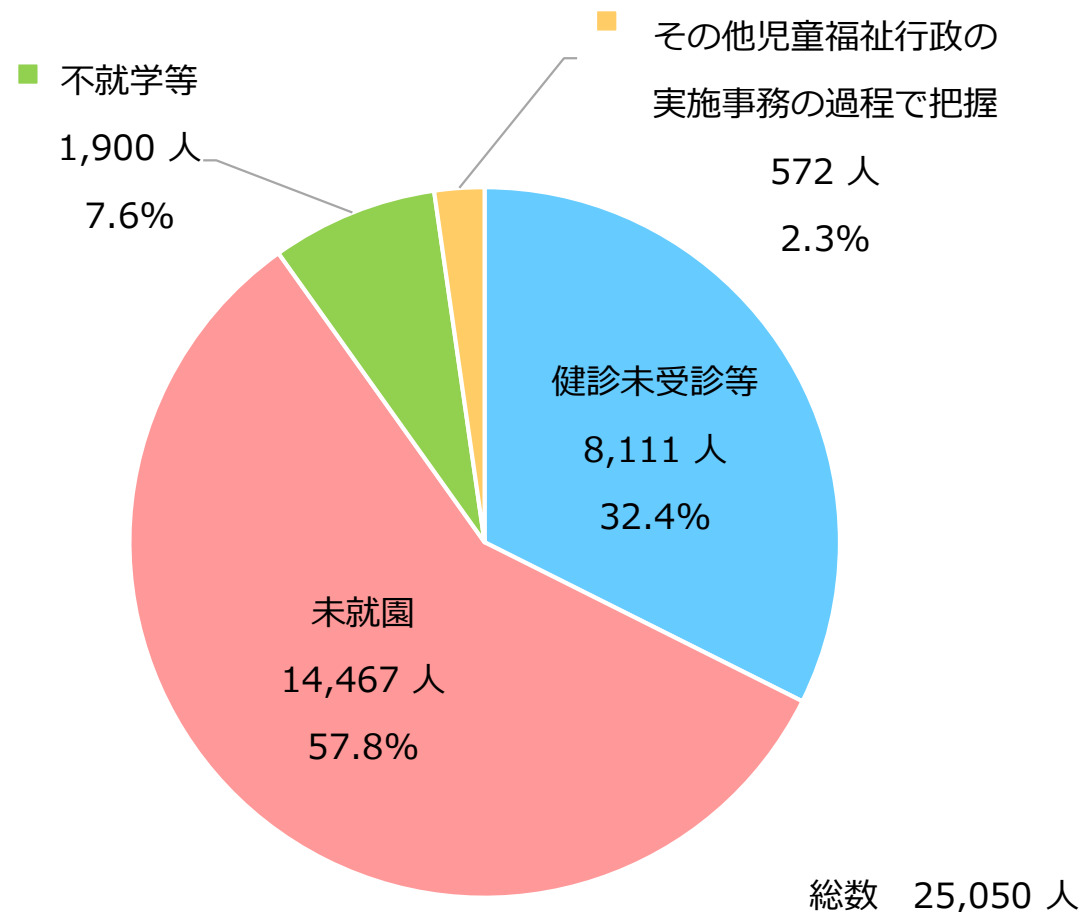
状況確認ができた児童の学年別の状況

○「義務教育就学前」が23,085人（92.2%）、
「小学生」が1,965人（7.8%）



状況確認ができた児童の確認対象児童として判断した主な事由

○「未就園」を理由とするものが14,467人（57.8%）で最多。次いで「健診未受診等」が8,111人（32.4%）、
「不就学等」が1,900人（7.6%）、
「その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握」が572人（2.3%）。



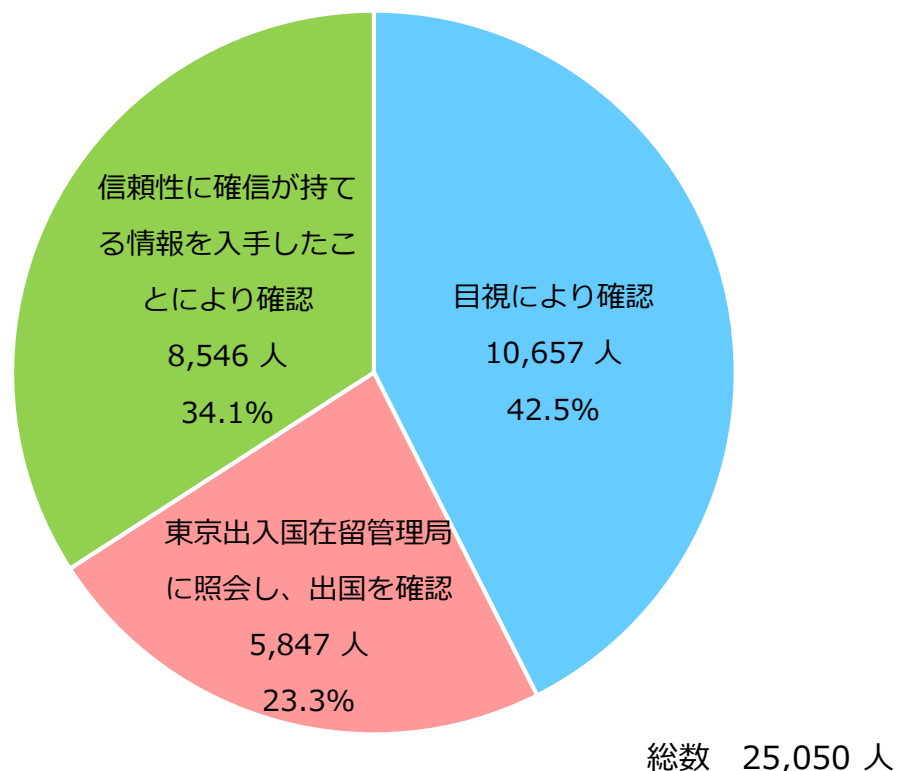
※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

状況確認ができた児童（25,050人）について

状況確認ができた児童の確認方法

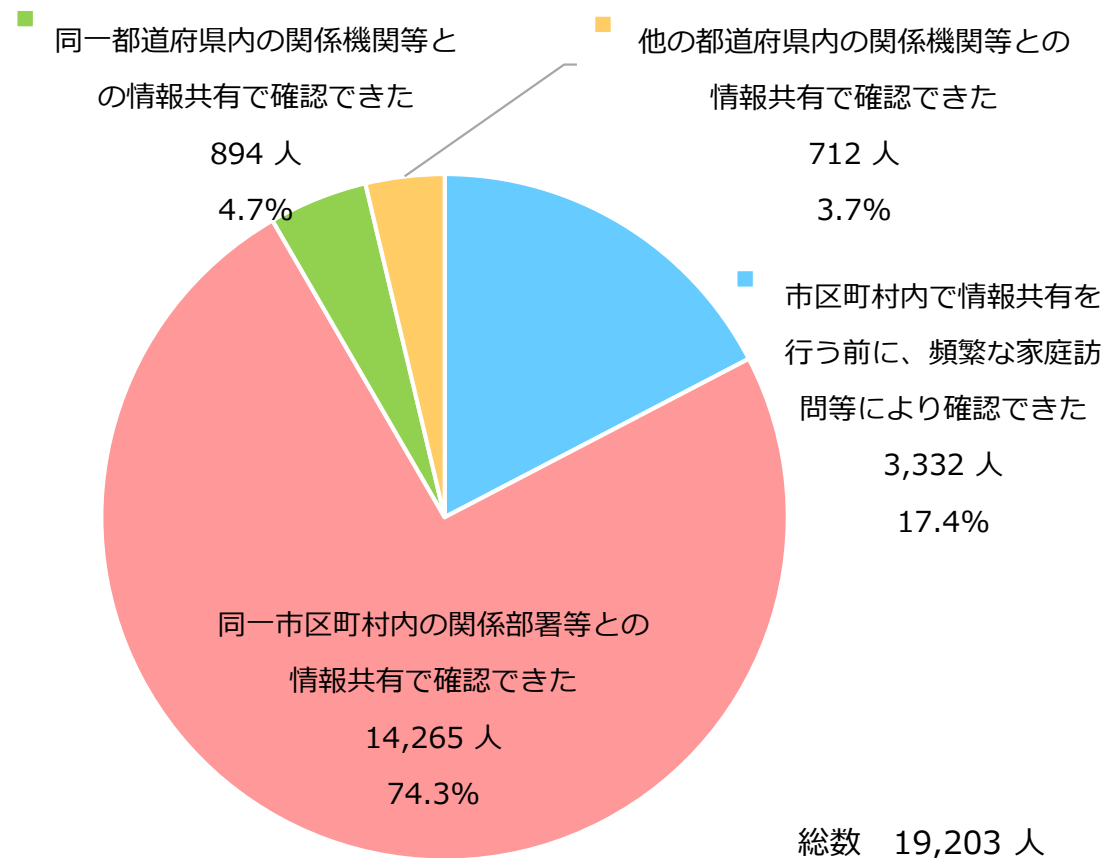
○状況確認ができた児童の確認方法は、「目視により確認」が10,657人（42.5%）で最多。次いで「信頼性に確信が持てる情報を入手したことにより確認※」が8,546人（34.1%）、「東京出入国在留管理局に照会し、出国を確認」が5,847人（23.3%）。

※例えば、「医療機関を受診していることが判明し、医療機関を通して状況が確認できた場合」、「海外の学校等に在籍していることが在籍証明等により確認できた場合」等。



状況確認ができた児童の確認方法の詳細（東京出入国在留管理局への照会を除く）

○左記の確認方法の詳細（東京出入国在留管理局への照会を除く）は、「同一市区町村内の関係部署等との情報共有で確認できた」が14,265人（74.3%）で最多。次いで「市区町村内で情報共有を行う前に、頻繁な家庭訪問等により確認できた」が3,332人（17.4%）、「同一都道府県内の関係機関等との情報共有で確認できた」が894人（4.7%）、「他の都道府県内の関係機関等との情報共有で確認できた」が712人（3.7%）。



※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

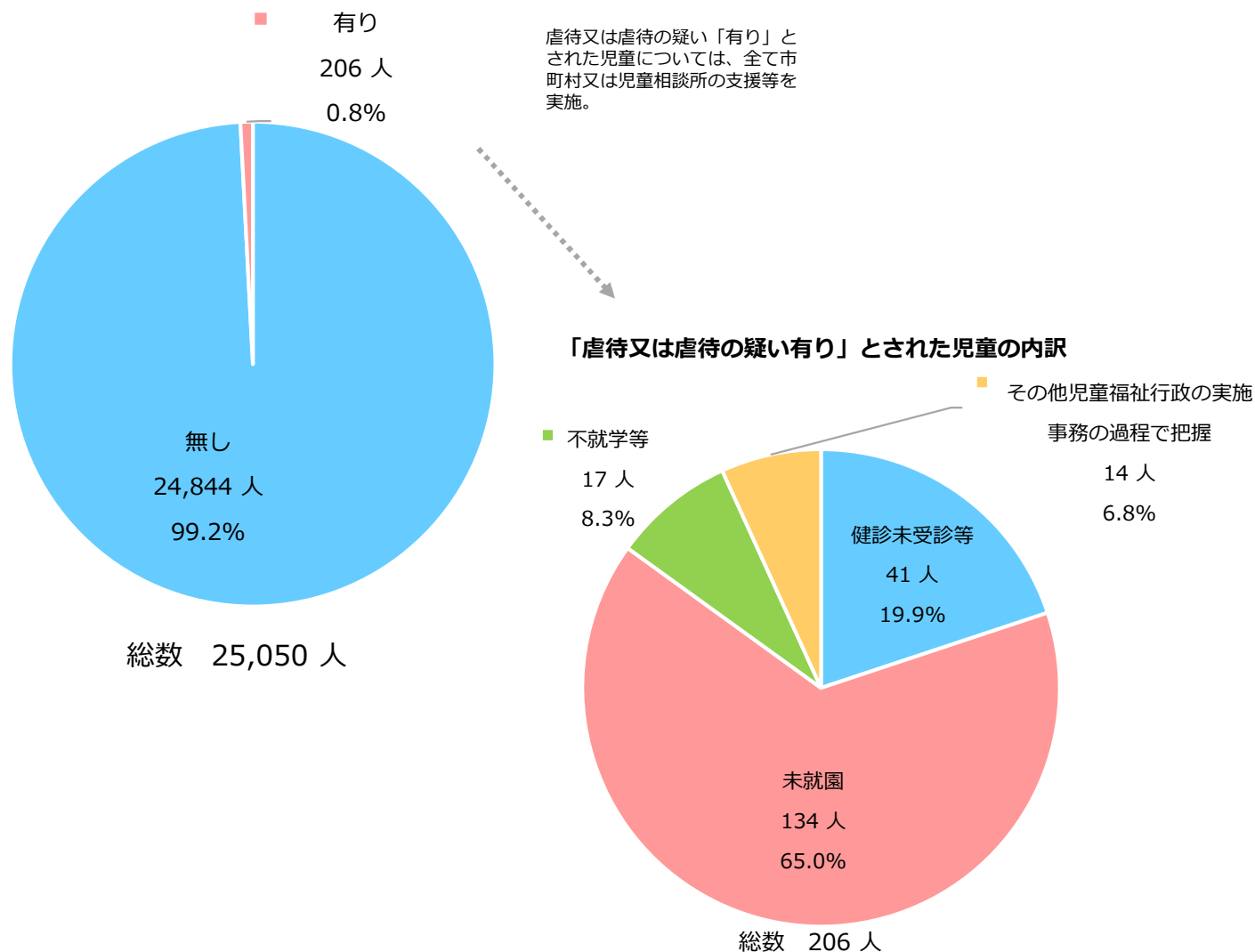
状況確認ができた児童（25,050人）について

状況確認ができた児童の虐待又は虐待の疑いの有無

○状況確認ができた児童のうち、虐待又は虐待の疑いの有無について「有り※」との回答は206人（0.8%）。

※例えば、「ネグレクトの疑い」「身体的虐待」「面前DVによる心理的虐待」等。

○虐待又は虐待の疑いの有無について「有り」と回答のあった206人は、今回の状況確認の結果を踏まえ、全て市区町村又は児童相談所の支援等が行われている。



虐待又は虐待の疑いの有無「有り」の家庭及び児童への支援や措置等の状況

○市区町村による支援・活用した事業

助言指導	47
継続指導	92
児童相談所送致	8
就学・就園支援	19
要保護児童対策地域協議会におけるケース管理	100
子育て短期支援事業	8
養育支援訪問事業	1
乳児家庭全戸訪問事業	6
ファミリーサポートセンター事業	1
一時預かり事業	0
地域子育て支援拠点事業	1
市区町村子ども家庭総合支援拠点事業	8
子育て世代包括支援センター事業	4
産後ケア事業	0
産前・産後サポート事業	0
その他	21

○児童相談所による支援・措置

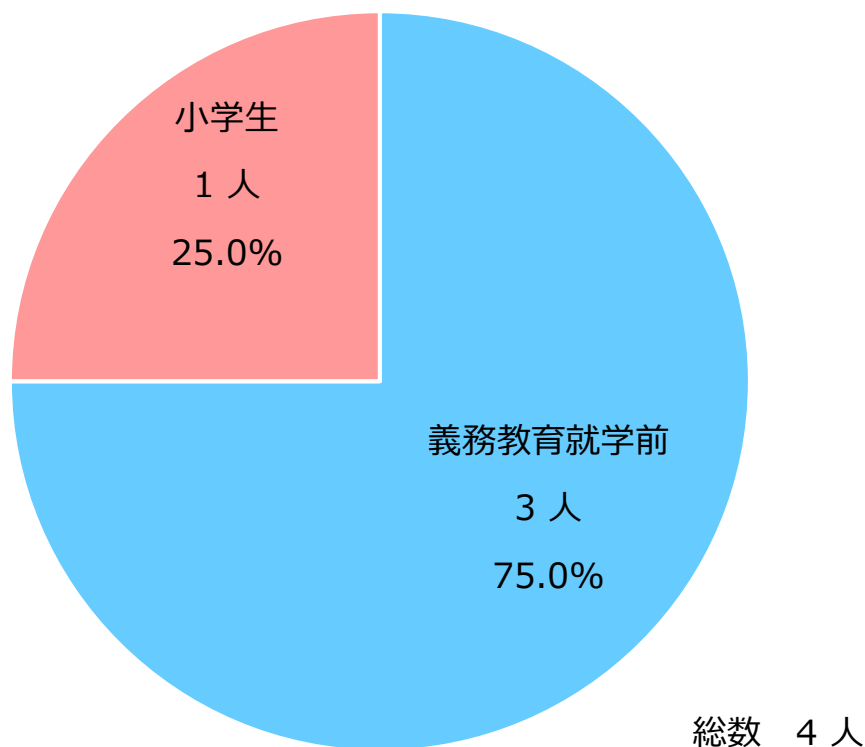
助言指導（措置によらない指導）	21
継続指導（措置によらない指導）	29
児童福祉司等指導（措置による指導）	11
施設入所措置	17
里親等委託	1
一時保護（委託含む）	11
その他	15

※複数回答のため、児童数の重複あり

状況確認ができていない児童（4人）について

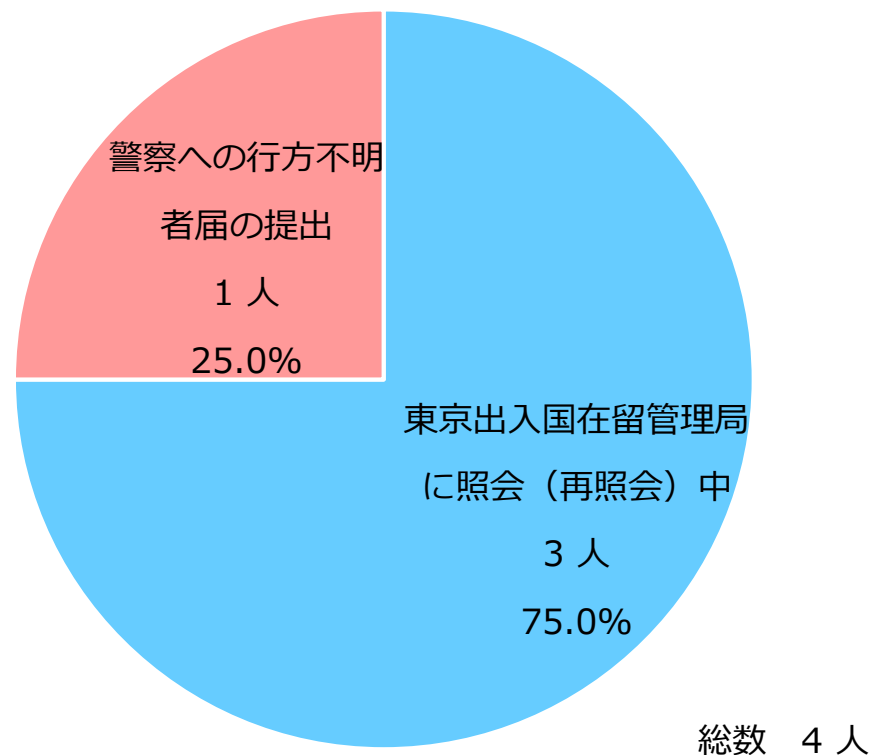
状況確認ができていない児童の学年別の状況

○「義務教育就学前」が3人（75.0%）、「小学生」が1人（25.0%）。



状況確認ができていない児童の調査状況

○令和5年8月17日時点で状況確認ができていない児童4人は、全て東京出入国在留管理局への照会や警察への行方不明者届の提出により、調査を継続して行っている。



令和5年度調査について

○ 令和5年6月1日時点において、乳幼児健診未受診者や未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど関係機関が確認できていない児童について、令和6年2月28日までの確認の状況を調査する。

都道府県別の状況

参考資料

	令和4年6月1日時点の確認 対象児童数	令和4年6月1日から 令和5年8月17日までに 状況確認ができた児童数	令和5年8月17日までに 状況確認ができていない 児童数		令和4年6月1日時点の確認 対象児童数	令和4年6月1日から 令和5年8月17日までに 状況確認ができた児童数	令和5年8月17日までに 状況確認ができていない 児童数
北海道	760	760	0	滋賀県	270	270	0
青森県	25	25	0	京都府	367	367	0
岩手県	26	26	0	大阪府	2,222	2,222	0
宮城県	644	644	0	兵庫県	1,930	1,930	0
秋田県	480	480	0	奈良県	104	103	1
山形県	46	46	0	和歌山県	9	9	0
福島県	59	59	0	鳥取県	92	92	0
茨城県	331	331	0	島根県	9	9	0
栃木県	83	83	0	岡山県	182	182	0
群馬県	683	683	0	広島県	511	511	0
埼玉県	1,083	1,083	0	山口県	42	42	0
千葉県	1,259	1,259	0	徳島県	697	697	0
東京都	5,591	5,591	0	香川県	98	98	0
神奈川県	2,822	2,821	1	愛媛県	63	63	0
新潟県	63	63	0	高知県	8	8	0
富山県	112	112	0	福岡県	806	806	0
石川県	18	18	0	佐賀県	17	17	0
福井県	46	46	0	長崎県	124	124	0
山梨県	50	50	0	熊本県	358	358	0
長野県	138	138	0	大分県	83	83	0
岐阜県	236	236	0	宮崎県	609	609	0
静岡県	424	424	0	鹿児島県	277	277	0
愛知県	802	801	1	沖縄県	315	314	1
三重県	80	80	0	合 計	25,054	25,050	4

こ 支 虐 第 140 号
令 和 5 年 9 月 7 日

各

都	道	府	県
市	町		村
特	別		区

 児童福祉主管部（局）長 殿

こども家庭庁支援局虐待防止対策課長
(公 印 省 略)

乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について（依頼）

平素より、児童虐待防止対策の推進にご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

昨年度、乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認については、「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について（依頼）」（令和4年9月9日付け子家発 0909 第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）に基づき、関係部署や関係機関との情報共有等の取組により徹底し、確認対象児童の所在及び安全の確認に努めていただきました。

乳幼児健診未受診、未就園、不就学等のこどもについては、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、毎年度、定期的に安全確認を行うこととされていることに加え、これらこどもは特に支援を必要としている場合もあることから、本年度も昨年度と同様に、各市区町村においては、要保護児童対策地域協議会の場を活用するとともに、児童相談所や教育委員会、警察等の関係機関と連携し、早急にこどもの状況確認を行うようお願いいたします。

併せて、都道府県におかれましては、管内の市区町村（指定都市及び中核市を除く。）が実施した状況確認の結果に係る調査票のとりまとめ等につきまして、御協力をお願いします。

本調査の実施に当たっては、内閣府男女共同参画局、警察庁生活安全局、総務省自治行政局、出入国在留管理庁及び文部科学省初等中等教育局と協議済みであることを申し添えます。

なお、本通知による調査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づき依頼するものです。

記

1 趣旨・目的

本調査は、令和5年6月1日時点で、当該市区町村には住民票はあるが、乳幼児健診等の未受診や、未就園、不就学等で、福祉サービス等を利用していないなど関係機関が状況を確認できていないこども（以下の①～④のいずれかに該当する小学校修了前の児童（0歳から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をい

う。)。以下「確認対象児童」という。)の情報を市区町村において把握し、こどもを目視すること等により、福祉や教育等、家族以外との接触のないこどもの安全確認・安全確保等を図ることを目的とするものです。

- ① 乳幼児健康診査(自治体が独自に実施しているものを含む。)、予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業などの乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けておらず(乳幼児健康診査については、診査結果が要精密検査となっているにもかかわらず、精密検査を受診しない者を含む。)、電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにもかかわらず、自治体職員の目視による確認ができず、関係機関においても目視による確認ができない児童
 - ② 未就園(保育所、幼稚園、認定こども園等へ入所・入園をしていない)で、地域子育て支援拠点や一時預かり等の福祉サービス等を利用しておらず、関係機関においても目視による確認ができない児童
 - ③ 市区町村教育委員会等が、学校への就園・就学に係る事務^{※1}の過程で把握した児童で通園・通学していないもの^{※2}のうち、市区町村教育委員会が各学校や学校設置者と連携して家庭への電話、文書、家庭訪問等による連絡を試みてもなお自治体職員の目視による確認ができず、関係機関においても目視による確認ができない児童
- ※1 就学時健診、学齢簿の編製、就学説明会等の就園・就学前後の諸手続、幼児教育・保育の無償化に係る諸手続、学校において行う事務を含む。
- ※2
- ・ 就学義務の免除又は猶予を受けている児童
 - ・ 1年以上居所不明のため、学齢簿を別に編製されている簿冊に記載(記録)されている児童
 - ・ 病気や経済的理由、不登校、家庭の事情等により長期欠席している児童 等
- ④ 市区町村の児童家庭相談、保育の実施事務、子ども・子育て支援新制度における施設型給付・施設等利用給付・地域型保育給付や児童手当、児童扶養手当等の児童を対象とした手当(自治体が独自に実施している手当を含む。)の支給事務、その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握されている家庭の児童で、家庭への電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにも関わらず、自治体職員の目視による確認ができず、それらの行政事務の実施上、必要な各種届出や手続を行っていない家庭に属し、関係機関においても目視による確認ができない児童(①から③までに該当する児童を除く。)

2 状況確認の実施

以下により、確認対象児童を洗い出し、状況確認を実施してください。

(1) 確認対象児童の洗い出し

令和5年6月1日時点において当該市区町村に住民登録をしている確認対象児童について、当該市区町村の児童福祉部門・母子保健部門等の関係部署のほか、市区町村教育委員会等関係機関と連携して情報を収集し、確認対象児童数及び各児童に関する情報について把握を行う。

(2) 確認対象児童の状況確認の実施

上記（1）の確認対象児童について、

- ・ 速やかに以下のアの方法により状況確認を行う
- ・ アの方法による状況確認ができなかった場合には、イ又はウの方法により状況確認を行う

こととし、ウによっても判断に資する十分な情報が得られない場合には、引き続きア又はイによる確認ができるよう情報収集等の調査を継続し、確認対象児童の所在がつかめない場合には警察に適切に行方不明者届を提出すること。

確認対象児童の状況確認については、確認対象児童の存在が判明した時点から随時速やかに状況確認を行うこと。なお、確認対象児童の住所地市区町村の職員、要保護児童対策地域協議会の構成員となっている機関・関係者のほか、住所地市区町村が目視による状況確認を依頼した機関や関係者（他の市区町村の機関等を含む。）が、目視により、確認対象児童に係る状況確認を実施する場合は、児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金における未就園児等全戸訪問・アウトリーチ支援事業や支援対象児童等見守り強化事業が活用できることから、積極的な活用を検討すること。

状況確認の結果については、児童相談所も構成員となっている要保護児童対策地域協議会において速やかに関係機関と情報共有を行うこと。また、状況確認の結果、養育に関して支援が必要な家庭については、児童相談所における指導・助言・保護のほか、市区町村で継続的に未就園児等全戸訪問・アウトリーチ支援事業や養育支援訪問事業等を活用するなど、養育に関する相談、助言指導等の支援を行うこと。特に、支援を必要とする若年妊産婦については、母子保健分野とも連携しながら、出産後の親子に対する養育支援を行うこと。さらに、保護者に対しては、今後状況確認ができなくなることがないように転出・転入の際の届出や相談窓口等についての必要な助言・情報共有等を行う。

ア 住所地市区町村の職員、要保護児童対策地域協議会の構成員となっている機関・関係者のほか、住所地市区町村が目視による確認を依頼した機関や関係者（他の市区町村の機関等を含む。）が、当該児童を目視^{※3}により確認

※3 状況確認に当たっては、必要に応じて、ICT機器を活用した確認方法等とすることができる

イ 東京出入国在留管理局への照会により得た当該児童に係る出入（帰）国記録から、当該児童の出国の事実を確認（出国後、入（帰）国記録がないことの確認を含む。）

ウ ア及びイのほか、住所地市区町村が実施した調査等により、当該児童の所在等について得られた情報の信頼性に確信が持てるとして、住所地市区町村が判断したことによる所在等の確認

- ① 海外の学校等に在籍していることが在籍証明書等により確認できた場合
- ② 他の市区町村の医療機関を受診していることが判明し、当該医療機関を通して状況確認できた場合
- ③ 保護者が配偶者からの暴力等により避難しており、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターを通して確実に児童の状況が確認できた場合
- ④ 児童が自室に引きこもっているが、市区町村の職員等のドア越しの呼びかけには応答し、家族も状況改善に向けて市区町村に相談するなど協力的な姿勢が見受けられる場合 等

3 調査の報告

上記2により状況確認を行った確認対象児童数、各児童の状況等について、別添1及び2の回答上の留意事項を精読の上、2種類の調査票（調査票1及び調査票2）により、報告をお願いします。

【調査票1】

以下の調査項目について、確認対象児童全員の個別の状況を回答してください。

○ 必須回答の調査項目

住所地都道府県名、住所地市区町村名、年齢（令和5年6月1日現在）、学年、性別、確認対象児童として判断した主な理由

○ 令和5年6月1日から令和5年11月30日まで及び令和6年2月28日までの間に状況確認ができた児童について回答する調査項目

居所都道府県名、居所市区町村名、状況確認ができた年月日、状況確認ができた方法、状況確認ができた後に行った支援内容 等

○ 令和5年11月30日及び令和6年2月28日時点で状況確認ができない児童について回答する調査項目

要保護児童対策地域協議会へのケース登録状況、児童相談所との情報共有・連携に係る依頼状況、警察との情報共有・連携状況、東京出入国在留管理局への出入（帰）国記録の照会の有無、海外出国・居住の可能性に関する情報の有無、DVで他市区町村に避難している可能性に関する情報の有無 等

【調査票2】

市区町村ごとに、以下の①から⑤に掲げる確認対象児童数を回答してください。

① 確認対象児童の数

② 確認対象児童のうち、令和5年6月1日から令和5年11月30日までの間に状況確認ができた児童の数

③ 確認対象児童のうち、令和5年12月1日から令和6年2月28日までの間に状況確認ができた児童の数

④ 令和4年度に実施した状況確認調査で状況確認ができない児童の数及び確認期間ごとの内数

⑤ 令和元年度から令和3年度に実施した状況確認調査及び平成30年度に実施した緊急把握調査（再々フォローアップ）で状況確認ができない児童に該当する児童の数及び確認期間ごとの内数

※ 市区町村内に対象児童が存在しない場合も、調査表2を入力の上、提出をお願いします（都道府県名、市区町村名を入力し、確認対象児童数を「0」とする）。

4 提出期限等

(1) こども家庭庁への提出期限（期限厳守）

○ 一次報告

令和5年12月15日（金）（令和5年11月30日時点での状況確認結果）

○ 二次（最終）報告

令和6年3月15日（金）（令和6年2月28日時点での状況確認結果）

※ 令和6年2月28日時点で、なお状況確認ができていない児童がいる場合は、引き続き状況確認の調査をお願いします。

(2) 提出方法

○ 令和5年6月1日時点における確認対象児童について、当該児童に関する情報及び状況確認の状況を取りまとめの上、調査票を提出してください。

○ 提出期限前に全ての確認対象児童について状況確認できた場合には、提出期限を待たずに調査票を更新の上、速やかに提出してください。

○ 都道府県においては、管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）の各調査票を取りまとめの上、提出先メールアドレス宛てに送付をお願いします。

○ 提出する際のファイル名は、「【〇〇県（市）】調査票」としてください。

○ 指定都市及び中核市においては、都道府県を経由せず、提出先メールアドレス宛に直接送付をお願いします。

○ 送付の際のメールの件名は、「【〇〇県（市）】調査票」としてください。

（提出先メールアドレス） gyakutaiboushi.jichitaishien@cfa.go.jp

5 調査結果の公表

調査結果については、令和6年度 全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議において公表する予定です。

【担当者】

こども家庭庁支援局虐待防止対策課
自治体支援係

TEL 03-6771-8030（代表）

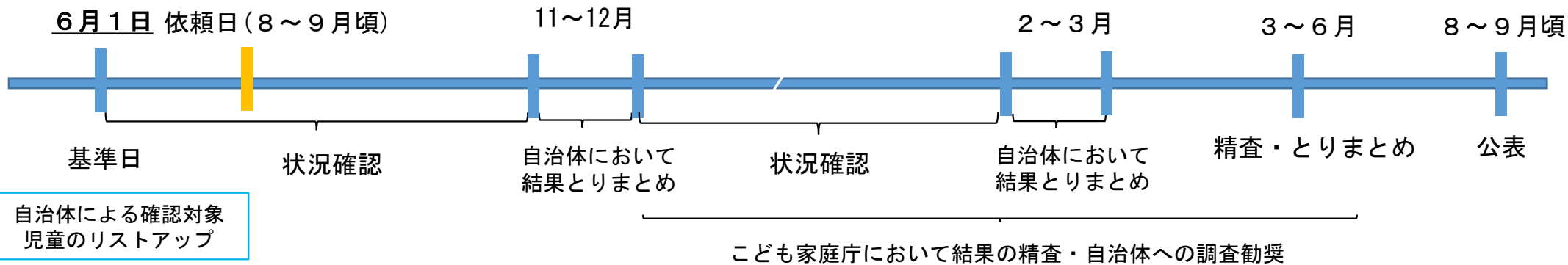
03-6859-0103（直通）

mail gyakutaiboushi.jichitaishien@cfa.go.jp

【令和6年度】乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認調査 スケジュール (予定)

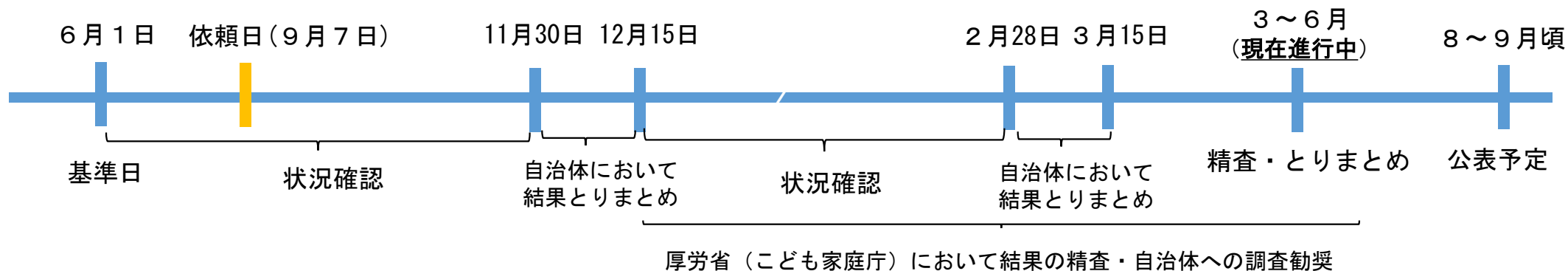
令和6年度調査 (予定)

変更無し (昨年度比)



(注意) 締切等については、前後する可能性があります。

令和5年度調査 (参考)



5. その他の児童虐待防止対策の取組について
(6) オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンの取組について

オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン

こどもまんなか
こども家庭庁

あなたしか 気づいてないかも そのサイン (期間中の標語)

こども家庭庁では、毎年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、児童虐待防止のための広報・啓発活動に集中的に取り組めます。なお、この取組は、11月の「秋のこどもまんなか月間」の取組の一つとして実施します。

※平成16年度から令和4年度までは厚生労働省において「児童虐待防止推進月間」として実施。



特設WEBサイトの公開

こどもや子育て世代にも分かりやすい構成で制作します。



※細部は変更の可能性があります



こどもの虐待防止推進全国フォーラムwithおかやま と 第16回オレンジリボンフォーラム (岡山市オレンジリボンキャンペーン実行委員会) の合同開催

児童虐待問題や体罰等によらない子育てを学ぶ機会に。さらに、こどもや子育て世代が参加できるような場に。

開催日 令和5年11月23日(木/祝日)
時間 14時00分～17時30分
開催場所 [岡山芸術創造劇場 ハレノワ](#)
(〒700-0822 岡山県岡山市北区表町3-11-50)

オンラインでのリアルタイム配信も予定。



タイアップコンテンツ

東京スカイツリー®、J R岡山駅、岡山市内のデジタルサイネージなどをオレンジ色に彩ります。

ほかにも、各種業界とのタイアップ企画を実施します。



©TOKYO-SKYTREE

ひかりの実



©GACHAMUKKU



児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いちはやく)」、 「親子のための相談LINE」

ポスターやリーフレット ⇒ 全国の自治体等に一齐配布 (10月下旬)
お知らせ動画 ⇒ 配信

「子育て」や「家庭」に対して温かく接することができるようなイメージで制作しました。

また、動画をデジタル広告等で配信します。



詳しくは[こちら](#)をご覧ください ⇒





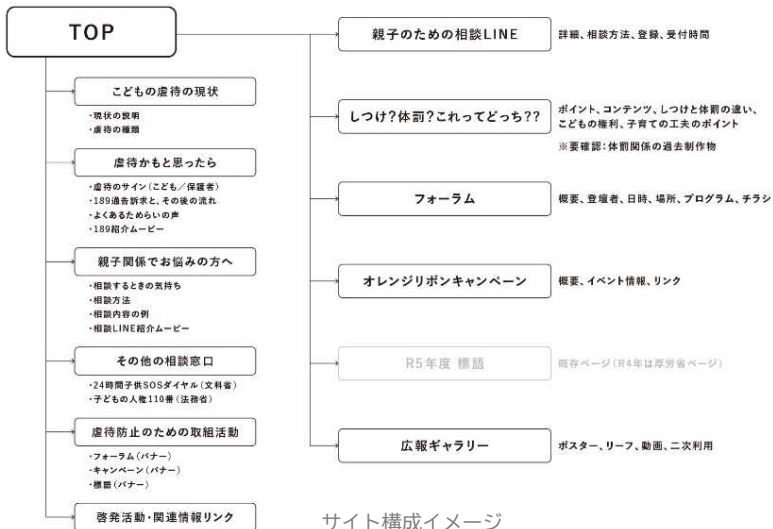
子育て世代に対し、しつけや体罰の違い、親子のための相談LINEでの相談方法などを分かりやすく伝えるため、「特設WEBサイト」を公開。



スマートフォン画面イメージ



PC画面イメージ





「こどもを虐待から守るのに、理由はいらない。こどもまんなか社会の実現に向けて、みんなで一緒に考えよう。」
“しつけと体罰の違いは？” “こどもまんなかかってどういうこと？”。

児童虐待問題に対する関心と理解を得ることができるよう、岡山県の現地とオンラインのリアルタイム配信で開催します。

【開催日】令和5年11月23日（木/祝日）【開催場所】[岡山芸術創造劇場 ハレノワ](#)（〒700-0822 岡山県岡山市北区表町3-11-50）



<ターゲット>

国民全般(特にこども及び子育て世代)

<開催概要>

児童虐待問題に対する関心を高めるためこどもや子育て世代が参加しやすい環境づくりを図りフォーラム単体では捉えず、地域の皆様と一緒に作り上げる地域と連動した一大プロジェクトとして展開し体罰によらない子育ての機運醸成を図る

フォーラム冒頭にて、11月標語の表彰を行います。

最優秀作品(内閣府特命担当大臣賞)

あなたしか 気づいてないかも そのサイン
作成者

森園紗帆(もりぞのさほ)さん

選考概要

募集期間: 令和5年6月7日(水)から7月19日(水) 応募総数: 2,317作品



秋のこどもまんなか月間
11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間です。

こどもの虐待防止推進

全国フォーラムwithおかやま

こどもを虐待から守るのに、理由はいらない。
こどもまんなか社会の実現に向けて、みんなで一緒に考えよう。

参加無料

令和5年 **11月23日** 木・祝
14:00~17:30

開催場所
**岡山芸術創造劇場
ハレノワ 大劇場**
岡山県岡山市北区表町3丁目11番50号

最新情報は
コチラを
チェック!!

フォーラムインフォメーション

**こどもの虐待防止推進
基調講演&トークセッション**

認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク
理事 高祖 常子

スペシャルゲストを迎えてトークセッション!
出演者は最新情報をチェック!

スペシャルライブ開催!
高校生による吹奏楽演奏と地元ゆかりのあるアーティストによるスペシャルライブ

観覧無料

仮面ライダーガッチャードショー

観覧無料
開催時間 16時40分~

ショー終了後、お持ちカメラによる
写真撮影会を開催!
※オンラインでの配信はありません。

全国オレンジリボン連動キャンペーン

ひかりの実
大切な人の笑顔を打すアートプログラム。
みんなで作る夜の風景。

大人キャラクター
ガチャピン・ムック
スペシャルアップ
動画公開予定

「ファミリー向け無料体験」
「トモニ」の
タイアップコンテンツ公開予定!

ともに歩むことを目指して。
トモニ

岡山市内の各所
サインエージなどでの
広報啓発

主催: こどもまんなか 岡山県 岡山市

共催: 岡山県 岡山市

第16回 **オレンジリボンフォーラム**
詳しくは裏面をチェック!

こどもの虐待防止推進 全国フォーラムwithおかやま同時開催!!

第16回 オレンジリボンフォーラム

こどもを虐待から守るのに、理由はいらない。こどもまんなか社会の実現に向けて、みんなで一緒に考えよう。

開催日: **11月23日(木・祝)** 10:00~16:00

会場: 岡山芸術創造劇場ハレノワ (大劇場) 岡山県岡山市北区表町3-11-50

岡山芸術創造劇場ハレノワ

子育て応援ライブ
11:00~12:00

岡山芸術創造劇場ハレノワ

体験あそび
10:00~16:00

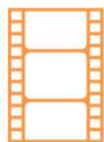
展示、情報コーナー

主催/岡山県・岡山市オレンジリボンキャンペーン実行委員会
問合せ先TEL: 086-803-1223



会場: 岡山芸術創造劇場 ハレノワ (出典: https://okayama-pat.jp/opening/#top_access)

※細部は変更の可能性がありま



児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」や、こどもやその保護者などが親子関係などに悩んだときに相談できる「親子のための相談LINE」の認知を向上するため、ポスターやリーフレットを全国自治体や関係機関に配布し、11月より一斉に掲示。また、YouTubeやLINE広告等を活用し、認知促進のための動画配信を行います。



こどもの虐待防止 189(児童)

あれって虐待かな...
でも、間違いかも...
あんな言い方しなくてもいいのに...

他人の家のことだしな...
逆恨みされるとイヤだしな...
どうしたらいいかわからないし...
わが子、大丈夫かな...

しつけにしている...
厳しすぎるような...

こどもを虐待から守るのに、理由はいらぬ。

情報提供や相談を!! いちはやく
まずは連絡 **189**

匿名可能 通話無料 秘密厳守

「児童相談所 虐待対応ダイヤル」お住まいの地域の児童相談所につながります

しつけ? 体罰? これってどっち??
[特設サイトでCHECK] → こども虐待防止

こどもを守る、社会をめざして。
こどもまんなか
こども家庭庁

ポスター (189 版)

こどもの虐待防止 相談LINE(親子)

きょうだいと比較されるのがつらい...
子育てや親子関係の不安や悩みイライラに、いっしょに向き合います。

ついカッとなってこどもに強くあたってしまう...
自分でもなんとかしなきゃ...
もっとういことをしてしまいそうで怖い...
強い言葉で言われると怖いし落ち込む...

きょうだいと比較されるのがつらい...
気軽に話せる人もいないし...
衝動的にきつい言葉が出てしまう...後からものすごく後悔...
ホントはもっとやさしくしたいのに...

どう接したらいいかわからない...

親子のための相談LINE

匿名可能 秘密厳守

専門の相談員が対応してくれるから安心です

こどもを守る、社会をめざして。
こどもまんなか
こども家庭庁

ポスター (親子のためのLINE相談 版)

No.	イメージ	NA/テロップ
1	親子のための相談LINE 匿名可能 秘密厳守	サウンドロゴ「親子のための相談LINE」
2	子育てや親子関係でお悩みのお父さん、お母さん、こどもたちへ。	NA「子育てや親子関係でお悩みのお父さん、お母さん、こどもたちへ。」
3	ついカッとなってこどもに強くあたってしまう... 匿名可能 秘密厳守 衝動的にきつい言葉が出てしまう...後からものすごく後悔... もっとういことをしてしまいそうで怖い... 強い言葉で言われると怖いし落ち込む...	
4	きょうだいと比較されるのがつらい... 匿名可能 秘密厳守 匿名で言われると怖いし落ち込む... 無視されていて悲しい...	
5	自分でもなんとかしなきゃ... 匿名可能 秘密厳守 どう接したらいいかわからない...	
6	だれにも相談できなかったその不安や悩みイライラに、いっしょに向き合います。 *専門の相談員が対応いたします*	NA「だれにも相談できなかったその不安や悩みイライラに、いっしょに向き合います。」
7	親子のための相談LINE 匿名可能 秘密厳守	NA「親子のための相談LINE お気軽に相談ください」

動画イメージ (親子のための相談LINE 版)



11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンを通じて、こどもや子育て世代が、児童虐待問題や体罰等によらない子育て等に対する関心を得られるよう、各種タイアップ企画を実施します。



岡山ご当地コンテンツ+α

01 アートとイルミネーション両方の特性を持つ「**ひかりの実**」とコラボ。市民参加型のイベントで社会的関心を高める。

ひかりの実とは

《ひかりの実》は、参加者が果実袋に「笑顔」を描き、中にLEDの小さな光を入れて膨らませて作る光の作品です。それぞれの《ひかりの実》を樹木に取付け飾ります。一人ひとりが参加することによって夜景が作られます。みんなの笑顔が作るあたたかな作品です。



出典：ひかりの実公式サイト (<https://hikarino-mi.jp/>)

02 オレンジ・ライトアップ、J R岡山駅のオレンジ・フラッグなど**11月をオレンジ色**に。こどもの虐待問題への関心を高めます。

11月23日限定で、東京スカイツリー®もオレンジ色に！

岡山城（岡山市）

岡山後楽園（岡山市）



ほかにも、J R岡山駅のオレンジ・フラッグはじめ、様々な場所で実施します。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。



©TOKYO-SKYTREE

全国向けコンテンツ

01 著名キャラクターである「**ガチャピン・ムック**」とタイアップ。全国に向けて、親子のための相談LINEなどを訴求。



©GACHAMUKKU

出典：ガチャピン・ムック公式サイト (<https://www.gachapin-mukku.com/>)

02 子育て世代への訴求力の高い「**トモニテ**」協力のもと全国のママ、パパに、親子のための相談LINEなどを紹介。

トモニテ
3つのプラットフォーム

APP
現在のメイン機能である「育児記録」「妊娠週数管理」を軸として、より、家族やパートナー、家族以外の人や社会との接点を作るためのシェア機能やコミュニティ機能などの拡充をめざします。

SNS
育児・家事ハック、明日使える日常のちょっとしたアイデアを定期的に配信するとともに、多様な子育てのあり方を紹介したり、子育てしている人たちがスキマ時間を使って気軽に集えるような場を提供していきます。

WEB
妊娠や育児の「困った」に対するヒントをお届けするコンテンツを配信。医療や母乳に関するコンテンツの多くは専門家が監修し、信頼性の高さが特徴です。知りたいことを深く知るためのデータベース的な存在をめざします。

SNS総フォロワー数170万突破

ともに手をとる子育てを。
トモニテ

出典：トモニテ公式サイト (<https://tomonite.com/>)

Ⅱ．ヤングケアラーへの支援、 こども・若者育成支援について

1. ヤングケアラーへの支援について

1. ヤングケアラーへの支援について
 - (1) ヤングケアラーの制度改革について

法案の趣旨

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設する。

法案の概要

1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

（1）ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化 【①児童手当法、②子ども・子育て支援法】

- ①児童手当について、(1)支給期間を中学生までから高校生年代までとする、(2)支給要件のうち所得制限を撤廃する、(3)第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円とする、(4)支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とする抜本的拡充を行う。
- ②妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行う。

（2）全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充 【①・②児童福祉法、子ども・子育て支援法等、③～⑤子ども・子育て支援法、⑥児童扶養手当法、⑦子ども・若者育成支援推進法、⑧子ども・子育て支援法の一部を改正する法律】

- ①妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業（妊婦等包括相談支援事業）を創設する。
- ②保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付（こども誰でも通園制度）を創設する。
- ③産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、国、都道府県、市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行う。
- ④教育・保育を提供する施設・事業者を経営情報等の報告を義務付ける（経営情報の継続的な見える化）。
- ⑤施設型給付費等支給費用の事業主拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げを行う。
- ⑥児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる。
- ⑦ヤングケアラーを国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記。
- ⑧基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応を行う。

（3）共働き・共育ての推進 【①雇用保険法等、②国民年金法】

- ①両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する。
- ②自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する。

2. 子ども・子育て支援特別会計(いわゆる「こども金庫」)の創設 【特別会計に関する法律】

こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）を統合し、子ども・子育て支援特別会計を創設する。

3. 子ども・子育て支援金制度の創設 【①④子ども・子育て支援法、②医療保険各法等】

- ①国は、1(1)①②、(2)②、(3)①②（*）に必要な費用に充てるため、医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、額の算定方法、徴収の方法、社会保険診療報酬支払基金による徴収事務等を定める。
- ②医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に納付金の納付に要する費用（子ども・子育て支援金）を含めることとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置等を定める。
- ③歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入し、各年度の納付金総額を定める。
- ④令和6年度から令和10年度までの各年度に限り、（*）に必要な費用に充てるため、子ども・子育て支援特例公債を発行できること等とする。

（*）を子ども・子育て支援法に位置づけるに伴い、同法の目的・「子ども・子育て支援」の定義に、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現・環境の整備を追加し、同法の趣旨を明確化する。

※この他、子ども・子育て支援法第58条の9第6項第3号イについて、規定の修正を行う。

施行期日

令和6年10月1日（ただし、1(2)⑦は公布日、1(2)⑥は令和6年11月1日、1(1)②、(2)①③④⑤、(3)①、2は令和7年4月1日、1(2)②、3②は令和8年4月1日、1(3)②は令和8年10月1日に施行する。）

制度の現状・背景

- ヤングケアラーについては、支援体制の強化等の対策を進めてきているが、ヤングケアラーへの支援について法律上明確な根拠規定が設けられていない。
- こども大綱においても、「要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会を活用し、その機能を強化し連携させる」とされているように、ヤングケアラー等の子ども・若者への効果的な支援を行うためには、両協議会の連携を推進していくことが重要。



改正の内容

- 子ども・若者育成支援推進法において、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーを明記する。
- また、ヤングケアラー等の同法の支援対象となる子ども・若者に対し、子ども・若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会が協働して効果的に支援を行えるよう、両協議会調整機関同士が連携を図るよう努めるものとする。

1. ヤングケアラーへの支援について
 - (2) 社会生活上の困難を抱える子ども・若者支援について(子ども・若者育成支援推進法関係)

社会生活上の困難を抱えるこども・若者支援について

(子ども・若者育成支援推進法関係)

- 子ども・若者育成支援推進法は、困難を抱えるこども・若者支援の効果的かつ円滑な実施を図るため、「子ども・若者支援地域協議会」及び「子ども・若者総合相談センター」の設置に努めることを各地方公共団体に求めている。
- こども大綱においても、地域の関係機関の連携や相談体制の充実、それらを基にした切れ目のない支援の実施等に向け、「子若協議会・センターの活用や機能向上の重要性」について記載がされている。
- これらの法や大綱の趣旨を踏まえ、各地方公共団体においては、国による支援制度も活用しつつ、協議会・センターの設置等に取り組んでいただきたい。

〔国による支援制度〕

地域におけるこども・若者支援のための体制整備、人材育成（令和6年度予算案額0.8億円）

①子若協議会・センターの設置促進等に向けた支援事業

アドバイザーの派遣や先進自治体の視察、都道府県が基礎自治体を対象に開催する講習会の開催支援等を実施。

②相談業務従事者の資質向上等を目的とした研修事業

- ・子若センター等の公的機関や民間団体で相談業務に携わる職員向けの研修
- ・アウトリーチ（訪問支援）を実践する現場の支援員を対象とした研修 等を実施。

1. ヤングケアラーへの支援について
 - (3) こども家庭センターにおけるヤングケアラーへの支援について

・こども家庭センターについては、令和4年の改正児童福祉法により、令和6年4月から市町村において、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置に努めることとされたところである。

・令和6年3月に予定するガイドラインの発出に先立ち、令和5年12月28日、全国自治体の児童福祉主管課及び母子保健主管課に「第1章」（案）を送付、意見照会を行っている。

第2節 「こども家庭センター」の役割と業務

＞3. 関係機関との連携について

（3）ヤングケアラーへの支援強化のための関係機関との連携

ヤングケアラーについては、比較的近年になって行政課題としての認識が高まったこと、また、ヤングケアラーであるこども自身や家庭が自覚しづらく、支援ニーズが顕在化しにくい特徴がある。こうした中で、適切に支援につなげていくためには、まず、学校（特に小学校・中学校）との間で、顔の見える関係性・信頼関係を築き、気になるこども・家庭があった場合の相談先としての相互の連絡窓口（担当者・連絡先等）を明確にしておくことが重要である。

（なお、文部科学省が作成した「生徒指導提要」においても、必要に応じて学校におけるケース会議等において関係者間で情報を共有する等の取組が、ヤングケアラーの早期発見・対応につながる可能性、スクールソーシャルワーカーと連携して市町村の福祉機能等の支援につなげることの必要性が示されている。）

また、各市町村において、「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置している場合には、当該者を「こども家庭センター」に配置する、あるいは、密な連携関係を構築することが重要である。

ヤングケアラーであるこどもを把握した場合には、こども自身の心情・意向や家庭の状況に寄り添いながら、ヤングケアラーが担っているケアの軽減等のために外部サービスによる代替等を検討していくことになるが、その際には、介護保険サービス・障害福祉サービス等の関係機関との支援内容の調整が必要であることから、それぞれの機関の担当部署やサービス調整者（ケアマネジャー・相談支援専門員等）との日常的な連携関係を構築しておくことも重要である。

このように、「こども家庭センター」は、①まず、ヤングケアラーの把握のステージにおいて学校との連携を図り、②把握したヤングケアラーの家庭のアセスメント・支援方針の決定や、支援方針に基づくサービス実施・フォローアップのステージにおいては、介護・障害等のサービス調整者との連携を図りながら、常にヤングケアラーであるこどもの立場に立った関係機関の調整・継続的マネジメントの実施等を行っていくことが期待される。

1. ヤングケアラーへの支援について
 - (4) ヤングケアラーへの支援に向けた令和6年度予算案について

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>

令和6年度予算案：177億円の内数（令和5年度当初予算額：208億円の内数）

1. 事業内容

地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制の構築を支援するため、

- ・地方自治体に関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となる「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置し、ヤングケアラーを適切な福祉サービスや就労支援サービス等につなぐ機能を強化（コーディネーターの研修も含む）
- ・ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援

⇒進路やキャリア相談を含めた相談支援体制を構築する場合に、補助基準額に所定額を加算する

⇒レスパイト・自己発見等に寄与する、当事者向けイベントを開催する場合に、補助基準額に所定額を加算する

- ・ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援等に財政支援を行う
- ・外国語対応が必要な家庭に対し、病院や行政手続における通訳派遣等を行う自治体への財政支援を行う



2. 補助額等

※下記事業のいずれかを実施した場合に補助。事業委託も可。

実施主体：都道府県、市区町村

負担割合：国 2/3、実施主体（自治体）1/3

(1) ヤングケアラー・コーディネーターの配置

補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	17,698千円
	1 中核市・特別区あたり	11,371千円
	1 市町村あたり	6,391千円

(2) ピアサポート等相談支援体制の推進

補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	7,444千円
	1 中核市・特別区あたり	5,045千円
	1 市町村あたり	2,600千円

拡充 A キャリア相談支援加算

補助基準額（加算）	1 都道府県、指定都市あたり	加算 5,814千円
	1 中核市・特別区あたり	加算 3,876千円
	1 市町村あたり	加算 1,938千円

拡充 B イベント実施（レスパイト、自己発見等）加算

補助基準額（加算）	1 都道府県、指定都市あたり	加算 3,119千円
	1 中核市・特別区あたり	加算 2,697千円
	1 市町村あたり	加算 2,252千円

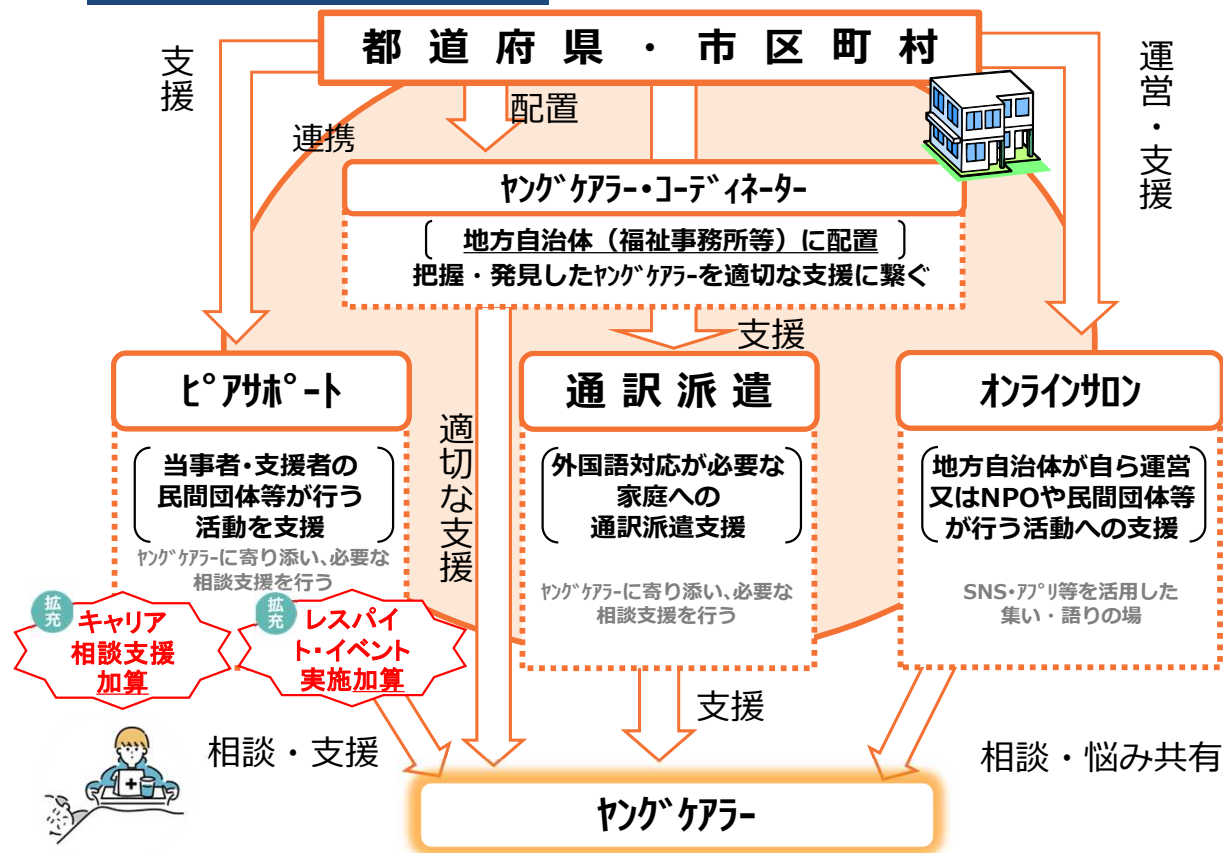
(3) オンラインサロンの設置・運営、支援

補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	4,033千円
	1 中核市・特別区あたり	2,741千円
	1 市町村あたり	1,789千円

(4) 外国語対応通訳派遣支援

補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	7,920千円
	1 中核市・特別区あたり	5,280千円
	1 市町村あたり	2,640千円

3. 事業イメージ



ヤングケアラー支援体制強化事業（ヤングケアラー実態調査・研修推進事業）

支援局 虐待防止対策課

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和6年度当初予算案：177億円の内数（208億円の内数）

1. 事業内容

ヤングケアラー^(注)の支援体制を強化するため、実態調査又は福祉・介護・医療・教育等の関係機関（要対協構成機関も含む）職員がヤングケアラーについて学ぶための研修等を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う

(注) 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることも

2. 補助額等

※下記事業のいずれかを実施した場合に補助。事業委託も可。

(1) 実態調査・把握

- ①実施主体 都道府県、市区町村
- ②補助基準額 1 都道府県、指定都市あたり 7,669千円
1 中核市・特別区あたり 4,168千円
1 市町村あたり 2,313千円
- ③負担割合 国：2/3
実施主体（自治体）：1/3

※事業導入当初の時的限的な措置として補助率を嵩上げ

(2) 関係機関職員研修

- ①実施主体 都道府県、市区町村
- ②補助基準額 1 都道府県、指定都市あたり 4,086千円
1 中核市・特別区あたり 2,430千円
1 市町村あたり 1,775千円
- ③負担割合 国：2/3
実施主体（自治体）：1/3

※事業導入当初の時的限的な措置として補助率を嵩上げ

3. 事業イメージ

都道府県
市区町村

(2) 関係機関職員研修

ヤングケアラー

(1) 実態調査・把握



ヤングケアラーは、支援が必要であっても表面化しにくい構造。支援策を検討するため、まずは都道府県・市区町村単位での実態調査を実施。

関係機関（福祉・介護・医療・教育等）

ヤングケアラーの支援にあたっては、福祉・介護・医療・教育等関係機関職員によるアトリーチが重要。ヤングケアラーに気付く体制を構築するため、以下に類する機関の職員に対して、ヤングケアラーの発見や支援策に係る研修等を実施。

- 福祉事務所
- 地域包括ケアセンター
- 市町村保健センター
- 児童相談所
- 児童福祉施設
- 社会福祉協議会
- 民生・児童委員
- 保健所
- 司法関係機関 等
- 学校
- 教育委員会
- スクールソーシャルワーカー
- スクールカウンセラー
- 病院
- 医療ソーシャルワーカー
- 訪問介護員
- その他関係機関
- 民間団体 等



<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和6年度当初予算案：177億円の内数（208億円の内数）

1. 事業目的

- 市町村が、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うために必要な体制の整備を図る
- 学校等が把握し市町村の福祉部局等へつないだヤングケアラーの情報を一元的に集計・把握するとともに、ヤングケアラーのその後の生活改善までフォローアップする体制を整備する

2. 事業内容、実施主体、補助率

実施主体 市町村 負担割合 国：1/2、市町村：1/2

（1）市町村スーパーバイズ事業

市町村が適切な通所・在宅支援を実施できるよう、児童相談業務に関する専門的知識を有する児童相談所OB等の非常勤の職員を配置し、市町村虐待対応担当課等の職員に対する専門的技術的助言・指導等を行う。

[基準額] 中核市等 2,605,000円 その他市町村 1,303,000円

（2）要保護児童対策地域協議会機能強化事業

ア 調整機関に配置される調整担当者が、調整担当者研修を受講する間に、調整機関の業務を行う代替職員を配置する。

イ 調整機関職員や関係機関職員に支援内容のアドバイス等を行う非常勤の虐待対応強化支援員又は心理担当職員を配置する。

[基準額] 1市町村当たり 交付要綱による

（3）こども家庭センター（児童福祉機能）強化事業

支援拠点において、相談対応に加え、一時預かり事業、産後ケア事業その他の子育て支援に関する事業の利用と合わせた支援ができるよう、相談者及び子育て支援事業を行う者と必要な調整を行い、相談者に対する支援を行う。

[基準額] ①基本分（1か所当たり）564,000円
②加算分（宿泊を伴わない場合）延べ利用児童数×5,500円
③加算分（宿泊を伴う場合）延べ利用日数×13,980円

（4）ヤングケアラー支援事業

学校等が把握し市町村の福祉部局等へつないだヤングケアラーの情報を一元的に集計・把握するとともに、ヤングケアラーのその後の生活改善までフォローアップする体制を整備する。

[基準額] 1市町村当たり 1,937,000円

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和6年度当初予算案：177億円の内数（208億円の内数）

1. 事業の目的

各都道府県等において、児童虐待防止及びヤングケアラー認知度向上に係る広報啓発等事業を通じ、関係機関・団体を通じ、関係機関・団体や地域住民等への児童虐待・ヤングケアラーに関する意識の向上を図ることにより、児童虐待防止及びヤングケアラーへの適切な対応に資することを目的とする。

2. 事業内容

- 実施主体** 都道府県、指定都市又は児童相談所設置市
- 補助基準額** 14,399,000円（1実施主体当たり）
- 負担割合** 国：1／2、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市：1／2
- 対象事業** 以下①～③のいずれかに該当するもの
 - ① 地域における児童虐待に関する情報発信やヤングケアラーへの認知・理解促進等を図るための広報啓発事業。
 - ② 地域の関係機関、関係団体等に対して児童虐待防止の取組を促し、児童相談所と市町村や当該関係機関等との連携協力体制の構築を図る事業。
 - ③ 児童相談所において通告・相談等を受け付けるための通信設備の改修や転送サービスの利用等を行う事業。



（例）SNSを活用した情報発信

こども家庭センター等におけるこどものSOSを受け止められる相談支援体制の整備

支援局 虐待防止対策課

<児童虐待防止対策等総合支援事業補助金>

令和5年度補正予算：2.2億円

1 事業の目的

- こどもたちにとって、虐待など家庭内での困りごとを、普段接点がないこども家庭センターに相談することはハードルが高いことから、こどものSOSをこども家庭センターが受け止めて必要な支援を届けるためには、関係機関（保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブ）と連携して、こども家庭センターにこどもたちがアクセスしやすい環境を整備することが必要である。
- また、こどもからのSOSをこども家庭センターをはじめとする関係機関でしっかりと受け止められる体制を整備するとともに、こどもの様々な困りごと・ニーズに応じた適切な支援を提供できるよう、こども家庭センターにおける専門人材の活用を促進する。

2 事業の概要・スキーム

- ① こどもの関係機関（保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブ）との連携・相談体制の整備
以下の取組を実施することも家庭センターに必要な経費を補助する。
 - ・ こどもやこどもの関係機関の職員からの相談対応を担当することも担当相談員の配置。
- ② こどものニーズに応じた相談支援の実施のための専門人材の活用促進
 - ・ こども家庭センターに公認心理士・精神保健福祉士等の外部専門職の派遣・配置を行う場合の費用を補助。

3 実施主体

市区町村

4 補助率

○児童虐待防止対策等総合支援事業： 国1/2、市区町村：1/2

5 補助単価案

- ① こども担当相談員配置 2,715千円/人（1市区町村最大2名）
- ② 専門人材活用促進 1市区町村あたり 2,983千円

1. ヤングケアラーへの支援について
 - (5) ヤングケアラー社会的認知度向上のための広報啓発について

ヤングケアラー社会的認知度向上のための広報啓発

令和4年度から令和6年度の3年間でヤングケアラーの社会的認知度向上の「集中取組期間」に据えていることを踏まえ、まずは中高生の認知度5割を目指し、集中的な広報啓発を実施し、もってヤングケアラーが早期に発見され、適切な支援につながる社会風土を築くことを目的とします。

ポスター・リーフレットの一斉配布、動画配信

- ポスター・リーフレットを配布（R5.11）・公開
- 動画をデジタル広告等で配信

ヤングケアラーの社会的認知度向上



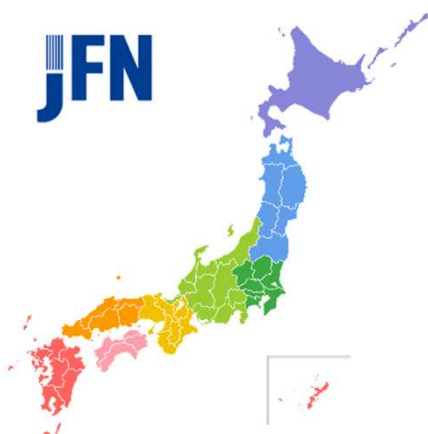
「ヤングケアラー」とは何か。
そして、どのような状況下にいるのかを知ってほしい。



ミッドナイトダイバーシティ出張講座 ～ヤングケアラーって？～

●出前講座の実施

全国7地域（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄）の中学校や高等学校での出前講座をモデル的に実施。実施内容をラジオ番組や音声アプリでも配信。



特設Webサイトの公開

- 訪問者が順を追って理解を深めやすい特設Webサイトを公開
- 全国に広がる相談窓口の検索機能も追加



興味をもって訪れた人の、理解を深めて、きちんとした認知形成につなげる場所がホームページ。今回の最大目的である「ヤングケアラーの認知度向上」において、重要なタッチポイント。まずは「ヤングケアラーとは？」からスタートして、コンテンツを読み進めるごとに、だんだんと理解が深まっていくような構成としています。



ヤングケアラー理解のためのコラボレーション・キャンペーン

- ABEMA TVタイアップ
番組連動企画CM制作・放送
出演者SNSでの情報発信
(2024.3.31までの期間限定公開)



- グノシー
タイアップ記事の公開



- 読売中高生新聞 — 対談記事 —
- LIVE BORAD — 動画配信 —



✓ 詳しくは、こども家庭庁特設Webサイトをご覧ください

2. こども・若者育成支援について

2. こども・若者育成支援について

(1)「虐待・貧困により孤立し様々な困難に
直面する学生等へのアウトリーチ支援」
について

虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援

(令和5年度補正予算:2.7億円)

〔事業内容〕

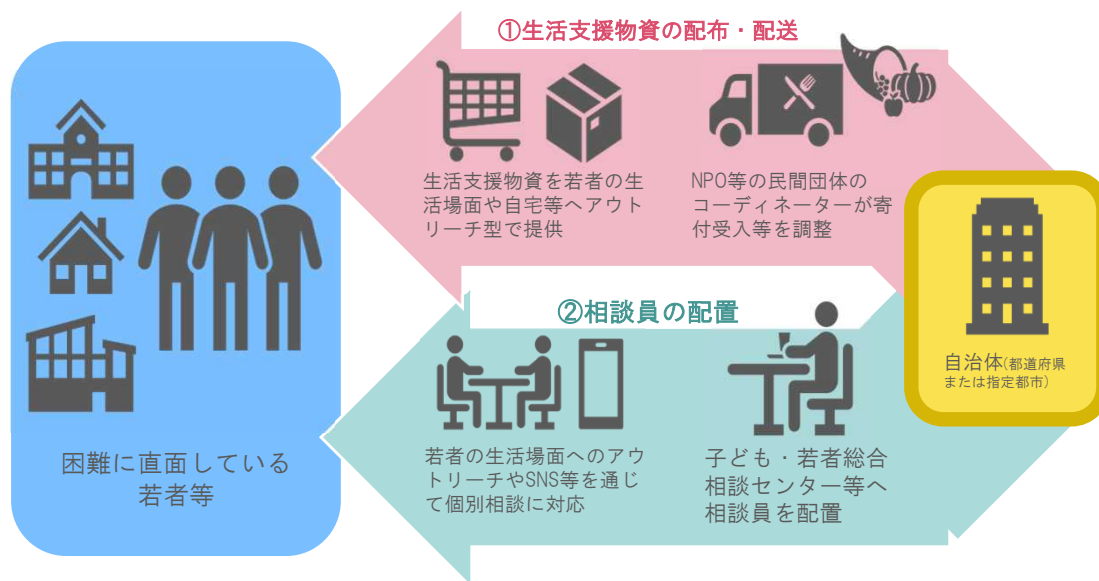
虐待や貧困家庭であることなどにより、親からの支援を受けられない学生等のもとに、寄付等で集めた食料や生活必需品を届けるとともに、それをきっかけとして必要な相談支援につなげることを目的とする。

〔実施主体〕

都道府県・指定都市（※外部委託可）

〔補助率〕

初年度はモデル事業として、
都道府県・指定都市のいずれも10/10



○これまで自治体の皆さんからお寄せいただいた質問にお答えします。

Q：対象者の「学生等」の範囲はどこまででしょうか？

A：特に経済基盤が脆弱であることが想定される**大学生や新卒社会人等を中心とした、支援が必要な子ども・若者を対象**としています。

Q：国からの補助の内容はどのようなものですか？

A：事業の実施に必要な経費について補助します。具体的には、食料等の輸送・保管等の諸費用のほか、寄付の働きかけやその受入れに係る調整を行う**コーディネーターの雇上げの費用**、また、**相談支援を実施する相談員の人件費なども補助の対象**となります。

Q：事業を実施する「若者担当課」が庁内にないのですが。

A：**実施主体は「若者担当課」である必要はありません。**（虐待、貧困、教育担当課などでの実施も想定しています）

※詳細は「虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援（モデル事業）の実施について」（令和5年12月27日付こ支虐第218号）を参照。

問い合わせ先： こども家庭庁 支援局 虐待防止対策課 こども若者支援担当 ☎03-6859-0116

こ支虐第 218 号
令和 5 年 12 月 27 日

各 都道府県知事
指定都市市長 殿

こども家庭庁支援局長
(公印省略)

虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチ
支援（モデル事業）の実施について

標記について、今般、別紙のとおり「虐待・貧困により孤立し様々な困難に直
面する学生等へのアウトリーチ支援（モデル事業）実施要綱」を定め、令和 5 年
12 月 27 日から適用することとしたので通知する。

(別紙)

虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する学生等への
アウトリーチ支援（モデル事業） 実施要綱

第1 目的

親からの虐待や貧困家庭であることに起因して孤立し生活困窮や心身の不調等の様々な困難に直面する若者又はそのおそれのある若者（以下、「困難に直面する若者等」という。）に対する支援は、現下の経済情勢にあって喫緊の課題となっている。

本事業は、困難に直面する若者等のうち支援が必要な者を把握し、寄付等に基づく生活支援物資（食料、生理用品等の生活必需品や学用品。以下、「支援物資」という。）をアウトリーチ型で提供するとともに、さらに必要な相談支援へとつなげることを内容とする地方公共団体の取組に対し支援を行う。また、当該取組の実践を通じ、より効果的・効率的な実施に向けた検証を行うことを目的とする。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市（以下、「都道府県等」という。）とする。

第3 事業内容

以下の（１）～（３）を実施する。

- （１）支援物資の提供等
- （２）相談支援の実施等
- （３）検証

第4 実施方法及び内容

（１）支援物資の提供等

- ① 支援物資の配布方法（会場配布、個別配送等）を定める。
- ② 企業を含む一般から寄付を募るなど、支援物資を調達する。
- ③ 支援物資を倉庫等に輸送し、一時保管する。
- ④ 困難に直面する若者等を把握し、事業の周知や申込みを募る。
- ⑤ 支援物資を定めた方法により配布・配送する。

（２）相談支援の実施等

- ① 若者等からの相談に応じ、関係機関の紹介やその他必要な情報の提供・助言を行う相談員を支援物資の配布会場やその他適切な場所に配置する。
- ② 支援物資の配布等をきっかけとして、広く相談窓口等へと誘導する働きかけを行い、困難に直面する若者等への相談支援を実施する。
- ③ ②による相談支援を受けた者のうち、親や家庭から孤立状態にある者には、地域や人との必要なつながりなどが得られるよう継続的な支援を行う。

(3) 検証

(1) 及び(2)の実施とあわせて、以下について検証を行う。

- ① 支援物資を確保するための方策（寄付元を増やすための情報収集、広報や募集の仕方、企業や団体との調整等）
- ② 支援物資の集積、保管、配布等を経済的かつ効率的に行うための方策等
- ③ 困難に直面する若者等の把握方法等
- ④ ③のうち支援物資を必要としている若者等に事業の周知等を図る方策等
- ⑤ 支援物資を受け取った若者等を相談窓口等へと誘導するための方策等
- ⑥ 効果的な相談支援を実施するための方策（相談受入れ体制の構築）等
- ⑦ 親や家庭から孤立状態にある若者等への支援方策等
- ⑧ その他事業実施の改善に資すると考える事項

(4) 実績報告

都道府県等は、本事業の実績等について、別紙の内容により報告すること。（事業の終了時に加え、中間的に状況の報告を求めることがある。）

第5 留意事項

(1) 本事業では、困難に直面する若者等のうち、特に経済基盤が脆弱であることが想定される以下のような者を中心に、支援を必要とする者への支援を行なうものとする。

- ① 専門学校や大学等に入学後1年以内の者
- ② 定時制高校又は通信制高校等を卒業後1年以内の者
- ③ 専門学校や大学等を卒業後1年以内の者

(2) 困難に直面する若者等の把握に際しては、庁内の既存データ等の活用のほか、学校や団体、個人等へのアウトリーチ的手法による情報収集を行うなど、支援を必要とする者の掘り起こしに努めること。

(3) 支援物資の調達に際しては、可能な限り、企業を含む一般からの寄付等を得るよう努めること。

(4) 相談支援に携わる相談員には、第4(2)②及び③の業務を遂行するにふさわしい者（親子関係等から生じる困難（虐待や貧困家庭、それらによる心身の不調等）をはじめ、若者等の様々な相談に応じ、福祉、保健、医療その他のサービスによる支援につなげるとともに、親や家庭から孤立状態にある場合には、地域や人との必要なつながりなどが得られるよう継続的な支援を行うことのできる者）を充てること。

(5) 都道府県等は、事業の全部又は一部について、適切に事業を実施できると認められた者に委託することができる。

(6) 事業の実施に当たっては、衛生管理及び事故防止の徹底を図ること。

第6 個人情報保護

本事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、本事業を実施する都道府県等は、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

第7 費用

本事業に要する費用について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

なお、他の国庫補助金等の補助を受けて実施している既存事業を活用して事業を実施する場合は、本事業の補助対象とならない。

実績報告書の記載事項

1. 自治体名
2. 委託内容 ①委託の範囲（全部又は一部） ②委託先名称 ③採択理由等（採択の方法、採択した理由）
3. 事業実施期間（令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日）
4. 事業概要（事業の目的、事業スキーム等）
5. 事業報告 ①支援物資の確保のために、どのような取組や工夫を行なったか。（寄付元を増やす広報や募集の仕方、企業との調整等） ②支援物資の集積、保管、配布等の効率化等にどう取り組んだか。 ③困難に直面する若者等の範囲をどのように定め、その積極的な把握に努めたか。 ④③のうち支援物資を必要としている若者等にどのように周知を図り、申込の受付等を行ったか。 ⑤相談窓口等への誘導に関し、どのような工夫や取組を行ったか。 ⑥相談受入れ体制の構築を含め、効果的な相談支援の実施にどのように取り組んだか。 ⑦親や家庭から孤立状態にある若者等が、地域や人との必要なつながりなどが得られるよう、どう取り組んだか。 ⑧その他事業実施の改善に資すると考える工夫や取組を行ったか。 ※1 ①～⑧について、当初の予定、実施の上で課題となった点、課題を受けて改善した点等について詳述し検証するよう心掛けること。 ※2 支援物資の配布実績及び相談支援の実施実績は件数を具体的に示すこと。（うち、相談支援の実施実績は、受け付けた相談内容についても適宜統計的な処理を加えるなどし、大要を把握できるようにすること。） ※3 成果だけでなく検討の経過に関しても詳細な記載を行うこと。
6. 成果の公表実績（見込み） ※自治体 HP への掲載、成果物の配布等